

猪口氏

寄贈 図 牙

昭和九年十一月

甲板士官勤務参考

甲板士官勤務参考 目次

第一節	甲板士官ノ職務	一
一	艦船職員服務規程拔萃	一
二	軍艦例規拔萃	二
三	其ノ他	五
第二節	甲板士官ノ研究熟知スベキ諸項	七
第三節	他ノ諸官トノ關係	九
第四節	日課	三
一	總員起床	三
二	露天甲板洗ヒ方	一四
三	洗面	一四
四	當番釣床	一五

一九	雜件	二六
一八	初夜巡檢	二七
一七	甲板掃除及初夜巡檢用意	二七
一六	釣床卸方	二七
一五	入浴	二八
一四	遊戲音樂許ス	二八
一三	酒保開ケ	二九
一二	天幕疊ミ方及張方	二九
一一	短艇揚方	二九
一〇	別科	二九
九	軍事點檢前ノ甲板掃除	二九
八	兵員ノ作業監督	三〇
七	教育及事業	三二
六	日課手入	三七
五	食事	三六

第五節 艦内保存手入及整頓

第一項 艦内諸掃除

一 甲板要具使用法並ニ手入法

二 露天甲板諸掃除ノ種類

甲板掃除

甲板洗方

上甲板石鹼洗

甲板砂摺

内舷拭ヒ

上甲板ト油類

其ノ他諸注意

三 居住甲板掃除ノ種類

居住甲板掃キ掃除

居住甲板拭ヒ掃除

(三)「ツ」ノ「ユーム」甲板手入法

..... 四〇

..... 四〇

..... 四〇

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 四四

..... 五〇

	(四)	居住甲板大掃除	五
	第二項	艦内保存手入法	五
	第三項	艦内整頓	六
	第四項	塗 粧	六
	第六節	洗 濯	六
	一	被服洗濯	六
	二	釣床及帆布洗濯	六
	三	當番洗濯	六
	第七節	清 水	六
	第八節	石炭搭載	六
	第九節	艦ノ外容	六
	第十節	出入港及航海中ノ注意	九
	第十一節	入 渠	九
	一	入渠前ノ準備	九
	二	入渠後行フベキ事項	九

三	入渠中ノ注意	六
第十二節	物品搭載格納	九
第十三節	艦内經濟	一〇
第十四節	艦内衛生	一五
第十五節	役員ノ選定	一九
一	役員ノ選擇及配當上ノ注意並ニ艦内常務編成ノ一般	一九
二	諸役員ノ種類	二〇
三	役員交代上ノ注意	二一
四	人選上ノ注意	二三
第十六節	釣床位置	二五
第十七節	關係諸帳簿及書類	二六
第十八節	雜務	二八
第一項	毎月處理スベキ事項	二八
第二項	毎週處理スベキ事項	二九
第三項	其ノ他處理スベキ書類及事項	三〇

一	艦長訓示録	110
二	艦船配員簿	110
三	謄寫版事業簿	110
四	部署内規	110
五	捕鼠捕虫上陸	110
六	罰金箱	111
七	拜觀者多キ場合ノ注意事項	111
八	空瓶空箱ノ利用	111
九	軍歌ノ選擇	111
一〇	諸設備	111
一一	惡瓦斯停滯所ノ處理法	111
第十九節 部下統御		
第二項	兵員ノ性行及心理狀態	114
一	等級卜氣質	114
二	軍港卜氣質	114

三	兵員ノ性行及氣質ヲ知ル法	二七
第二項	指揮者ノ素養	二六
第三項	統御術	二九
第四項	艦内警察	三三
一	甲板士官ト艦内警察	三三
二	賞罰ニ關スル教訓	三三
三	賞罰ノ誤用	三三
四	艦内ニ於テ最モ多クアル不正行爲	三四
第五項	其ノ他ノ諸注意	三七
附 録 (七、八ヲ除ク凡テ某艦使用ノ例ナリ)		
一	作業豫定表	一四〇
二	作業摘録	一四一
三	事業簿様式	一四二
四	事業請求票(各科、各分隊)	一四三
五	役員配分表	一四四

六	人割表	一四四
七	塗料ノ種類	一四五
八	塗具配合表	一四七
九	載炭成績記録様式	一四九
一〇	諸管及電路着色表	

以上

本書ハ

軍艦例規

初級將校服務參考書

保存手入參考書

以外ノ必要ナル事項ニ付記註シタレバ本書ト共ニ右ノ書ヲ熟知セザレバ甲板士官ノ勤務ヲ完フスルコト難カルベシ

甲板士官勤務参考

第一節 甲板士官ノ職務

一 艦船職員服務規程拔萃（諸例則卷ノ一）

(一) 艦長附、副長附又ハ運用士タル乗組兵科士官ハ、艦長、副長又ハ運用長ノ命ヲ承ケ服務スルノ外艦長ノ指定ニ依リ平常甲板士官トシテ勤務スルヲ例トス

(二) 甲板士官ハ副長ノ命ヲ承ケ衛兵司令ヲ佐ケテ艦内警察ノコトニ從ヒ、艦内ノ紀律及定則ノ維持ニ任ジ又當直將校ノ命ヲ承ケテ日課及號令ノ確實迅速ニ實行セラルコトヲ努メ、屢艦内ヲ巡視シテ定則命令ノ違反者アルトキハ之ヲ制止訓戒シ要スレバ之ヲ副長、當直將校ニ報告シ衛兵司令又ハ關係分隊長ニ申告スベシ

(三) 甲板士官ハ各科分隊ニ專屬スルモノヲ除ク外兵員諸役員及傭人ヲ使役シテ諸甲板、内外舷、食器室、炊炊室、流場、浴室、厠等ノ整頓掃除ヲ督勵シ船體等ノ保存手入修理整備等ニ關シ意見ヲ有スルトキハ之ヲ副長ニ報告シ又ハ該當主管者、分擔者ニ申告スベシ

二 軍艦例規拔萃（甲板士官心得）

(四) 甲板士官ハ下士官以下乗組員ノ才幹、性行、技能、健否等ヲ詳知シ其ノ服務ノ狀況ニ注意シ時々之ヲ副長ニ報告シ又ハ關係分隊長ニ申告シ之ガ進退等ニ關シテハ其ノ議ニ參與スベシ

(一) 下士官兵ノ統率ニ關シ左記諸項ノ責ニ任ズベシ

(イ) 衛兵司令ト協力シテ艦内警察ノ任ニ當リ軍紀風紀ノ振肅ニカムベシ

(ロ) 艦長、副長又ハ當直將校ノ號令ヲ確實迅速ニ實行セシムルコト

(ハ) 諸法令其ノ他艦内諸心得ヲ遵守セシムルコト

(ニ) 下士官兵ノ性能、勤怠、素行等ニ精通シ進級會議等ニ當リ意見ヲ開陳シ考課ノ資料ニ提共スルコト

(ホ) 犯行者又ハ懲戒ヲ要スト認ムルモノアルトキハ之ヲ其ノ分隊長ニ報告シ、輕微ノ事故ハ直接自ラ訓戒ヲ加フルコト

(ヘ) 體育掛等ト協力シテ武技體技ノ施行、乗員ノ慰安等ニ留意シ士氣ノ振作ニカムルコト

(二) 左記諸項ノ勵行ニ努ムベシ

(イ) 艦體諸部ヲ清潔ニ維持シ又外觀ノ整齊ニ注意スルコト

(ロ) 艦内衛生ニ留意シ居住甲板以下ヲ乾燥ナラシメ流シ場、厠等ヲ清淨ナラシムルコト

(ハ) 防水防火通風諸裝置ヲ熟知シ常ニ有効ナラシムルニ注意スルコト

- (ニ) 諸倉庫ノ整頓、諸物件格納ノ良否ニ注意シ意見アルトキハ各受持主管者ニ申告スルコト
- (ホ) 艦底ヲ乾燥ナラシメ又潜孔ノ開閉ニ注意シ艦底潜孔開閉表示板ノ栓ノ著脱ヲ司リ常ニ其ノ開閉ヲ表示スルコト
- (ヘ) 艦内諸部ニ新設改造又ハ修理ヲ要スト認ムルモノアルトキハ意見ヲ受持ノ分隊長ニ陳述スルコト
- (ト) 常ニ艦内經濟ニ注意シ諸物品ノ浪費ヲ制シ白熱燈ノ濫用ヲ禁ズルコト
- (チ) 毎月一回各甲板要具ヲ點檢スルコト
- (リ) 常ニ甲板洗砂ヲ貯藏シ特ニ航海中缺乏ヲ來サザル様注意スルコト
- (三) 日課及事業ノ施行ヲ監督シ又諸役員ヲ管轄シ左ノ諸項ニ注意スベシ
- (イ) 諸役員ヲシテ各關係受持區分竝ニ用具ノ取扱及格納所等ヲ知悉セシムルコト
- (ロ) 諸役員ヲシテ充分ニ其ノ職務ヲ盡サシムル爲其ノ職務ノ細則及其ノ方法順序等ヲ細密ニ教示シ之ガ交代ニ際シテハ遺漏ナク申繼ヲナサシムルコト
- (ハ) 自己擔任ノ業務ニ關シ人員ヲ要スルトキハ豫メ副長ニ申請スルコト但シ臨時ニ人員ヲ要スルトキハ當直將校ニ請求スルコト
- (四) 出港前ニハ左ノ諸項ニ注意スベシ
- (イ) 二重底ノ潜孔ヲ閉鎖スルコト

- (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一) (ロ) (イ) (ハ) (ホ) (ヘ)
- 諸移動物ヲ固定スルコト
- (ハ) (ロ) 下甲板舷窓ヲ密閉スルコト
- (五) 居住甲板掃除中、軍事點檢及初夜巡檢前ニハ受持各部ノ下點檢ヲ行ヒ之ヲ副長ニ報告スベシ
- (六) 總員起床十五分前(航海中ハ露天甲板洗方前)ニ起床シ午後止業甲板片付ケ終ル迄絶エズ艦内諸部ヲ見廻リ任務遂行ニカムベシ又初夜巡檢後就寢中ト雖モ事業起ルトキハ何時タリトモ直ニ起床スベシ
- (七) 運用長、各分隊長ト密接ナル連絡ヲ保持シ艦ノ保存整備ニ努メ持ニ左記諸項ニ留意スルヲ要ス
- (イ) 艦内諸部ノ艶拭中發見セル發銹其ノ他異常部ハ其ノ都度之ヲ處理スベシ
- (ロ) 雨雪波浪等ニ依ル甲板ノ溜水ハ屢々之ヲ除去スルヲ要シ又木甲板洗ヒノ水沫ニテ塗粧部ヲ濡サザル様注意セシムルヲ要ス
- (ハ) 雨露ニ曝サレタル「リノリユウム」甲板及塗粧面ハ爾後成ベク速カニ乾燥セシメ艶拭ヲ行フベシ
- (ニ) 塗粧面ハ其ノ効力減退ニ先ダチ塗替、上塗、油拭等ニ依リ適當ニ之ヲ處理スベシ。塗面ニ光澤ナキハ概ネ減退シツツアル證ナリ
- (ホ) 「リノリユウム」甲板ニ於テ乾燥艶拭後光澤ナキハ効力減退ノ證ナルヲ以テ速ニ油拭ヒ次イデ艶拭ヲ施スベシ
- (ヘ) 銹落シハ鐵面ノ生地ヲ平滑ナラシムル如ク行フヲ要ス

三 其ノ他

- (一) 甲板士官ハ表裏共ニ兵員ニ接近シ下士官兵ノ内情ニ精通シ勤務、居住、衣食ノ苦樂ヲ共ニスルノ覺悟ヲ持テ洗濯、休養、慰安、娛樂等ニ關シ工夫ヲナシ副長ヲ補佐スベシ。而シテ副長ノ部下統御ハ常に適切ニシテ兵員ノ艦副長ノ德ヲ仰ギ心服シテソノ一令ノ下ニ迅速、靜肅、確實ニ愉快ニ働キ水火ヲモ辭セザル士氣ヲ涵養セシムベシ
- (二) 艦ノ風紀ハ甲板士官ノ負フ所大ナレバ甲板士官ハ精勵事ニ當リ早朝ヨリ夜遅ク迄艦内百般ノコト『各分隊何名整列』等ニ至ルマデ必ズ立會ヒ元氣ニ愉快ニ働ク範ヲ垂レザルベカラズ
- 而シテ難事ニ逢ヒテ益々勇氣ヲ鼓舞シ己ガ仕事ニ責任ヲ以テ他人ヨリ指摘サルルコトナク遂行スルノ風ヲ勵行スベシ。尙確實ハ作業ノ要訣ニシテ迅速靜肅ハ熟練ト共ニ修得セシムルヲ要ス。カクテ兵員ヲシテ甲板士官ハ誠ニヨク苦シキ仕事ヲ爲ス士官ナリト悟ラシムルニ至ラバ艦内ノ士氣自ラ振肅スベシ
- (三) 兵員ノ艦内生活ニ留意シ横着ヲ矯正シ善ヲ伸バシ各員ヲシテ五ヶ條ノ聖旨ヲ奉體シ自律的ニ自己ノ精神ノ向上ニ努メシムル如ク心掛クベシ。カクテ兵員間ノ禮儀モ嚴然トシ犠牲的精神モ向上シ上下和合シ事ニ當ルノ風ヲ産ムニ至ラシムルヲ要ス
- (四) 兵員ノ監督ハ寬嚴度ヲ失セザルヲ要ス。抑モ完全ナル部下統御法ハ難事トスル所ナルモ不斷ノ修養ト

常ニ兵員ト一致シ艦内ノ諸事ニ當リ率先己ガ身ヲ苦シムルコトニヨツテ體得スル外上官ノ範例ニ學ブ
ヨリ道ナシ

第二節 甲板士官ノ研究熟知スベキ諸項

一 自艦ニ關スル諸項

内規及部署

(一) 防水區劃、二重底ノ構造及其ノ現狀

(二) 防火、防水、排水、注水、通風ノ諸裝置

(三) 清水罐、海水罐ノ位置容量竝ニ管裝置

(四) 諸倉庫ノ位置竝ニ格納品

(五) 現在諸役員竝ニ兩舷直（非番直當直）ノ數

(六) 下士官兵ノ姓名、等級、性癖、技能等

二 軍艦例規ニ精通スルコト特ニ左記諸項ハ熟知ヲ要ス

(一) 軍艦週課日課規則

(二) 軍艦週課日課施行心得

(三) 艦員一般心得

(四) 艦内諸役員心得

三 諸例則中ノ諸項

- (一) 艦内主要ノ兵器、機關、船具ノ番號、稱號並ニ甲板内外舷等ノ受持及食卓、寢所等ニ關スル規程(卷ノ二)
- (二) 艦船々體其ノ他主管並ニ分擔ニ關スル規程(卷ノ一)
- (三) 艦船造修試驗檢査規則中艦船ノ著色着標(卷ノ一) 艦船兵器造修(卷ノ二) 附表參照

四 第一艦隊法令中ノ諸項

- (一) 防水扉及蓋種別並ニ符標(艦政)
- (二) 艦艇内諸室、諸倉庫、格納所、電話口、傳聲管並ニ諸弁等標札色別ノ件(艦政)

五 艦内編制令(内令提要)

六 軍艦部署標準

第三節 他ノ諸官トノ關係

一 副長

甲板士官ハ副長ニ直屬シ常ニ其ノ旨ヲ受ケテ勤務スベキモノニシテ、絶エズ其ノ意圖ニ合スル様努力シ重要ナル事項ハ必ズ其ノ指令ヲ仰ギ結果ヲ報告スベシ

二 當直將校（副直將校）

甲板士官ニハ自ラ號令ヲ發スル權ナク當直將校ノ號令命令ノ迅速確實ナル傳達ヲ計リ實施ヲ督勵スベキモノナリ。假令當直將校ノ號令命令ガ自己ノ意志ニ合致セザルガ如キコトアルモ斷ジテ放任スルガ如キコトアルベカラズ。若シ自ラ要求スル所アラバ豫メ當直將校ニ自己ノ意ヲ述ベ要スル號令命令ヲ請フベシ

三 分隊長

分隊長又ハ分隊士自ラ分隊員ヲ指揮シ作業ニ従事スベキ時容喙スルハ統制上面白カラズ其ノ感情ヲ害スルコトアリ。唯分隊受持甲板竝ニ格納要具等ニ關シテハ分隊長、分隊士ト協力シテ之ガ整頓ヲ計リ、尙分隊員ノ行動ニ關シテハ必要アラバ分隊長、分隊士ニ通報スベシ

四 衛兵司令（衛兵副司令）

五 先任衛兵伍長

艦内警察軍紀風紀ニ關シテハ衛兵司令、衛兵副司令ヲ援助スベシ

先任衛兵伍長ハ古參ニシテ且德望アル先任ノ兵科下士官任命セラレルモノニシテ軍紀風紀維持振肅ニ關シテハ甲板士官ヲ補佐スルノ責任ヲ有ス。副長ト兵員ノ連絡ヲ維持スルハ甲板士官ナル如ク甲板士官ト兵員ノ意志疎通ヲ圖ルハ先任衛兵伍長ナリ。故ニ下士官兵ノ事ニ關シテハ事ノ大小トナク之ヲ經由セシメ常ニ己ガ相談相手トナスト共ニ先任衛兵伍長ノ全能ヲ發揮セシムル如ク指導スルコト最モ肝要ナルベシ

六 機關科將校（他科トノ關係）

日課施行上又ハ機關員ト水兵員トノ接觸上或ハ受持區分ニ就テ機關科將校（特ニ機關長附）ト圓滑ナル連絡ヲ保持シ、一般ノタメ最モ有利ナル如ク機宜處置ヲ採リ決シテ感情的若クハ偏見の惡感情ヲ以テ衝突スルガ如キコトアルベカラズ。特ニ航海中機關科員ノ休養ニ關シテハ周到ナル考慮ヲ要ス。即チ甲板士官ハ一艦ノ甲板士官タリ。其處ニハ機關科モナク將軍醫科、主計科モナク常ニ公平ナル態度ヲ以テ常ニ一艦ノコトヲ考察スルコト肝要ナリ

七 兩甲板士官

中下甲板士官ハ普通先任者之ニ當ル。故ニ上甲板士官ハ下士官兵指導方針竝ニ日課作業ニ就テハ常ニ中

八

下甲板士官ヲ補佐シ連繫協同ノ道ヲ誤ルベカラズ

准士官、特務士官

特ニ掌帆長、掌木工長、掌砲長ハ事業、需品ニ關シテ極メテ密接ナル關係ヲ有ス。而シテ之ニ對スル心得ハ其ノ年齢經驗ニ對シ相當ノ敬意ヲ拂ヒ互ニ連絡ヲ失セズ一致協力シ一艦ノ能力向上ヲ期セザルベカラズト雖モ或程度ノ威嚴ヲ保持スルコトヲ忘ルベカラズ。而シテ眞ノ威嚴ハ智徳兼備ノ力ニ俟タザル可ラザルハ勿論ナリ

第四節 日 課

甲板士官ハ當直將校ノ令ヲ承ケテ日課施行ニ當ルモノナレバ、日課施行ニ關シテハ常ニ當直將校ノ手足タリ耳目タル心掛ケ肝要ナリ。日課施行ニ關シテハ第一艦隊ニテハ軍艦週課日課施行心得(法令別冊軍艦例規)ニ於テ詳細ナル規程ヲ設ケアリ

同心得ハ軍艦例規ニ集録シアリ各艦隊鎮守府等ニ於テ之ヲ襲用シ居ルヲ以テ日課ノ施行ニハ同心得ニヨルベシ

一 總員起床「配置宜シ」

甲板士官ハ必ず十五分前ニ起床シ「總員起シ」以前ニ艦内ヲ巡視ス。「總員起シ」ノ令ニテ一齊ニ總員ヲ起床セシメ「釣床掛配置ニ就ケ」ノ令ニテ釣床掛ヲシテ釣床收メ方準備ヲ爲サシメ當直將校ニ報告ス。

「總員釣床收メ」ノ號令ニテ迅速ニ釣床ヲ格納セシム

- 1 釣床ノ括リ方、格納ニ當リテハ迅速ナルヲ要スルモ粗略ナルベカラズ
- 2 混雜ト喧噪トヲ防止スルト共ニ格納ノ狀況不規律ニ陥リ易キ箇所ニ注意ヲ要ス
- 3 起床後速ニ舷窓ヲ開カシムルコト

「釣床宜シ」

4 甲板士官「釣床宜シ」ト届クルハ約八分乃至九分收リタル時ニ於テスルヲヨシトス。後レタル者ヲ急ガシムル良手段ナルト共ニ朝ノ日課ニ活氣ヲ與フルモノナリ

5 釣床掛ヲシテ釣床格納所内ニ靴ノママ入ラシムベカラズ。釣床ハ配置番號ヲ上ニシテ整頓シ、夜間「釣床卸シ」ノ際讀ミ易キ様ニスベシ。釣床覆ハ確實ニ掛ケシムベシ。入湯上陸者アル場合ハ格納所内ノ整頓ニ一層注意ヲ要ス

總員起床前釣床ヲ收ムルモノ

6 總員起床前釣床ヲ收ムルモノ次ノ如シ

朝直ノ衛兵、同信號兵、同掌帆長屬、取次、從兵、釣床掛當直、守燈番、機關科當直員、航海中當直操舵員、先任衛兵伍長、上陸員迎短艇員、糧食艇員

7 第六項ヲ無視シテ定時ヨリ無闇ニ早ク起キタガル風アリ、釣床格納所居住甲板ニ在ル艦ニ於テハ特ニ然リ取締ラザルベカラズ。一等兵以上ニシテ分隊ノ若年兵ヲシテ自己ノ釣床ノ始末ヲナサシムル者アルハ之ガ主ナル原因ナリ、自分ノ釣床ハ必ズ自分ニテ始末セシムルヲ要ス

8 廁ヲ檢シテ海水罐ニハ常ニ満水シアルヲ要ス

「諸覆宜シ」

9 武器昇降口覆ノ類ハ一般ニ號令ニ先ダテテ着脱スル傾向アリ取締ルベシ

10 當番釣床ノ札ハ所定ノモノヲ用ヒ忘レザル様釣ラシム

11 號令ニ依リ武器昇降口覆ヲ撤去シ天窓及砲門ヲ開ク、甲板士官ハ諸覆類ノ收マリタルヲ當直將校ニ報ズ

二 露天甲板洗ヒ方 (第五節艦内保存手入ノ部参照)

1 露天甲板洗ヒ方用意ノ令ニテ甲板要具掛ハ甲板洗要具、消防主管及吐水口ヲ準備ス

2 此ノ間洗面用及日課手入用清水ノ配給ヲナスモ混雜ヲ防止シ清水ノ亂用ヲ戒ム可シ。清水配給量ハ内規ニ依ル

3 此ノ間中下甲板士官ハ艦内隈ナク巡視スルヲ要ス。睡眠ノ情勢ニ打勝ツコトヲ得ズシテ暗ガリニ潜ミ居ルモノアリ、冬季ニ於テハ殊ニ然リ。掃除番ヲシテ取亂シタル箇所ヲ整頓セシメ新鮮ナル空氣ヲ居住甲板ニ入レ總テ艦内ヲ整然タラシムベシ。此ノ時從兵ハ各公室ノ拭ヒ掃除整頓ヲナスヲ以テ監督ヲ忘ルベカラズ。碇泊中ハコノ後外舷ヲ廻ルコト

4 露天甲板洗ヒ方ハ少ナクモ朝食前二十分迄ニ終了スル如クスベシ

5 碇泊中ハ短艇員若干名ヲシテ短艇ヲ洗ハシムルコト

6 要具ハ定所ニ乾燥セシムルコト

三 洗面

- 1 總員起床後（航海中ハ當直露天甲板洗ヒ方ノ時）流シ當番（各食卓毎日輪番）ハ清水掛ヨリ定量ノ洗面水ヲ受取リ洗面場ニ配水準備ヲナシ「顔ヲ洗へ」ノ號令ニテ配水ス
 - 2 洗面場以外ニテ齒ヲ磨カシムベカラズ甚ダシキハ居住甲板ニテモナスモノアリ
- 號令前ニ洗面セシムル者

號令前ニ洗面セシムルモノ

先任伍長、特務下士、掌帆長屬、從兵、流當番、當直機關員、主計科員、電信員、掃除番、操舵員（航海中）、食卓番等必要ト認ムルモノ

- 4 「顔ヲ洗へ」以前ニ手空ノ者ヲ洗面セシムルトキハ「手空顔ヲ洗へ」ヲ令スルヲ例トス
 - 5 洗面終リ次第速ニ流シ當番ヲシテ洗面所ノ掃除ヲナサシメ上甲板士官之ヲ點檢ス
- 四 當番釣床

1 當番釣床ヲ許サルルモノ次ノ如シ

當直衛兵、同從兵、同信號兵、同電信兵、當直機關兵等巡檢後ヨリ總員起床マデ公務ニ服スルモノ（航海中ハ取次、掌帆長屬、操舵員等）

- 2 食事十五分前號令ニ依リ士官釣床ト共ニ括リ一齊ニ收ムベシ、後レタリ早過ギタリダラシナクナリ勝ナルモノナリ

五 食 事

3 士官釣床ヲ括ルコトヲ忘レ放置スルコトアリ入湯半舷陸泊等ノ場合殊ニ然リ、又士官ノ安眠棒、寢衣、枕等ヲ衣服箱ノ上等ニ放置スルコトアリ、又士官釣床掛ガ早クヨリ士官釣床ノ下ニ居眠リシ乍ラ待チ居ルコトアリ注意ヲ要ス

4 當番釣床及士官釣床全部收リタルトキ先任伍長ハ之ヲ當直將校ニ報告ス

1 總員手ノ消毒ヲ勵行セシムベシ

2 烹炊室入口、配食棚附近ハ亂雜喧噪ニナリ易シ注意スベシ。コレガ爲當直先任伍長ヲシテ監督セシムルモ一法タリ。又烹炊室内ニハ掛ノモノ以外ニハ入ラシムベカラズ

3 食後必ず居住甲板ノ掃除ヲナサシムベシ

4 食器消毒ハ每食後勵行スベシ

當番食事

5 當番食事ヲナスモノ概ネ次ノ如シ

次直衛兵、取次、信號兵、掌帆長屬、電信兵、主計兵、從兵、掃除番、機關員、機動艇員、航海中ノ操舵員、尙短艇員、角力部員ヲ許可スルコトアリ

6 當番食事ノ時機

朝食 總員起床後（航海中ハ當直起シ後）ヨリ始ム

晝食 十一時ヨリ

夕食 三時ヨリ

7 航海中夜食ハ十時以後翌朝總員起シ迄ノ當直員ニ與ヘラル

六 日課手入（第五節艦内保存手入参照）

日課手入ハ單ナル掃除ニアラズ此ノ間ニ保存手入ヲナスベシ

居住甲板拭掃除

1 「リノリユーム」保存手入法ニ使用スル清水ノ量ハ實驗ノ結果多量ヲ要セズ

2 食卓番ハ食卓食器棚ノ掃除ヲナスベシ、居住甲板ノ「テーパー」ヲ揚グルヲ常トス

機關科甲板ノ事ニ關シテハ第五節第三項艦内整頓ヲ参照スベシ

「居住甲板宜シ」

3 居住甲板終ラバ當直將校ニ報告ス

金物手入（保存手入参考書参照）

1 金物手入ノ際動モスレバ多人數一ヶ所ニ集リ雜談ヲナシツツ一ツノ金物ヲ長時間磨キ居ルガ如キ惡

習多シ、少シノ時間ニテ總テノ金物ニ手ノ廻ル様兵員ヲ配置スベシ

2 油ヲ多く用ヒズ成ルベク磨粉ヲ用フルコト、油ヲ多量ニ使用スレバ日光ノタメ油焼ヲ生ジ汚クナル
タメナリ

3 磨キタル後ハ乾燥セル布片（紙片）ニテ能ク油及磨粉ヲ拭ヒ去ルコト

4 塗粧面及木具ニ油ヲ附ケザルコト

5 電燈及覆硝子ヲ能ク拭クコト

6 螺子部竝ニ諸滑動部ヲ注油作動ヲ行ヒ要スレバ「グリース」ヲ塗り置クベシ

7 舷窓ノ手入ニ於テ裝具及空私室ノ舷窓等ハ残り易キモノナリ、外舷ヲ廻ルトキ見定メ置キ手入ヲナ
サシムル様注意スベシ

8 眞鍮磨キハ酒保ニテ多數準備シテ貰フ必要アリ

9 金物手入ノ時間短艇員若干名ヲシテ短艇ノ金物ヲ手入セシムルヲ要ス

10 常夜燈ノ油ヲ取り金物手入ニ使用スルモノアリ注意ヲ要ス

後甲板金物手入

11 後甲板金物ハ居住甲板拭ヒ掃除中非番ノ衛兵ニテ磨クヲ例トス

潮拭法

1 上甲板ノ金物ハ潮拭キスル艦多シ、是磨粉ノ節約トナルノミナラズ却テ美麗ナルコトアレバナリ。

其ノ方法次ノ如シ

最初金物ヲ美麗ニ磨キ上ゲ油質ヲ取り去リ然ル後毎朝海水ニ濡レタル拭布ヲ以テ拭ヒタル後絞リタル拭布ニテ力ヲ込メテ磨ケバ美麗ナル赤銅色ヲ呈スルニ至ル、最初數ヶ月ハ綠青ヲ生ゼシメザル様毎日數回怠ラズ拭フヲ要ス

現時海軍ニ供給セラルル磨粉ハ極メテ少量ノ油ヲ混ジテ長ク磨ク時ハ美麗ナル光澤ヲ生ズト雖モ軍艦ニ於テハ他ノ日課事業ノタメ到底時間ヲ得ル能ハザル故止ムヲ得ズ多量ノ油ヲ用フル爲美麗ナル光澤ヲ生ズル能ハザルノミナラズ油燒ヲ生ズルモノナリ

銃器手入

銃器手入ハ非番直員及陸戰隊員タル當直員（役員モ含ム但シ現當直中ノモノ及厠番、守燈番、當直舷ノ掃除番、當直舷ノ艦底係、外舷係、當直機動艇員ヲ除ク）之ニ従事ス
 右手入ニ出ヅル能ハザルモノニハ各分隊ヨリ交代ヲ出シ手入ニ従事セシム
 右以外ノモノハ金物手入ニ従事セシム

- 1 銃架及昇降口附近ニ於テ喧噪混雜ヲ起シ易シ注意ヲ要ス
- 2 甲板ニ油及油片ヲ落サザル様嚴重ニ取締ルベシ
- 3 銃器手入中ニ受持員ヲシテ所屬銃架ノ掃除ヲ爲サシムベシ

武器手入

- 1 武器手入ニ從事セザル者ハ現ニ當直中ノモノ、當直舷ノ厠番、守燈番、浴室當番、作業中ノ艦底係當直掃除番、當直機動艇員、航海當番、其ノ他現ニ當直ニ立テル衛兵
 - 2 甲板ニ油及油片ヲ落サザル様注意スベシ
 - 3 中下甲板士官ハ武器手入（教練日課ニ在リテハ露天甲板金物磨ノ際）開始ト共ニ先任衛兵伍長及當直掃除番ヲ從ヘ中下甲板及浴室ノ下點檢ヲ行ヒ整備ヲ副長ニ報告シテ點檢ヲ受ク
- 點檢中ノ諸注意

- イ 浴室ハ通風ニヨク注意シ浴槽、浴室、「デツキ」、内舷、天井等乾燥清潔ナラシムベシ。格子、腰掛等ハ常ニ清淨ナラシメ時々露天甲板ニ乾カシムルヲ可トス、室内ニハ往々石鹼ノ細粉殘リテズルルコトアリ、又揚子棚ノ手入ハ不充分ニナリ勝ナリ、石鹼箱、手拭掛等ノ整頓竝ニ手拭ノ乾燥ニ注意シ排氣排水裝置ヲ完全ナラシムベシ
- ロ 浴室ニハ點檢時規定外ノモノヲ置カシムベカラズ、往々從兵ガ洗濯物ヲ乾シ居ルコトアリ。空室及倉庫モ亦同様ナリ。而シテ浴槽ノ殘リ水ニテ從兵ノ洗濯スルコトヲ許シ洗濯物ハ翌朝迄乾カザルモノアラバ上甲板ニ乾カサシムルヲヨシト思考ス
- ハ 下點檢中無用ノモノ（特ニ機關員ニ多シ）ハ成ベク上甲板ニアラシメ止ムヲ得ズ居住甲板ニアルモ

七 教育及事業

1 事業 簿

ノハ副長ノ通過時之ニ敬禮スル如ク指導スルヲ要ス
 ニ 靴棚及手箱ノ整頓ニ注意シ不當ノモノハ罰金箱ニ入ルベシ
 ホ 甲板要具ハ露天甲板一定ノ場所ニ乾カシ午前始業時迄ニ收メシムベシ(但シ教練ノ妨ナケレバ乾燥後) 機關科掃除具ハ往々濕潤ノママ居住甲板ニ突込ミアリ注意ヲ要ス
 ヘ 機關兵ニシテ作業服ヲ洗濯シテ之ヲ中下甲板ニ乾カスモノアリ、上甲板ニ乾替ヘサスヲ要ス
 ト 艦長浴室ノ如ク厠ノアルモノハ厠ヲ點檢スルコトヲ忘ルベカラズ、乃チ從兵ニ厠ノ掃除手入海水補給等ヲ十分ニ教ヘオク必要アリ

甲板士官ハ前日初夜巡檢迄ニ各科各分隊ヨリ事業請求簿ヲ集メ重ナル事業ノ種類、請求員數竝ニ豫定整列員數等必要事項ヲ副長事業簿ニ記入シ副長ニ提出ス。普通甲板士官ハ副長ノ命ヲ承ケ事業ノ緩急、大小、内容等ヲ考慮シ豫メ人員割ヲナシ副長ノ許可ヲ得タル後各科各分隊ニ通知シ置キ以テ事業整列後成ベク速ニ事業ニ就キ得ル様諸種ノ準備ヲ完成セシム

2 甲板士官ノ事業

船體兵器保存整備内規ニ依リ各船體兵器ハ各科各分隊ニ屬スト雖モ空倉庫、諸室、糧食庫、食器室、烹

- 炊室、流場、浴室、厠等ハ甲板士官之ガ保存手入ニ當ラザルベカラズ。其ノ他搭載物件ノ格納、諸倉庫ノ整頓等ハ甲板士官ノ責務ナリ。又防水、防火、通風諸装置ヲ常ニ有効ナラシメ艦底ノ手入等ヲ監督ス。尙船體各部ニ留意シ手入ヲ要スルモノヲ發見セバ受持分隊ヲ督勵シテ其ノ手入ヲナサシム
- 3 事業ノ種類ト人員トヲ對比シ受持ノモノハ成ルベク其ノ受持仕事ニ、特別ノ技能アルモノハ其ノ特種作業ニ就カシムルコト緊要ナリ。各作業部ニハ下士官及一等兵ヲ配シテ監督ト責任トヲ課ス如クスベシ。作業ニアタリテハ之ニ關シテ充分ナル説明ヲナシ注意ヲ與フベシ。仕事ニ依リテハ作業服ヲ着用セシムルコトヲ忘ルベカラズ。又事業ノ難易、時間ノ長短、作業員ノ技能性質等ヲ考慮シ課業止メ迄ニ一段落ヲ告グル如ク適當ニ配員スルニ心掛クベシ。豫定時間ヨリ早ク終リタル時ニ更ニ作業ヲ課スルハ兵員ニ惰氣ヲ生ゼシメ作業ニ不熱心トナル惡習ヲ起サシムルコトアリ注意ヲ要ス
- 4 天候及翌日ノ日課ヲ考慮スルコト
- 5 鏽落ハ其ノ日ノ中ニ鏽止ヲ施シ得ル如ク大掃除ノ前日ノ塗粧ハ避クルヲ可トシ又移動物ノ固縛ノ如キハ出港後ニ讓ルコトナク前日中ニ完了シ置クベシ
- 5 事業終了セル時及止業時ハ自ラ作業場ヲ巡視シテ其ノ出來榮ヲ見進捗度ヲ知ルコト肝要ナリ。之ガタメ止業時及作業終了時ハ其ノ部長ヲシテ仕事ノ進捗程度竝ニ成果概要ヲ報告セシムベシ。是責任觀ヲ起サシムル良手段ト云フベシ

- 6 艦内ヲ巡視スル時ハ常ニ手入掃除整頓ヲ要スベキ部ヲ總テ記憶シ置キ緩急後先難易ヲ考察シ人員ノ請求ヲナスモノトス。但シ副長ヨリ請求人員以上ヲ與ヘラルルモ有効ニ配員セラルル様常ニ準備シ置クベシ
- 7 事業前出來得ル限り之ニ要スル準備ヲナシ置クベシ、之ガ爲ニハ事業割ヲナス時各分隊ノ事業ノ種類ト人員トヲ豫報スルハ良法ナリ。内外舷清水拭ニハ豫メ要スル清水ヲ取ラシメ足場ヲ作ラシメ、短艇ヲ要スル作業ニハ豫メ塗具掛ヲシテ塗具竝ニ要員ヲ準備セシメ、掃除服ヲ必要トスルトキハ掃除服ヲ着用セシメ陸上作業員ニ艦發時刻ヲ忘レズ晝食用意ヲナサシム等ノ如シ
- 8 艦底作業員ニハ勞働手當支給サル、故ニ其ノ氏名作業時間ヲ記註スルヲ要ス
- 9 汚レ仕事又ハ過勞ナル仕事ニ服セシメタル後ハ便宜清水ヲ與ヘ身體ヲ拭カシムルカ或ハ入湯ヲ許可スベシ
- 10 作業員ハ兩舷直ヲ用フルヲ普通トスレ共狀況ニ依リテハ役員ノ一部ヲ使用スルコトアリ、比較的暇アル役員次ノ如シ、四直衛兵、甲板要具掛、掃除番、砲搭當番、塗具掛、消毒掛、發射管室當番、忙シキ役員ハ從兵、廁番、取次、守燈番、酒保員、謄寫版係、掌砲長屬(溫度當直)、新聞班等ナリ。艦ニヨリテ差アリ役員使用ニ當リテハ充分ナル注意ヲ要ス
- 11 砲戰教練ノ際彈庫員ノ如キ比較的關係ナキモノヲ以テ保存手入ヲ行フコトアリ

八

兵員ノ作業監督

- 12 各部手入ノ主旨ハ整齊完備ヲ期スルニアリ即チ戦闘第一ニアリ。之ガタメ甲板各部ニアル構造物ノ用途器具ノ使用場所等ヲ充分知悉シ活動部ハ常ニ運動完全ナルヤヲ確ムベシ。防水及排水装置ノ如キ艦ノ保安ニ關スル諸部ノ活動部ニハ特別ノ注意ヲ拂フヲ要ス。徒ラニ外面ノ體裁ニノミ拘泥シテ塗粧ヲ事トシ却ツテ内部ヲ腐蝕セシムルガ如キハ最モ不可ナリ。開閉ノ矢符或ハ標記等ハ常ニ鮮明ナラシムベシ
- 13 要スルニ定メラレタル時間内ニ適當ナル人員ヲ配シ使用材料ヲ節約シ之ガ遂行ヲ期スルハ極メテ肝要ナルコトニシテ、幾多ノ經驗及綿密ナル計畫ト自己ノ德望及努力トニ依リテ初メテ完キヲ得ルモノナリ
- 1 一生懸命働ク下士官兵ヲ認ムルコト
- 2 常ニ嚴密ナル監督、周到ナル注意ヲ必要トスルモ長時間一所ニアリテ傍ヲ離レザル時ハ兵員ヲシテ心苦シク倦怠ヲ生ゼシム。従ツテ監督セザレバ勉強セザル風習ヲ養フ虞アリ、或程度マデハンノ監督ニ配シタル各部ノ長ニ一任シ彼等ヲシテ責任ヲ負ハシメ全能ヲ發揮セシムルト同時ニ各員ヲシテ極メテ愉快ニ作業セシムル如ク心掛クルヲ要ス、但シ放任ハ絶對不可ナリ
- 3 兵員モシ誤リタル行爲ヲナシタル場合ニ多人數ナレバ大聲叱咤シテ有効ナルコトアレドモ個人ニ對

シテハ成ルベク悖々トシテ事情ヲ解クヲ可トス。蓋シ知ラズシテ犯スモノ、知リテ犯スモノ、忘レテ犯スモノアリ、其ノ間公平ナル制裁ヲ要ス

4 如何ナル際ト雖モ下士官ヲシテ部下ノ兵ヲ纏メテ使役スル如クセシムベシ、責ムルナレバ當ニ下士官（各部ノ長）ヲ責ムベシ命ズル場合モ同様ナリ

5 作業ハ靜肅ヲ旨トスベシ常ニ「パイプ」手先ヲ以テ指導シ得ル様訓練スベシ

6 兵員ハ下士官ト雖モ案外注意不行届ノコト多キヲ以テ教示監督ヲ怠ルベカラズ

7 汚レ作業ヲナセルモノハ早目ニ解散セシムルコト、艦底諸倉庫ニハ炭酸瓦斯鬱積セルコトアリ必ズ蠟燭ヲ用ヒ三人以上ニテ入ルコト、若シ不良箇所アレバ送風機ヲ用ヒ堪ヘズ換氣スルコト、休憩中ハ作業員ヲ上甲板ノ空氣良キ處ニ休マヌベシ

8 掃除鏽落方等ハ隅々ノ困難ナル點ヲ殊ニ入念ニ行ハシムルコト

9 休憩中ハ止ムヲ得ザルニ非ラザレバ事業ヲ課スベカラズ、機關兵ヲ甲板作業ニ使用スルコトモ同様ナリ（航海中殊ニ然リ）

10 後仕末ヲ完全ニ行ハシムルコト、要具ヲ置キ忘レ又塵ヲ其ノ儘放置スルガ如キハ不可ナリ

11 所謂善ク働キ善ク遊ブ主義ニ作業ヲ區切り良ク行ヒ「ダラシナキ」ヲ戒ムベシ

九 軍事點檢前ノ甲板掃除

1 上甲板士官ハ甲板ノ清潔ハ勿論ナレドモ各部ノ整頓ヲ最モ注意シ索具ノ弛張、帆布諸覆着否及「ブーム」ノ整頓、乾物ノ残り等ニ注意シ甲板上ニ糸亂レズ整然タラシメタル後副長ニ報ズ。軍事點檢ニハ戰鬪配置ニ就キ整備板ヲ取扱フヲ常トス

2 中下甲板士官ハ豫メ居住甲板ノ掃除ヲナサシメ置キ先任衛兵伍長ヲ先導セシメ各部ノ整頓掃除ヲ督勵シ内規ニ定メラレタル區域ヲ巡檢シ整備ヲ副長ニ報ズ。軍事點檢ハ總員ヲ戰鬪部署ニ就カシメ所謂治ニ居テ亂ヲ忘レザラシメンガ爲ニ外ナラズ。從ツテ其ノ物ノ性質上單ニ甲板各部ノ整備掃除ノ外ニ各々其ノ意ヲ體シ其ノ間自ラ精神ノ緊張ト態容ノ嚴肅ナルモノナカルベカラズ

一〇 別科

1 角力柔道場ノ設置ハ當番分隊ニテ作ルヲ便トス、角力柔道劍道等ヲ行ヒ汗ヲカキタルモノニハ許ス限リ適量ノ水ヲ給シ身體ヲ拭ハシメ努メテ乗員ヲシテ不愉快ノ感ヲ起サシムルコトナク衛生上細心ノ注意ヲモ怠ルベカラズ

2 甲板士官ハ配屬スベキ分隊ナキ場合ト雖モ常ニ各科ノ別科ニ從事シ武技體技ノ指導竝ニ乗員ノ士氣ノ振張ニ努ムベシ。特ニ遠航ノ如キ長途航海ニハ積極的ニ武技體技ヲ獎勵々行シ健康狀態ヲ保持スルヲ以テ第一トス

保存整備

整備作業忙シキトキハ事業ヲ行ハザル事アリ（入渠中等）

一 短艇揚方

短艇揚方ニ依リ其ノ艦ノ兵員ノ元氣如何ヲ知り得ベク又遲緩ナルト傾斜シテ引揚グルトハ他ヨリミテ極メテ不體裁ナルモノニシテ其ノ艦乗員ノ氣分如何ヲ知り得ルモノナレバ當直將校副直將校ハ勿論特ニ甲板士官ハ此ノコトニ留意シ當直將校副直將校ヲ補佐スルヲ要ス

1 前後索ニハ人員ヲ適當ニ配シ先任伍長、先任下士官ヲシテ監督ヲ充分ナラシム

2 中甲板士官ハ居住甲板ヲ廻リ命ゼラレシ人員ヲ一人殘ラズ迅速ニ揚方ニ從事セシムベシ

3 氣合ヲ合ハシテ全力ヲ出サシムルハ良ケレドモ各自ガ勝手ニ「ワンツースリー」等ト云フ掛聲ヲ掛クルハ宜シカラズ、監督ノ位置ニアル下士官ノミニ聲ヲ發シ靜肅ニ引カシムベシ

4 短艇索ハ甲板ニ抑エ付ケズ略腰ノ高サニ揚ゲテ引カシメ甲板ノ端ニ行ツタモノハ速ニ戻ラシムル様注意スベシ

5 「ツープロツク」ニ近ヅキタルトキハ靜カニ引カシムベシ

6 士氣ハ飽クマデ鼓舞スルト共ニ「短艇索」ノ導キ方「リーディングプロツク」ノ取付方「ライフライン」ノ掛ケ方ハ最モ確實ナラシメ危険ニ對シテハ周密細心ナル注意ヲ拂ハザルベカラズ

7 揚方前ハ努メテ甲板ヲ濕潤ナラシメザル様ニシ邪魔物ヲ取除クヲ要ス

短艇收方

尙短艇索ノ導方、磨擦箇所等ニ關シ研究セバ揚方ニ要スル人員ヲ輕減シ得ルコト多シ

短艇收方ノトキハ兎角喧噪ニ陥リ易シ責任者ノ一令ニテ靜肅ニ收ムル様注意ヲ要ス

一二 天幕疊ミ方及張方

1 作業人員ハ「ストツプ」ニ三本ニツキ一人ヲ標準トスルヲヨシトスルガ如シ

2 天幕ヲ良ク張ラントセバ先ヅ中央索ヲヨク緊張シテ掛合セラ確實ニ終リタル後始メテ「ストツプ」

ヲ「リーデロツプ」ニ引張ルベシ。又後甲板天幕ナラバ成ルベク前方ニ前甲板天幕ナラバ後方ニ皺ヲ張ラスツモリナラバ良結果ヲ得ベシ

3 天幕ヲ疊ムトキハ皺ナク固キ細キ圓筒形又ハ圓錐形ニ疊マザルベカラズ。之ガ爲ニ最初ニ中央索ヲ甲板ノ一側ニ寄セテ眞直ニ張リ天幕ノ半側面ヲ擴ゲテ折返シ兩隅ヲ折込ミ人員ヲ平等ニ卷方ノ位置ニ就カシメ部長ノ令ニ依リ一齊ニ一様ノ速度ニテ卷カシムベシ、中央索マデ卷カバ他ノ半側面ヲ擴グル様之ヲ反對側ニ引寄せ前ト同ジ方法ニテ卷ク。卷キ終ラバ之ヲ股ノ間ニ確ト挟ミ(コノ際艙方尙ニ向カシムルヲ例トス)一重結ニテ卷キ止メ結索ノ端ヲ天幕内ニ押込ム

4 「上レ」ニテ「ハンドレール」「リーデロープ」ニ上ルトキハ靴ヲ脱スルヲ良トス

雨天ノ時

一三 酒保開ケ

- 5 雨天ノ時ハ「ストツブ」ヲ緩メ所々ヲ下方ニ取り水ヲ落ス如クス。濕リタル天幕ハ張りタルママ乾カスヲ例トス
 - 6 風強キ時天幕ヲ脱スルニハ風上ノ「ストツブ」ヲ脱シ風ヲ利用シテ天幕ヲ甲板ニ壓シツケ風下ヲ脱スルヲ可トス
 - 1 甲板士官ハ此ノ種ノ事業ニハ常ニ注意シテ當直將校ニ助言シ兵員ノ爲ヲ計ラザルベカラズ
 - 2 定所外（釣床ノ中、上甲板等）ニ於テ飲食セシムベカラズ、之唯ニ軍紀ヲ紊スノミナラズ至ル所菓子袋空瓶等取り散シ甲板ノ亂雜ヲ來シ掃除番ノ勞力大ナリ
 - 酒保許可ノ時間ハ充分與フルヲ可トス、教練作業等ニテ酒保許可ノ時間規定ヨリ短縮サレタル場合ハ副長ノ許可ヲ得テ延バスヲ可トス
 - 3 食卓附近ハ食卓員ニテ掃除スルノ習慣ヲ養ハシムベシ
 - 4 當日ノ酒ノ賣上高ヲ知ル必要アリ、他人名義ニテ多量ニ飲酒スルモノアリ、規定量以上ノ酒ハ分隊長、分隊長、甲板士官ノ許可ナケレバ賣ラシムベカラズ（傳票又ハ酒保帳ニ捺印スルヲ可トス）
 - 5 茶ハ別科時ヨリ充分ニ準備セシメ置クラ要ス
- 酒保販賣物品、飲食物等ハ下士官兵ノ嗜好ニ應ズル如ク酒保委員ト協議スルヲ要ス

一四 遊戯音樂許ス

1 許可サレザルモノヲナサシムベカラズ、又他人ニ迷惑ヲ掛ケザル様注意セシムベシ、殊ニ病人アル場合ノ如シ。艦橋附近後部ノ諸室附近モ遠慮ノコト

2 著音機遊戯ノ要具等ハ成可ク多數準備シ下士官兵慰安ノ目的ヲ充分達シ得ル様便宜ヲ與フベシ

一五 入 浴

1 出來得ル丈回数多キヲ望ム風アリ、眞水一回ヨリモ潮湯二回ヲ希望スルガ如シ

2 暑氣ノ候又ハ載炭後等ノタメ甲板上一「バス」ヲ設ケ得ル場所ニ付キ研究シ置クヲ要ス

3 當番分隊ノ下士官ヲシテ用意出來タル時終リタル時甲板士官ニ報告セシムベシ

4 清水ノ節約ニ就テハ充分ノ注意ヲ與フベシ後ヨリ入ル若年兵ノタメニ清水一滴モ殘留セザルコトアリ

5 機關科「バス」ハ毎日アリ故ニ機關兵ノ入ラザル間ヲ利用シテ毎日總員ノ何分ノ一カ宛入浴セシムルモ便利ナル方法ナリ

6 酷暑ノ候或ハ熱帶地等ニ於テハ入浴ノ回数ヲ増スヨリモ毎日少量ノ清水ヲ各人ニ與ヘ身體ヲ拭ハシメ襦袢ヲ濯ガシムレバ多量ノ清水ヲ使用セズシテ極メテ有効ナリ

毎日入浴シ得ルモノ

7 毎夜入浴シ得ルモノ左ノ如シ

巡檢ニ追從スルモノ、烹炊員、厠番、守燈番、其ノ他特ニ許可セラレタルモノ

入浴券

8 甲板士官ハ入浴券ヲ持チ汚レ作業ヲセルモノ其ノ他必要ト認ムルモノニ之ヲ與ヘ機關科「バス」ニ

入浴セシム

一六 釣床卸方

1 格納所上甲板以上ニアルモノハ上甲板士官、中甲板以下ニアルモノハ中下甲板士官之ガ整理ニ任ズ

ベシ

當番釣床

2 「當番釣床卸セ」

士官釣床、當直舷衛兵、當直掌帆長屬、信號員、電信員、取次、航海中ノ操舵員、機關科夜直員

3 「釣床係配置ニ就ケ」ノ令ニテ甲板士官ハ釣床係ヲシテ釣床卸方準備ヲナサシメ之ヲ當直將校ニ報告

ス

4 釣床係ハ二回明瞭ニ番號ヲ呼ブベシ

5 釣床ヲ甲板上ニ寢轉スベカラズ、又釣床ヲ擔フニハ「ラニヤード」ノ方ヲ上ニシテ必ズ駆足ヲナサ

シムベシ

6 釣床ハ成ルベク高ク釣ラシムベシ、殊ニ通路ニ於テ然リトス、又入湯上陸休暇等ノ場合ハ通路ヲ開クレバ甚ダ便利ナリ

7 「ラニヤード」「レーシン」等ハ垂レ下ル等ノ不體裁アルベカラズ

8 「ラニヤード」「レーシン」「クリュー」ノ毀損セルモノアルヲ發見セバ速ニ修理交換セシムベシ之ガ爲ニ負傷セシ例アリ

9 理由ナクシテ總員釣床卸セノ時機ニ釣ラズシテ巡檢後釣ルモノアリ注意ヲ要ス、但シ汽動艇員ノ釣床ハ殘ルヲ例トス

10 上陸員ノ釣床ハ亂雜ニナリ易シ注意ヲ要ス

11 當番釣床卸セノ時機ニハ時々見廻ル必要アリ、他人ノ釣床ヲ格納所外ニヤリ放スモノ二十分モ半時間モオソク來ルモノ等不規律ニナリ勝ナレバナリ

「當番釣床卸セ」ノ令ヨリ或範圍ノ時間(約十五分位)ヲ與ヘ其ノ時間内ニ必ず終ル様ニスルヲ要ス

一七 甲板掃除初夜巡檢用意

1 各分隊先任下士官ハ甲板掃除五分前迄ニ携帶電燈(又ハ提燈)ヲ用意シ掃除整頓ヲ終リタル後之ヲ甲板士官ニ報告シ點檢當番一名ヲ率キテ下點檢ヲ受クベシ

- 3 烹炊室、圃、食器室等ノ掛員ハ甲板士官ノ下點檢ヲ受ク
 - 4 上甲板士官ハ各分隊ヨリ露天甲板ノ整備ノ報ヲ得テ露天甲板ヲ下點檢ス
- 下點檢ノ注意

- 1 下點檢ニテ見ルベキ點ハ清潔、整頓、保安、衛生、休養、軍紀、風紀ナリ。宜シク目、耳、鼻、手先等ヲ最モ鋭敏ニ働カシ毫モ遺憾ナキヲ期スベシ
 - 2 甲板ハ乾燥清潔ニ諸道具ヲ整頓スベシ。苟クモ溜リ水或ハ一芥ノ塵モ残り居ルコトアルベカラズ。各食卓、手箱、合羽棚、靴棚等ハ整頓シ衣囊棚ハ凹凸ナカラシメ帽子及靴等ヲ放置セシメザル様注意スベシ。靴ハ艫方向ニムケ揃ヘテ置カシムルヲヨシトス
 - 3 釣床格納所内ヲ清潔ニスルコト、定所外ニ無届ニテ濕物ヲ乾カサシメザルコト
 - 4 火氣ニハ充分注意シ常夜燈附近ニ可燃物ナキ様ニスベシ
 - 5 亞麻仁油ノ附着セル糸屑ヲ熱キ所ニ置ケバ自然發火ノ懼アルヲ以テ注意ヲ要ス。居住甲板拭ヒ用ノ油布、糸屑等ハ石油罐ニ入レ上甲板ノ甲板要具箱ニ格納スルモ一法ナリ
 - 6 各倉庫ノ鎖鑰ハ完全ナルヤ番兵ノ勤務ハ宜敷ヤヲ注意スベシ
- 居住甲板ノ通風良好ナリヤ溫度過度ニ高カラザルヤ等ニ注意ヲ要ス

廁

7 廁ハ最モ清潔ニシテ能フ限リ乾燥セシムベシ。手洗水及廁用海水ハ廁ノ生命ナレバ常ニ絶エザル様ニスベシ。便器内ニハ汚穢物殘留セザルハ勿論白キ固形物質（油斷スレバ取レザルニ至ル常ニ注意シテ輕石様ノモノニテ擦リ落スベシ）モアラシムベカラズ。「デツキ」ハ充分清潔ナラシムベシ。舷窓ハ成ベク開放シ置キ通風ヲ良好ナラシムベシ

「デシン」

防臭劑ハ毎日使用シ消毒水ハ度々交換スルヲ要ス。防臭劑ハ軍醫官ノ保管スル「デシンフエクトル」ヲ約五百倍ノ水ニ溶解セシメテ使用ス。防臭劑ヲ使用スルニハ必ず充分ニ清潔ニナシタル後ニ於テナスベシ。然ラザレバ却テ異臭ヲ放チ容易ニ去ラザルモノナリ。便器（陶器）ノ汚レハ鹽酸ニテ洗ヘバ除キ得。然レドモ鹽酸ヲ用フルトキハ管ヲ腐蝕スル虞アリ管ノ塞リタル時之ヲ流セバ通ズルモノナリ。敷板ヲ便所内ニテ砂摺ヲナスコトハ嚴禁スベシ、管ノ塞ル原因ヲナスコトアルノミナラズ便所ノ使用ニ不便ナリ

烹炊室

8 烹炊室内ニ於テハ竈内ノ火氣灰燼ハ残り居ラザル様清潔ニ掃除シアリヤ、厨房器具ハ清潔乾燥セリヤ、庖丁等ハ錆ビ居ラザルヤ、室内排水ハ如何、掃除用具ハ保存良好ナリヤ等ニ注意スベシ。竈ノ火ハ一ツ八十時マデ保ツコトヲ得（航海中ハ必要ニ應ジ消サザルコトヲ得）。又食器室ト同様ニ油虫

食器室

蠅ノ發生甚ダシキ所ナレバ特ニコノ點檢ニ注意ヲ拂フベシ

9 飲料水ヲ濫用セシメザルコト、銀蠅ニ糧食ヲ冒カサレザル様嚴格ニスベシ。食器室ハ通風ヲ良好ニ

シ乾燥スルコトニ努ムベシ。食器布巾ノ類ハ充分手入ヲシテ清潔ナラシム。布巾ハ一定期間ニ掌帆科ヨリ貰フ。器物ノ類ハ整然ト竝ベ動搖ノ爲ニ破損セザル様スベシ。兎ニ角食器室ノ生命ハ食器ノ清潔ニアリ。引出奥棚ノ上等ニハ私物ヲ隠シ易キモノナレバ充分取締ルベシ

「コップ」「ナイフ」「フォーク」類ハ曇リナク磨カシムベシ。食器室内ニテ從兵ガ往々食事スルコトアリ注意ヲ要ス。又飲料水ノ濫用ヲ戒メ食器消毒ヲ勵行セシムベシ

油虫ノ退治法

10 油虫類ノ退治ハ最モヨク勵行セシムベシ

イ 「フリット」油ヲ吹キカケル法

ロ 「うどん」粉乾麵麩ニ少量ノ硼酸ヲ混ジ所々ニ置ク法

ハ 熱湯ヲ注グ法

ニ 内舷水ニ硼酸ヲ混ズル法

ホ 「ビール」壺ヲ下方五寸位ノ高サニ切り其ノ外面ハ油虫ガ上レル如ク紙ヲ卷キ内壁ニハ油ヲ塗り油

蠅ノ退治法

虫ガ上ルニ際シテ滑ル如クシ中ニ食物ヲ入レ置クトキハ相當有効ナリ

11 蠅ノ退治法左ノ如シ

イ 蠅取壘、蠅取機械ヲ使用スルコト

ロ 繩取「リボン」ヲ吊下スル法

ハ 「イマジ」蠅取粉ヲ撒布スル法

ニ 蠅叩ヲ使用スル法

(此ノ方法ハ油虫蠅共ニ有効ナレドモ虫ヲ叩キツブスヲ以テ消毒ヲ充分ナスヲ要ス)

燈 具 室

イ 掃除整頓換氣

ロ 火ノ用心

ハ 糸屑類ニ油ノ浸シタルモノハ新シキモノト混同セシメザルコト(一度使用セシモノハ直ニ棄却スルヲ可トス)

ニ 油罐、燈具及其ノ周圍ニ石油ノ流出シ居ラザルコト

ホ 航海中ハ特ニ固縛ニ注意スルコト

へ 燈具當番ハ常夜燈ノ油量ヲ適當ニ注グコト、溢ルルコトアルベカラザルト同時ニ夜中ニ消ユルモ宜シカラズ

ト 心ノ切り方ヲ適當ナラシムベシ、然ラザレバ黒キ火ヲ發シ内舷ヲ損スルコトアリ

チ 點火セバ後ニ至リ巡視シテ燈火ヲ適當ニ調整セシムベシ

流シ場

12 流シ場ハ流シ當番、主計兵ノ受持ニシテ不整頓ニ成リ勝ナリ、隅々ニ残り物ナキ様又草履足洗石鹼

ノ類ヲ置カザル様注意スベシ。灰捨筒モ清潔ナラシムベシ

其ノ他

13 點檢ニ關係ナキ兵員ハ就寢セシムベシ、酷暑上甲板ニテ納涼ヲ許サレタルトキハ先任者ヲシテ一所

ニ集メオカシムベシ

14 定所外ニ取亂シアル物品ハ罰金箱ニ入レ不必要ナル電燈ハ消シ置クベシ

15 空倉庫、機動艇（揚リ居ル時）ニテヒソカニ寢ルモノアリ取締ルベシ

16 下點檢終ラバ整備ヲ副長ニ報告スベシ、若規定以外ノコトアラバ此ノ時斷ルベシ

一八 初夜巡檢

1 副長ハ先任伍長ヲシテ先導セシメ甲板士官、掌砲長、掌水雷長、掌帆長、掃除番ヲ從ヘテ巡檢ス。

巡檢後翌日ノ日課告達アリ、又巡檢報告ヲ見ラレ後艦長ニ巡檢ノ報告ヲサル

2 副長ハ定時初夜巡檢ヲ行ヒ艦内保全ニ異狀ナキヤ、今日一日ノ事業成績ニ對シ爾後ノ事業ハ如何ニ按配スベキヤヲ觀察シ或ハ掃除、整頓、保存ノ有様及就寢後ニ於ケル兵員ノ狀態、通風ノ具合等ヲ觀察シ其ノ結果ヲ艦長ニ報告ス。甲板士官ハ豫メ下點檢ヲ行ヒ之ヲ副長ニ報告シ、定時ニ至ラバ副長ニ從ヒテ艦内ヲ點檢シ一々副長ノ諮問ニ答フルヲ要ス

通例初夜巡檢ニ於テハ内規ニ定メラレタル通り下甲板以上ノミ點檢セラルルモノナレ共下甲板以下最上甲板等巡路外ト雖モ、一日ノ作業終リテ特ニ休養ノ狀態ニ入ラントスル初夜巡檢ニ於テハ艦内各部一糸亂レズ整然タラザルベカラズ

3 巡檢ハ一日中ニテ最モ嚴肅ナルモノナレバ、甲板士官ハ巡檢中艦内ヲ嚴正ニ保ツベシ。而シテ巡檢中ハ艦内整然トシテ落付ク時ナレバ終日激務ニ追ハルル兵員ニ軍紀風紀ヲ教フル最好ノ機會ナリト考フ

航海中

4 救助艇員及當直部員ハ上甲板定所ニ整列シ、副長ハ救助艇員ノ服裝點檢及短艇卸方ニ從事スルモノヲ點檢ス

1 煙草 盆

喫煙時間場所ハ軍艦例規及内規通り嚴守セシムベシ

兎角喫煙所ニハ何時ニテモ二三人集ルモノナレバ之ヲ嚴格ニスベシ。蓋シ規定時間外ニ喫煙所ニ集ルモノハ諸役員交代スル衛兵等ナリ

當番煙草盆ヲ設ケ衛兵ハ交代ノ前後十五分、其ノ他特ニ許サレタル役員ハ適當ノ時喫煙セシムルヲ可トス

2 諸役員

諸役員ハ甲板士官ノ命ヲ受ケ服務スルモノナレバ軍艦例規ノ諸役員心得ニ通曉シ居ラザルベカラズ

第五節 艦内保存手入及整頓

第一項 艦内諸掃除

一 甲板要具使用法並ニ手入法

(一) 帚

穂先ハ過度ニカヲ入レルナ

濕潤セル場所ニ用ヒザルコト

風上ヨリ掃ケ

癖ヲツケザル様穂先ヲ換ヘテ使ヘ

大掃除ノ砂摺ノ後甲板ガ乾キテ後掃クト甲板ハ非常ニ美シクナル

新シキモノハ穂先ヲ二段ニ編メ

目釘ヲ一本増シタリ柄ノ接着部ニ小索ヲ卷ケバ保存上非常ニ宜シイ

石炭積等ノ後覆ノ上等ヲ箒ニテ叩キ柄ヲ折ルモノアリ注意セヨ

時々清水ニテ洗ヒヨク乾カセ又濡レタ物ト同所ニ置クナ

(二) (ル)(ヌ)

紐ヲ付ケテ壁等ニカケルガヨロシ
箒デ重キモノヲ動カスハ不精ナリ

枝 朶 箒

水沫ヲ飛散セシメザル様使ヘ

下士官ハ洗ヒ方ノ先頭ニ立チ後進シツツ水ヲ平等ニ分配シ速度ヲ適良ニ調節ス

(ハ)(ロ)(イ)

此ノ使用者中一、二名ハ必ず水流シノ前方ニ位置シテ水勢ヲ助ケ塵ヲ掃キ去ルベシ。完全ニ枝朶箒
活動スル甲板ハ勞少クトモ美麗トナル

過度ニ乾燥セシムベカラズ、柄ハ抜ケ易クナル

天井裏ニ格納スルハ良キ方法ナリ

覆ヲ叩キ重キモノヲ動カスナ、毛ノ摩耗ヨリ臺毀損ニ依リ使用不可能トナルモノ多シ

常ニ毛並ヲ揃ヘ毛ノ末端ヲ一樣ニ力ノ入ル如ク使ヘ

(三) 甲板洗刷毛

木目ニ沿ヒテ使用スルヲ原則トス

新品ニ對シ石鹼特ニ曹達水ヲ使用スベカラズ。直ニ毛質ヲ損ジ使用期限ヲ甚シク短縮スレバナリ

使用後ハ毛ノ中ノ塵ヲ良ク除去シ日光ト通風ノ充分ナル所ニテ乾セ

(ハ)(ロ)(イ)

(ニ)(ホ) 使用ニ堪エザルモノハ毛ヲ植エ替へ使用スル故臺ヲ破損スルナ
刷毛植換ニ於テハ柔軟ナル毛ハ中央部ニ強硬ナルモノハ外周ニ置キ餘リニ長カラシメザルコト。是

傾斜スルコトヲ豫防シ使用期限ヲ長クスルタメナリ

(四) 毛 刷 毛

(イ) 内舷手入用ナリ、塗具面ハ石鹼摺ヲ好マズト雖モ餘リ汚レタルトキハ毛刷毛ニテ行フ。石鹼ヲ用ヒ

ズ眞水ニテ毛刷毛ヲ用フルモ塗具面ヲ清潔ニシ得

使用後ハ毛ノ中ノ塵ヲ除去シ乾燥セヨ

毛不良デ交換スルヨリ臺ヲ破損シ使用不可能トナルモノ多シ

(五) 雑布^{雑布₁ 雑布₂}

使用後ハ充分洗滌シ乾燥シタル後格納スベシ

柄雑布ハ狹隘ニシテ手ノ届カザル所ニ使用スルモノナリ

固ク絞ル時ハ逆サニシテ行ヒ、拭フ時ハ新シキ面ヲ出セ。塵多キ甲板ハ掃キタル後使用セヨ

雑布ノ長サハ二十四吋(六吋甲板四枚ニ相當)ヲ標準トス

新品ハ「ヤーン」ヲ解キタル後一晝夜海水中ニ浸シ然ル後出入多キ出入口等ニ敷クコト

雑布ノ古物ハ合セテ一個トナスカ又ハ防舷物ノ心、「オークム」等ニ使用ス

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)

(六) 甲板洗桶

(イ) 過度ニ乾燥スレバ漏水ス

(ロ) 砂摺ノ後ノ流シ方ニ於テハ二人一組トナリ一人ガ甲板ノ木目ニ添フテ流セバ直ニ他ノ一人ガ横ニ流

ス如クスレバヨク流シ得

(ハ) 平常ヨリ常ニ注意シテ刷毛摺ヲ叮嚀ニナシ置キ砂摺ノ要ナキ状態ニアルヲ要ス

(七) 拭布清淨ナラザレバ其ノ効少ナキノミナラズ却ツテ塵ヲ附着セシムルニ至ル。拭布用水ヲ上濯用トシ

テ本濯トニ分ケテ使用スレバ上ノ目的ヲ達シツツ清水ノ經濟ヲ計ル手段ナリ石鹼拭ノ場合殊ニ然リ

(八) 諸 注 意

(イ) 成ルベク乾燥セシムベシ、但シ乾燥位置及取入時間ヲ嚴守セシムベシ

(ロ) 叮嚀ニ使用スベシ、兎角粗略ニナリ勝ナレバナリ

(ハ) 時々格納所内ヲ見ルコト

(九) 甲板要具點檢

(イ) 土曜日ノ午後行フ

(ロ) 定數ニ不足ナキヤ

(ハ) 識別色ハ正シキヤ

二

- (ニ) 手入ハ充分ナリヤ
- (ホ) 使用ニ粗略ノ形跡ナキヤ
- (〜) 使用ニ堪ヘザルモノヲ發見セバ夫々交換或ハ材料ヲ受ケシム
- 露天甲板諸掃除ノ種類
- (イ) 甲板掃除掃キ掃除……………帚ヲ以テ甲板ヲ掃ク普通ノ掃除
- (ロ) 甲板洗方……………洗刷毛ニテ摺リ流シ拭ク掃除
- (ハ) 甲板流シ方……………刷毛ヲ用ヒズ水ヲ流シ拭ク掃除
- (ニ) 拭 掃 除……………雑布ヲ以テ甲板ヲ拭フ掃除
- (ホ) 石 鹼 拭 キ……………石 鹼ヲ以テ上甲板ヲ洗フ。極稀ナリ
- (〜) 砂 摺……………砂ヲ以テ上甲板ヲ摺リ流シ拭フ。餘リ用ヒザルヲ可トス
- (ト) 甲板掃ケ(ブルームダウン)……………溜水ヲ枝朶^{ブルーム}箒ニテ掃キ去ルモノ
- (一) 甲板掃除 (保存手入参考書参照)
- (イ) 軍事點檢前、各種點檢前ノ甲板掃除ノ整備ハ副長ニ直接届ケルモノトス。其ノ他ハ當直將校特令ナケレバ甲板掃除ハ當直ニテ行フヲ原則トス。清潔ニテ塵ヲ除クノミナラズ整備ニ注意シ索具ノ緊張、索具末端、結止、乾物ノ整頓或ハ積込ミ物品ノ格納等ニ注意スベシ

(ホ)(ニ)(ハ)

四角ナル面ヲ丸ク掃除シタガルモノナレバ注意シテ隅々マデ残りナク移動物ハ必ず移シテ掃クベシ
廣キ甲板ニ塵多キ場合ハ數多ノ場所ニ集ムルヲ可トス

(ヘ)

降雨後晴天トナラバ直ニ甲板掃除ヲナサシムルコトヲ忘ルベカラズ。溜水ヲ「ブルームダウン」ノ
雑布ニテ拭ヒ去リ、眼鏡等ノ穴水ヲ取り、舷梯階段等ノ裏側ノ滴水ヲ去リ、通風筒ノ方向ヲ正シ、
天窗昇降口ヲ開カシムベシ。總テ甲板ハ濕潤セルママ放置スベカラズ、特ニ石炭ヲ使用スル艦ニ在
リテハ航海中後甲板ニ溜水アランカ直ニ眞黒トナリ甚ダ不潔トナルモノナリ

軍港商港ニ於テハ塵埃ヲ海中ニ捨ツルコト一般ニ嚴禁セラル、上甲板ニ塵箱ヲ準備シ置キ滿タバ塵
埃船ヲ請求シテ之ヲ處分ス。塵箱附近ハ不潔ニ成リ易シ注意セザルベカラズ。塵埃船ノ請求ハ早目
早目ニナスヲ良トス。入港前ハ少量ナリトモ捨テシムベシ

(二)

甲板洗方 (保存手入参考書参照)

終了時刻ヲ豫定シ洗方、流方、拭ヒ方、内舷拭ヒ方ニ消費スル時間ヲ按配スルコト

甲板上ニ多クノ塵埃アル場合ハ豫メ掃カシムルコト

兩甲板ノ境界線ハ何レモ互ニ數尺他ノ受持ノ甲板マデ掃除セシムベシ

間(隅)ヲ摺ル時間ハ成ルベク多ク費スコト、移動物ハ良ク移動シテ摺ルコト

雑布ハ良ク洗ヒ良ク兩手ヲ用ヒテ使用スルコト、片手ニテ甲板ヲ叩クガ如ク拭ハシムベカラズ。刷

(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)

- 毛ハ木目ニ從フヲ可トス。雑布使用ニ際シ拭ヒ方ヲナス際「ゴースタイン」ヲ行ヒ海水ノミ拭ヒ去ル傾キアリ、拭ヒ方ハ時間許セバ充分ニカヲ入レ前進セシムベシ
- 刷毛摺ハ一人前ノ巾十八吋（ブラング三枚）ヲ適度トス
- 排水溝（ウォーターウエー）附近、昇降口、櫓ノ周圍等ハ手入不十分ナル傾アリ
- 「チーク」ノ甲板ニテハ摺リ方充方ナラザレバ淡紅色ヲ呈スルモノナリ、暗黒色ノ班點アル間ハ未ダ不十分ニシテ乾キタル後ニ於テ白クナラズ
- 雨天長ク續キタル後ハ汚レハ容易ニ除去スルモノナリ、霽レ次第洗方ヲナスヲ可トス
- (三) (リ) 上甲板石鹼洗
- (イ) 石鹼ヲ以テ初ヨリ洗フハ甚ダ稀ニシテ皇族御乘艦等ノ時ノミナレ共被服洗濯ノ際ハ之ニ準ジテ行ヒ得ル機會多シ
- (ロ) 石鹼ハ溫湯ニ溶解セシメ之ヲ稀薄ニナシ甲板ニ散布スベシ
- (ハ) 洗濯ノ時排水孔ヲ閉鎖スレバ洗濯水甲板ニ溜リテ便利ナリ
- (ニ) 洗ヒ終ラベ充分流サザレバ石鹼殘留シテ所々ニ白キ部ヲ殘スベシ
- (四) 甲板砂摺 (保存手入參考書參照)
- (イ) 砂摺ニ使用スル古帆布ハ卷クヨリモ折リ疊ムヲ良トス

(ロ)

時間ハ洗方ノ三倍ト見積リテ適當ナリ。摺方ハ手ノミニ依ラズ體全體ニテカヲ入レザレバ力入ラザルノミナラズ永續セズ。又駆足同様數回摺ルヨリハ叮嚀ニ一回摺ル方勝レリ

(ハ)

木部ハ残りナク隅々マデ摺ルベケレドモ金物ハ摺ラザルヲ良トス、磨耗甚シキノミニテ永ク光澤ヲ保タザルモノナレバナリ

塗粧面ヲ摺ラズ外舷ニ水ヲカケザルコト

砂ヲ撒ク前ニハ甲板上ノ溜水ヲ適量ナラシムベシ

充分流シタル様ニテモ乾燥後ハ砂ノ残り居ルヲ見ル、眼鑲穴及隅々ハ特ニ入念ニ流スベシ

時間之ヲ許サバ砂摺ヲシテ流シタル後尙一回刷毛摺セバ砂ヲ全部除去スルコトヲ得

砂ノ撰定

(ニ) (ホ) (ヘ) (ト) (チ)

A 横須賀ノモノハ最良ナリト稱セラルレド石炭袋十三個デ五圓ノ料金ヲ要ス(現在ハ中止シアリ)

佐世保ニテハ航空隊附近ニ風化岩アリ使用前打チ碎カザルベカラザレドモ良質ナリ。吳ハ音戸方

面ニ行ケバ澤山アレ共劣等ノ砂ナリ

B 甲板士官ハ外舷掛ト共ニ碇泊地附近ニ於テ良好ナル砂ナキカト常ニ注意シ發見次第採集シ日常ノ

用ヲ缺カシメザルヲ要ス

料金ハ要スレバ主計科ニテ貰ヒ得

(五) 内舷拭ヒ (保存手入参考書参照)

(イ) 内舷拭ヒ用水ハ甲板桶ニ分配シ置クベシ、然ラザレバ拭布ヲ再ビ洗滌スル能ハザレバナリ

(ロ) 梯子ノ裏等ニハヨク水滴アルモノナリ注意スベシ

(ハ) 塗粧面ニカカレル海水ハ是非拭ヒ取ルベシ

(六) 上甲板ト油類

油ハ常ニ慎重ニ取扱ハシメ木製甲板ニハ決シテ滴下セシムベカラズ若シ誤リテ滴下セル時ハ速ニ拭キ

去ラシムベシ塗具ナレバ直グ拭ヘバ取レル尙取レザル時ハ石灰ヲ塗リ(普通軍點後ヲ良トス)十二時

間位經過シテ摺リ洗フベシ甲板ヲ削ルハ成ルベク避クベシ石灰ニ刷毛ヲ使用スルハ良シカラズ、石灰

ハ木質殊ニ「ピツチ」ノ爲ニヨロシカラズト記憶スベシ又塗具滴下スル恐アル時ハ古帆布ヲ敷クベシ

若シ廣キ範圍ニテ帆布不足ノ時ハ海水ヲ流スヲ良トス

(七) 其ノ他諸注意

(イ) 課業止メ甲板掃除ノ折ハ油類ノタメ石灰^{ライム}ヲ施ス必要アル個所ナキヤ否ヤヲ檢スベシ

(ロ) 晴天ノ日洗方略乾キタルヲ見計ヒ木甲板ノ填隙、木栓、龜裂等ヲ檢探シ(乾キ方遅キタメ直ニ見分

ケツクモノナリ)白墨等ニテ記號ヲナシ修理ヲ請求スベシ

(ハ) 嚴寒ノ甲板洗ニハ特ニ甲板士官率先シテ士氣ヲ鼓舞セザルベカラズ、古兵ニ惰クルモノ往々アリ

三 居住甲板掃除ノ種類

(ニ) 各部ノ長ヲシテ受持ニ對シ責任ヲ重ンゼシムベシ。又各分隊互ニ競争精勵スルノ美風ヲ養成スルハ

甲板士官ノ指導如何ニ俟ツコト大ナルヲ忘ルベカラズ

(イ) 居住甲板掃キ掃除

(ロ) 居住甲板大掃除

(ハ) 居住甲板拭掃除

(一) 居住甲板掃キ掃除

(イ) 單ニ甲板ノ塵埃ヲ掃キ集メ若シ水溜或ハ汚レ甚ダシキ所ハ之ヲ除去ス

(ロ) 舷窓、昇降口、天窓等ハ開放シ置キ箒ハ出來ル丈靜ニ使用スベシ

(ハ) 衣囊棚ノ下等隅々ヨリ始メテ中央廣キ所ニ及ボスベシ、又靴棚手箱等ノ塵埃モ拂フベシ

(二) 居住甲板拭ヒ掃除

(イ) 舷窓ハヨク開キ置クコト甲板ニ塵多キトキハ拭フ前ニ掃クベシ

(ロ) 雑布ハ度々洗ヒ堅ク絞ルコト、衣服箱等移動物ハ必ず移動スルコト

(ハ) 衣囊、手箱、帽子罐、雨衣棚、衣服箱ハ掃除整頓ヲヨクスルコト

(ニ) 雑布ハ夏季乾燥甚ダシキトキハ適度ノ水ヲ撒布セシムベシ

- (三) 「リノリユーム」 甲板手入法 (保存手入参考書参照)
- (イ) 「リノリユーム」ハ「コルク」ノ粉末ト「シカチーフ油」トノ混合物ヲ麻布上ニ塗りタルモノナレバ石鹼曹達ノ如キ「アルカリ」性ノモノニ遭ヘバ油ハ分解シ性質ヲ變ズ
- (ロ) 大掃除ニ食卓、手箱等ノ石鹼拭ニ依リ石鹼水ノ甲板ニ落ツルハ止ムヲ得ザルモ直ニ拭ヒ去ルベシ
- (ハ) 機械室、發電機室入口附近ハ極メテ清潔ナラシムベシ。「マツト」ヲ敷キ其ノ「マツト」モ屢々洗フベシ、然ラザレバ艦内全體ヲ不潔ナラシム
- (ニ) 塗具ヲ落シタル時ハ直チニ拭ヒ去ルベシ、若シ塗具固着スル時ハ小刀等ニテ輕ク削リ油ヲ引クベシ
- (ホ) 要スルニ「リノリユーム」保存上ノ要訣ハ
- A 「アルカリ」性ヲ禁ズ、B 溜水等濕氣ヲ避ク、C 傷ラツケザルコト
- (ヘ) 日課手入ヲ左ノ如クセバ良カラシ
- (ト) 内外ノ溫度差大ナルトキハ内舷ニ露ノ凝結スルコトアリ注意ヲ要ス
- (ハ) 作業員ノ雜談ハ手入ノ不行届ヲ示スモノナリ戒ムベシ
- (ヘ) 號令「内舷拭へ」「内舷止メ甲板拭へ」「甲板止メ金物手入」「甲板掃ケ」等ナレドモコレハ形式ニ流ルル虞アレバ「金物手入」「甲板掃ケ」位ノ號令ニ止ムルモ一法ナリ。拭ヒ掃除終ラバ甲板士官ハ「居住甲板宜シ」ヲ當直將校ニ報ズ

A 「リノリユーム」清水拭トス、實際ノ結果清水ノ使用量ハ多量ナラズ

B 「リノリユーム」拭ヒ雜布ハ別ニ作製シ置キ海水ニハ用ヒヌコト

主計科ニ衣服交換ニ依リ古被服多量ニ生ズ、之ヲ貫ヒ本雜布ニ作ルヲ便トス

C 別ニ油拭ヒニ使用スル油布ヲ作り（同右ノ方法ニテ作製シ置クベシ）之ヲ以テ眞水拭ヒ後叮嚀ニ拭フ。但シ油ハ毎日與ヘルニアラズ只油氣ヲ「リノリユーム」ニ與フルノミナリ

D 油布ヲ用ヒテ後内舷手入ヲスルハ良好ナラズ。故ニ居住甲板拭掃除ノ最初ニ「リノリユーム」拭用ノ清水ニテ内舷ヲ拭クヲ得策トス

E 石炭搭載等ニテ「リノリユーム」ノ汚レタル時等ニ於テハ最初海水ヲ雜布ニ浸シテ甲板ノ隅々迄叮嚀ニ磨リ拭ヒ然ル後汚水ヲ充分ニ拭ヒ去リ清水ヲ以テ鹽分ヲ除去シ油拭ヲナセバ可ナリ。「リノリユーム」面ニドンドン海水ヲ流シ「ブラツシ」ニテ磨ルハ最モ「リノリユーム」ノ爲ニ惡シ
 補修ハ掌木工科ニテナス故破口ヲ見ツケ次第修理セシムベシ（「リノリユーム」點用糊ハ掌木工科ニアリ分隊ニ修理セシムルヲ可トス）

(四) 居住甲板大掃除（内規参照）

(イ) 艦内大掃除用意ニ關シ

A 朝食前兩舷直若ハ當直ニテ前後甲板ヲ洗フ（砂摺）朝食ノ令ニ引續キ「艦内大掃除用意」ヲ當直

將校令ス

五二

B 起床後食卓番ハ定量ノ水ヲ水掛ヨリ受取り食後食卓覆、食卓、腰掛、手箱ノ石鹼洗ヒヲナサシム
 (石鹼洗ハ「リノリューム」デツキニテ行ハザルヲ可トス)。當直員ノ手箱ハ食卓員ニテ殘リナク
 洗フベシ。終ツテ食卓ハ天井ニ釣ラシム

C 食卓手箱等ノ石鹼洗用ノ石鹼ハ掌帆科ヨリ大掃除用意前ニ配給ス

D 食卓番ハ食卓及鍋ヲ洗ヒ之ヲ消毒シ食器棚、配食棚ヲ掃除スベシ。食器ヲ洗フニハ灰又ハ食鹽サ
 モナクバ石鹼ニテ洗フヲ可トス、砂ハ不可ナリ。又同所ニテ食器以外ノモノヲ洗ハシムベカラズ

E 衣囊手箱ヲ上甲板ニ上グルトキハ甲板士官ハ各部ノ食卓ノ掃除、手箱ノ掃除完了セル時機ニ「衣
 囊手箱上ゲ方用意ヨロシ」ト報ズ、之ニ依リテ副直將校ハ衣囊手箱上ゲノ令ヲ下スモノナリ。衣
 囊上ゲ終ラバ「大掃除用意宜シ」ヲ當直將校ニ届ク

F 食卓覆ハ裏面ヲ外方ニシ中央「リーデロープ」又ハ一定ノ場所ニ前方ニ間隙ナク體裁ヨク乾カサ
 シメ風ノタメ飛散セザル様「ストツブ」ニテ結止スベシ

G 衣服箱ハ之ヲ拭ヒ天井ニ吊ラシム但シ准士官以上ノ物ハ從兵ニテ下士官用ノモノハ自ラ行ハシム
 H 總テ衣囊ヲ上ゲズニ衣囊棚下方ノ一、二段ノミヲ上ゲルコトアリ。又時ニハ下方一、二段ヲ最上
 ノモノノ上ニ積ミ重ネタリ衣囊棚ニ釣下シタリスルコトアリ

(ロ)

艦内大掃除及其ノ注意事項

- A 開始ニ先テ各分隊先任下士官(甲板下士官)ヲ集メ豫定終了時間及特ニ注意スベキ事項油拭ヲ行フベキヤ否ヤ等ヲ豫メ達シ置カバ作業順調ニ進行シ效果モ亦極メテ大ナリ
- B 天井「ビーム」「パイプ」側壁ノ順序ニテ内舷ノ清水拭ヲナシ油煙手垢等デ著シク汚レタル所ハ石鹼拭ヲナス。此ノ石鹼モ掌帆科ヨリ出サシムベシ
- C 甲板ヲ拭フトキハ少量ノ水ヲ撒布シテ反覆叮嚀ニ拭ハシム。食卓ノ下ノ如ク甚シク汚レタル場所ハ流サシムルコト有ル場合ニモ成ルベク海水ヲ多量ニ使用セザルヲ可トス。是間隙ヨリ海水浸入シテ鐵ノ腐蝕ヲ促セバナリ。又「リノリユーム」甲板保存上ノ見地ヨリスレバ毎大掃除後油拭ヲ可トスルモ油在庫量ノ關係モアリ尠クモ一ヶ月一回宛施行スルヲ可トス
- D 毎日ノ日課手入ニハ時間ノ制限アリテ手近キ處ノミニ止ムルヲ常トスルモ、此ノ時ハ如何ナル難所モ掃除シ一週間分ノ汚物塵埃ハ残りナク一掃スベシ。甲板士官ハ懷中電燈ニヨリ隅々迄覗キ込ミ塵埃ノ有無ヲ檢スベシ
- E 内舷内方ヨリ片付クル如ク行フベシ。然ラザレバ取殘サルル部分生ジ易シ
- F 内舷(高キ所)終リテ甲板拭ヒ終リテ再ビ内舷拭ヘヲ令スベシ。之ニテ錆色ノ部分等底キ所ノ内舷ヲ拭フ

- G 内舷塗粧面ハ可成石鹼拭ヲ行ハザルヲ可トス。其ノ中ニ含マルル「アルカリ」ハ油ヲ分解シテ光澤ヲ失ハシメ保存ヲ悪クスルガ故ナリ
- H 内舷終ラバ金物ヲ磨キ次デ甲板ヲ拭キ之ニテ終ルモノトシ「居住甲板宜シ」ト當直將校ニ届ク
- I 甲板要具、分隊要具、各室浴室、厠、短艇等ノ格子、各食器室ノ抽出シ等ハ分隊員及係員ヲシテ大掃除中ニ砂摺セシメ上甲板ニ乾カサシム
- J 「内舷拭ヒ方」「甲板掃ケ」等ハ相當長イ時間ヲ必要トス。「金物手入」ニテ通路附近ノ金物例ヘバ火薬庫注水装置ノ「ハンドル」等ヲ好ンデ磨ク癖アリ故ニ日常手入困難ナル個所ヲナサシムベシ
- K 「スカツバー」ヲ詰マラザル様注意スベシ
- L 居住甲板終リテ後休憩ヲナスヲ例トス。休憩時間ニ引續キ兩舷直（當直）中部甲板（露天甲板）洗方（砂摺）用意ヲ令セララル
- M 中部甲板（露天甲板）洗方（砂摺）ハ兩舷直（當直）ヲ一旦整列セシメテ課スルヲ可トス。右終リテ「甲板宜シ」ト報ズ
- N 一般ニ防火教練ハ中甲板終リテ露天甲板ニ移ル前ニ行ハル
- O 「總員衣囊收メ」ニテ衣囊、手箱、帽子罐等ヲ收メ大掃除終了スルモノトス
- P 大掃除後艦内消毒ヲ行フコトアリ、豫メ消毒班ヲ編成シ（一班三名ニテ充分）消毒順序箇所ヲ指

- 定シ置キ消毒水ヲ「ポンプ」ニテ撒布シ通風乾燥セシム。此ノ際「ワニス」部ニハカケザル様注意ヲ要ス。又塗具面ハ適宜拭フヲ要ス
- Q 各室倉庫モ掃除整頓セシメ點檢ヲナス可シ
- R 各公室、食器室モ大掃除整頓ヲ行ハシム。特ニ長官公室ハ軍艦ニテ最モ森嚴ナル所ナレバ左記諸項ニ注意スベシ
- S 從兵ヲ督勵シテ塗粧面木具諸器具ノ保存整備ニ留意シ特ニ金物手入ヲ勵行セシメ御寫眞奉安所、貴賓ノ應接所、最高指揮官ノ居室トシテ毫モ遺憾ナキヲ期スベシ
- T 從兵ノミニテハ手廻リ兼ヌルコトアリ、要スレバ分隊員(嘗テ「ケビン」從兵ノ經驗アル者)ニテ手傳ハシムベシ
- U 毎週一回在室者ノ不在ヲ見計ヒテ手入掃除ヲ行フ
- V 絨繻ハ毎週一回日光ニ乾カシ塵ヲ拂フコト
- W 「エナメル」塗具ヲ使用セル處ハ修理困難ナレバ叮嚀ニ取扱フヲ要ス
- X 「ラック」塗ノ木具多キヲ以テ手入ニ注意シ毀損セシムベカラズ。若シ少ニシテモ剝ゲタル所アラバ木工科ニ修塗ヲ請求スベシ
- Y 右手入ノ爲ニ公私室保存手入標準ヲ作り

一
總
說

Z 甲板士官ノ見廻リモ主ニ其ノ時ニ於テス可シ。甲板士官ハ日課手入若ハ總員起床時ニ見廻リテ十分注意ヲ拂フベシ

(ハ)
油 拭

「リノリユーム」ニ油分ヲ與ヘ光澤ヲ附シ保存ヲヨクスルト共ニ其ノ汚レヲ去ルモノナリ。油ハ運用科ニテ久美油(石油ノ名)ト亞麻仁油トノ混合油ヲ良シトス

A 油拭ヲナスニハ甲板ハ充分ニ乾燥セルコト肝要ナリ

B 油ハ力ヲ入レ反覆摺リ込ム如クスベシ

C 油ハ過量ナル可カラズ、油ノ可量ハ單ニ不經濟ナルノミナラズ靴ノ裏ニ附着シテ甲板ヲ汚シ或ハ塵ヲ吸着シテ甲板ヲ汚スニ到レバナリ。程度ハ「リノリユーム」ニ班ヲ生ズルコトナク一面ニ曇ヲ呈スルニ至ラシムルヲ適當トス

D 一ヶ月ニ一、二回位ノ割合ニテ行フヲ可トス

E 甲板士官ハ平素ヨリ不用ノ紙ヲ集メ置キ油拭ノ際用ユルコトヲ忘ルベカラズ

第二項 艦内保存手入法

船體船具保存整備ノ戰鬪力ニ重大ナル影響アルハ恰モ訓練ニ休養ノ必要ナルガ如シ。今日船體船具兵器ノ進歩ハ益々保存整備ヲ要スルニ反シ工廠資金ノ都合上艦船ノ定期修理ハ輕減サルルニ至レリ。軍縮會議ノ結果ハ一定ノ期間決シテ代艦ヲ造リ得ザルニ至リタレバ益々其ノ期間一艦ノ威力ヲ極度ニ發揮セザル可ラザルニ至レリ。カカル秋ニ處シテ能ク一艦ノ威力ヲ減退セシメズ益々之ヲ發揮セシムル根底ヲナスモノハ艦員ノ手ニヨル十分ナル保存手入ナラザル可ラズ。此ノ時ニ當リ保存手入參考書配布サレタルバ吾人ハ其ノ説ク所ヲ遵奉シ進ンデ其ノ内容ヲ研究シテ保存手入ニ當ラザル可ラズ。從來保存手入ノ事タルヤ比較的等閑視サレタル傾向アリ下士官兵ニシテ鑄落ヲ輕視シ監督十分ナラザレバ完全ニ鑄ヲ落サザルニ鑄止塗具ヲ塗ル者或ハ又突鑿、鑄落シ鎚、鋼線刷毛(ワイヤーブラッシ)ノ使用スラ知ラザル者等今尙アルハ遺憾トスル所ナリ。甲板士官ハ着任ノ日ヨリ此ノ事ニ關シ下士官兵ノ指導ニ努力シ一般氣風ヲ益々善導シ兵員ノ下ス鑄落鎚ノ一撃モ是我國防ノ重大部分ナル自覺ニ響ク如ク指導セザルベカラズ。徒ラニ外觀ノ體裁ノミニ拘泥シテ塗粧ヲ事トシ却テ鑄リ塗リ匿スガ如キコトナキヲ要ス。又密着符合スベキ部分ハ粗暴ノ取扱ヲナサシメザル様注意シ各部開閉ノ矢符或ハ標記ハ常ニ鮮明ナラシムルヲ要ス。且テ「テヲカセヨ」ハ保存手入ノ與義ナリト聞キタルコトアリ「テ」ハ叮嚀ニセヨ「ヲ」ハ收メヨ「カ」ハ乾カセ「セ」ハ清潔ニセヨ「ヨ」ハ汚スナノ謂ナリト、蓋シ味フ可キ名言ナラズヤ。保存手入ノ細目ハ保存手入參考書(運用術練習艦發行)及兵學校化學教科書卷ノ二「材料ノ腐蝕及其ノ保護法」佐世保艦船

部發行「艦船保存整備要領」ヲ研究スベシ而シテ保存手入參考書ハ十分會得スル迄攜帶スルヲ便トス
平時左ノ件ヲ計畫熟知シ有時ノ際有効ナラシムルヲ要ス

イ 艦内各區劃ニツキ浸水シタル時艦ノ「ツリム」及傾斜ノ變化ヲ算出シオクコト

ロ 浸水ニ對スル「ツリム」及傾斜ヲ復舊セシメル爲注水若クハ物品ノ移動法ヲ研究シ置クコト

ハ 各種應急作業材料數量ヲ熟知シアルコト

ニ 石炭庫外ニ於ケル石炭搭載場所及其ノ噸數

ホ 定員以上ニ乗艦セシメ得ル兵員數

ヘ 甲板各區劃ニ於ケル吐水口ノ位置及番號

ト 同右吐水管、蛇管格納位置及受持

チ 消防主管諸弁ノ位置

リ 移動「ポンプ」格納所及位置

ヌ 人力「ポンプ」「ダウントンポンプ」所在及使用法

ル 全力排水量（各區劃ニ於テ別々ニ算出ス）

ヲ 排水ニ使用シ得ル諸「ポンプ」及其ノ吸入孔ノ位置竝ニ其ノ所在及受持

ワ 防水扉、防水蓋ノ所在及受持

カ 通風諸管ノ圖

ヨ 諸倉庫ノ位置容積及收容シ得ル物品ノ性質及數量

二 艦船ノ命數

艦船ハ常ニ海水ニ濕潤セル空氣ニ接觸スルモノナレバ乾燥セル空氣中ニアルモノニ比シテ腐蝕衰弱ノ度一層速カナルモノナリ。故ニ苟モ其ノ乘員タランモノハ細心其ノ保存法ニ注意シ一日モ艦命ノ永カラシムコトヲ期セザルベカラズ

三 腐 蝕

艦船ノ外面露出部ハ常ニ雨露及海水ノ飛沫ヲ蒙リ浸水部ハ常ニ海水ニ接觸シ又内部ニ在リテハ濕氣ノ凝結瓦斯ノ發生等ニヨリ何レモ化學作用ヲ起シ艦體ヲ構成セル鐵鋼材料等ニヨク錆ヲ生ジ次第ニ各部ニ腐蝕ス。就中罐室機械室直下ノ如キ狹隘ニシテ手入困難ナル爲汚油ヲ混合セル汚水ノ停滯スルコト多ク遂ニ甚ダシク腐蝕スルコトアリ

四 汚 穢

船體濕潤部ハ單ニ腐蝕ヲ受クルノミナラズ時日ヲ經ルニ從ヒ夥シク貝藻ノ附着スルヲ見ル之ヲ汚穢ト云フ。之ガ爲艦ノ速力ヲ減殺シ或ハ艦底諸吸水口ヲ閉塞スルコト有ルノミナラズ又間接ニ腐蝕ノ一因ヲナシ其ノ程度ヲ増加セシムルノ害アリ

五 保存法概要

船體各部ノ腐蝕汚穢ニ對スル豫防ノ方法ハ場所又ハ浸害ノ如何ニヨリ自ラ一樣ナラズト雖モ、要スルニ常ニ検査掃除ヲ勵行シ塗粧ノ完全ヲ期スルニアリ。而シテ塗粧ヲ行フニ當リテハ先ヅ鈹面ノ錆濕氣等ヲ完全ニ除去スルヲ要ス。若シ之等ノ準備充分ナラズシテ塗料ヲ施サンカ鈹面ハ塗粧トノ中間ニアル濕氣又ハ附着物ノ管ニ之等腐蝕ヲ増進セシムルノミナラズ遂ニハ其ノ錆ト共ニ塗料剝脱スルニ至ルベシ

(一) 外鈹外部保存法

(イ) 鈹面ニ防錆並ニ防汚塗料ヲ塗布スルモノ

ロ) 鈹面ハ亞鉛鍍金ヲ施シ更ニ防錆防汚塗料ヲ塗布スルモノ

(ハ) 船底ヲ被覆スルモノ

第一ハ最モ廣ク使用セラレ軍艦ハ多ク此ノ方法ヲ用フ

第二ハ最モ確實ナル良法ナリト雖モ多額ノ費用ヲ要スルヲ以テ重ニ驅逐艦ノ如キ小型艦ニシテ外鈹薄弱ナルモノニ用フ

第三ハ船底塗換ノ爲屢々入渠スルノ必要ヲ除カンガ爲船底全部ニ涉リ木鈹ヲ覆ヒ更ニ銅鈹ヲ以テ被覆スルモノニシテ銅ハ貝藻ノ附着ヲ防ギ底面常ニ清淨ナルヲ得ルト雖モ巨額ノ費用ヲ要シ且船體ノ重量ノ増加スル等ノ不利アリ

(註)

船底塗料ハ普通短時日ノ入渠中ニ行フモノナルヲ以テ塗料ハ乾燥速カナルヲ要シ普通三十分乃至一時間ニシテ乾燥スレ共時トシテ二時間ヲ要スルコトアリ、水線上ニ在リテハ此ノ如ク急速ナル乾燥ヲ要セザルヲ以テ水線上ノ外鉄ニハ光明丹ニ乾燥性油ヲ混ジタルモノヲ塗抹シ更ニ其ノ上ニ鼠塗具ヲ塗ルモノニシテ乾燥時間約十時間ナリトス

(二) 諸甲板保存法

(イ) 鋼鐵上ニ木板ヲ張リタル甲板

鋼鐵ト木板トヲ充分密着セシメ海水等ノ其ノ間ニ浸入セザル様防護セザルベカラズ。故ニ木板ヲ張ルニ當リテハ之ト鐵板トノ間ニ濃厚ナル「トロ」塗具ヲ塗布シ且木板ト木板トノ中間ニハ「オークム」ヲ打込ミ其ノ上ニ溶解セル「ピツチ」ヲ流スモノナリ。木板ヲ鐵板ニ結合セル螺釘上部ノ周圍ニハ麻又ハ「オークム」ヲ卷付ケ「トロ」ヲ塗リ更ニ螺釘上部ニハ白鉛ヲ塗リタル木釘ヲ打込ム

(備考) 「トロ」塗具ハ光明丹及唐ノ土ニ多量ノ胡粉ヲ混ジ生亞麻仁油ヲ以テ糊狀ニ練リタルモノニシテ濃淡ハ亞麻仁油ノ量ニ依リテ加減ス

濕潤セル甲板ノ乾燥スルニ際シ比較的長ク濕潤セル部分ハ損隙ノ弛ミタル箇所ナルニヨリ甲板洗方後ニ於テ之ニ注意スル時ハ容易ニ發見スルヲ得ベシ。甲板上ニ水ノ停滯スルヲ防ガンガ爲ニハ常ニ排水孔ヲ掃除シ完全ナラシムベシ。又「ピツチ」ノ缺損ハ浸水腐蝕ノ基因ナルヲ以テ速ニ修理スルヲ要ス

(ロ) 「ピツチ」ヲ流シ込ム時ノ注意事項

A 艦ノ傾斜シ居ラザル時ニ行フコト

B 「ピツチ」ヲ流シ込ミタル後ハ其ノ凸部ヲ削リ取ルベシ。此ノ際充分踏ミ付固リタル後ニ於テスベシ。削リ方ニ用ユル要具ハ極メテ銳利ナルヲ要ス

C 削リ屑ハ捨ツルコトナク保存セシメ置クコト

D 削リ方ハ甲板洗方後又ハ小雨ノ降ル日ヲ可トス

(ハ) 甲板ノ裂ケ目ニ對スル處置

A 直ニ白「バテ」ヲ填隙スルコト

B 木釘ノ厚サ $\frac{3}{8}$ ナラバ取換フルコト

C 甲板ハ成ル可ク乾燥ニ保ツコト

(ニ) 鋼鐵甲板

掃キ掃除ヲナシ極メテ薄ク油ヲ塗リ直ニ乾キタル布片ニテ拭ヒ常ニ乾燥ニ保ツコト最モ肝要ナリ。

鏽落シヲ要スルガ如キハ既ニ機ヲ失シタルナリ

「リノリユーム」甲板

第五節第一項「居住甲板掃除ノ種類」參照

(ヘ) 艦底

艦底ハ空氣ノ流通不充分ニシテ濕氣充滿シ殊ニ罐室下部附近ノ如キハ高度ノ熱ヲ受クルヲ以テ甚ダ

發銹シ易ク且汚水等溜リ易キモノナレバ碇泊中ハ常ニ艦底掛ヲシテ其ノ手入ニ從事セシメ空氣ノ流通ヲ良クシ無銹乾燥ニ保タシメ且排水諸裝置ヲ完全ナラシムベシ。内底鋇ノ上面ニ「ポートランドセメント」ヲ塗リ其ノ面ヲ平滑ナラシメ汚水ノ排出ニ便ナラシメ又内底鋇ノ腐蝕ヲ防グ爲 Bituminous Cement ト稱スル黑色ノ「ピッチ」ノ如キモノヲ塗ルコトアリ

(ト) 艦底作業注意事項

- A 艦底ニ入ル前ニ必ズ充分ナル換氣ヲ行ヒ燭火ニテ空氣ノ良否ヲ檢スルコト
- B 連續長時間作業セシメズ時々上甲板ニ出シ新鮮ナル空氣ヲ呼吸セシムベシ
- C 同時ニ必ズ三人以上作業セシムベシ
- D 出港前ニハ必ズ二重底ノ潜孔ヲ緊鎖スルコト
- E 二重底ニハ物品ヲ格納セザルコト
- F 艦底ニ使用スル鏽落シ要具ハ常ニ銳利ナラシメ置カザレバ彼ノ狹苦シキ所ニテ思フ様ニ作用出來ズ
- G 「メーンドレイン」「バルブ」ヨリ汚水逆流スルモノハ其ノ開閉ヲ確實ニスルト同時ニ摺合セラ完全ニ保ツベシ
- H 各部ノ汚水罐及汚水ヲ艦底ニ集ムル裝置ノ處ニテ往々其ノ吸水口ニ糸屑等閉塞シ機能ヲ失フコト

アリ

六四

I 艦底ヲ修理検査手入セシ時日手入時間監督者名等ヲ潜孔裏ニ白塗具ニテ記註シ置クハ良法ナリ

J 尙軍艦例規艦底掛ノ部参照

(チ) 船艙及石炭庫保存法

船艙内ニ於テ甲板裏面外板内面若クハ肋材等ヲ検査シ意外ノ腐蝕ヲ發見スルコトアリ。是汚水浸入ト濕氣トニ起因ス。殊ニ石炭庫ニ於テ石炭ヨリ發生スル瓦斯及水分ハ鐵板ニ非常ナル害毒ヲ與フルガ故ニ、常ニ空氣ノ流通ヲ充分ナラシメ汚水ノ浸入ヲ防ギ腐蝕箇所ハ良ク鏽落ヲナシ光明丹其ノ他ノ防腐塗料ヲ施スヲ要ス

(三) 左記諸項ハ船體ノ保存検査上殊ニ注意ヲ要ス

(イ) 鋼鐵艦内ノ汚水ニ浸サルル諸管ハ總テ完全ニ塗料ヲ施シアリヤ

(ロ) 諸管ヲ包裝シタル帆布及其ノ表面ノ塗料ハ共ニ完全ニシテ浸徹スルコトナキヤ

(ハ) 推進機ニ接近シタル所ニ亞鉛製ノ防護物ヲ附着シアリヤ

(ニ) 艦底ハ前回前々同何年何月ニ入渠シ艦底ヲ塗替へ或ハ包裝ヲ張り換ヘタリヤ

(ホ) 防水装置、通風装置及「ポンプ」装置ニ屬スル嘴、弁、扉等ハ其ノ開閉良好ナリヤ

(四) 其ノ他注意事項

(イ)

鐵板又ハ鐵具ノ錆ヲ除去スルニハ唯錘ニテ叩クヲ最良ト考フル兵員多キモ、突鑿ニテ錆ヲ除去シ然ル後「ワイヤーブラツシユ」ニテ極メテ氣長ク克ク摺ルヲ可トス。而シテ其ノ後ニ塗ル錆止塗具ヲ極メテ薄ク板面ニ塗り込ムベシ。艦底翼路ノ如ク錆止塗具ヲ施シタル儘ニナシ置ク所ハ錆止ヲ二回ニ止メ、又他ノ塗具ヲ上塗スベキモノニ在リテハ更ニ一回錆止ヲ施スヲ可トス。錆ヲ生ズルハ多ク空氣ニ露レタル平滑面ナル部ニ少ナクシテ物ニ覆ハレタル平常目ニ觸レザル處又ハ濕氣ノ去リ易キ處ニ生ジ難キヲ以テ常ニ之等ノ點ニ對シ多大ノ注意ヲ拂ハザル可カラズ

(ロ)

船體毀損ノ部ヲ發見セバ時ヲ移サズ検査シ艦内ニテ復舊ノ見込アルモノハ直ニ之ヲ修理シ若シ能ハザルモノハ副長ニ報告スルヲ要ス

(ハ)

天窗ノ硝子ハ取扱ノ粗漏ヨリ破壊ヲ生ジ易シ、之等ニ對シテハ常ニ分隊下士官及受持者ニ責任ヲ持タシメ最モ眞密ナル取扱ヲナサシムルヲ要ス。載炭、合戰準備、戰鬪教練ノ際ノ如キ殊ニ注意スベキモノトス

(ニ)

舷窓等ノ「スクリユー」「ゴム」ハ良ク手入ヲナシ之ヲ鎖ストキハ各々「スクリユー」ヲ一様ニ締ムベシ

(ホ)

防水扉、防水蓋、「スルイスバルブ」等ハ有時ノ時ヲ想像シテ迅速ナル開閉ヲ試ミ護謨ヲ檢シ把柄ヲ動カス等殊ニ周密ナル注意ヲ加ヘ置クヲ要ス。是一艦ノ安危ノ分ルル所ナレバナリ

(へ) 短艇兵器筐等ハ動搖ニ對シ動搖止ノ設備アリ、海上平穩ナル時ト雖モ航海中ハ兵員ヲシテ使用セシムルノ習慣ヲ養フベシ。殊ニ日没時ニ於テ然リトス

(ト) 艦底ノ保存手入ハ甲板士官ノ最モ注意ヲ要スル事業ニシテ艦底掛アリテ其ノ事業ニ従事スト雖モ、甲板士官ハ自ら常ニ各艦底ニ入り事業ノ進捗ハ勿論各部現狀ヲ知悉セザルベカラズ。故ニ艦底事業簿ヲ備ヘ詳細ニ之ガ記註ヲナシ艦底掛ヲ以テ遂行シ能ハザルトキハ必要ナル人員ヲ受持分隊ヨリ配シ常ニ艦底ノ清淨乾燥ヲ保タザルベカラズ

艦底ノ事業ハ必ず手燭ヲ使用セシムベシト雖モ溶蠟液ヲ落スヲ戒ムベシ。又艦底内ニハ往々毒瓦斯ノ蓄積スルコトアリ、故ニ可成空氣ノ流通ヲ計リ若シ燈火消滅スルコトアラバ入ルベカラズ

(チ) 要スルニ甲板士官ハ艦ノ構造ニツキ知悉セザルベカラズ。例ヘバ二重底ノ區劃ハ如何ニナリ居ルヤ其ノ區劃ノ排水ハ如何ニシテ行ハレ其ノ區劃ト如何ナル連絡ヲ有スルヤ等一艦ノ萬般ノ狀態瞭トシテ眼裏ニ映ズル如クアラザルベカラズ。茲ニ至リテ始メテ萬一ノ際ニ處シ副長補佐ノ任務ヲ全フスルヲ得ン

第三項 艦内整頓

一 整頓ハ不時ノ出來事ニ際シ遺憾ナカラシムノミナラズ最良ナル手入法ニシテ、且平素ノ諸作業ヲ圓滑迅

速ナラシムルト乗員ノ氣持ヲ良クスル爲ニ行フモノナリ

二 艦内ノモノハ大小ニ論ナク總テ其ノ定所ニ正シク格納スルコト

三 不整頓ノ所ニハ紛失盜難等ノ忌事ヲ生ズ。貴重品ハ各分隊毎ニ纏メテ鎖鑰ヲ作り格納スベシ。「スベヤ
ーチエスト」等アラバ之ニ充ツルコト必要ナリ。又金錢ハ纏メテ分隊長或ハ先任伍長室等ノ鎖鑰アル所
ニ收メシム可シ

四 巡檢點檢ノ際ハ整頓正シキモ平素ハ亂レ易シ。故ニ屢々艦内ヲ廻リ矯正スルコト

五 「ブームス」ハ艦内ニ於テ最モ不整頓ニ陥リ易ク而モ頗ル難キモノナリ、常ニ注意ヲ怠ラズ時機アル度ニ
積ミ換エ必要ナル物品ヲ上部ニ置クカ固縛ヲ別ニスベシ。甲板要具ノ乾場ニハ「ソーフ」帆布類ノ片端
殘ラザル様注意スベシ

六 塵箱附近ハ亂雜ニナリ勝チニナルモノナリ。殊ニ夏季ハ直ニ腐敗シ惡臭ヲ放チ蠅ヲ繁殖セシムルニ至ル
故ニ常ニ掃除番ヲ督シ掃除整頓ヲ怠ル可カラズ。而シテ塵船ヲ呼ブニ機ヲ失スルベカラズ。入港前ニハ
必ズ艦内ノ塵埃ヲ出來ル限り放棄シ塵箱ヲ清淨ニシオク可シ

七 倉庫ハ各科ノ物ハ各科ニテ此ノ整頓手入ニ從事スレ共、甲板士官ハ折ニフレテ助言スルコトヲ忘ルベカ
ラズ。酒保倉庫、各室糧食庫ハ全然甲板士官ノ責任ナレバ隨時見廻リテ倉庫係ヲ督勵シ要スレバ事業ヲ
以テ整頓手入ヲナサシム可シ。常ニ庫内ノ狀況ニ通曉シ私物ノ格納ヲ嚴禁スベシ。尙通風排水裝置ヲ完

全ナラシメ裸火ノ使用ヲ禁ズベシ

八

機械室、罐室、炭庫等ハ甲板士官ノ容喙スベキ限りニ非ズト雖モ機關兵ノ居住甲板、衣囊格納所等ノ整頓ニ關シテハ充分ニ責任ヲ負フベシ。機關科ニハ甲板下士官アリテ直接之等ノ保存手入整頓ニ當ルト雖モ機關科員ハ甲板ノ整備手入（殊ニ鑄落シ塗粧）ノコトニ關シテハ水兵員ニ劣ルハ無論ニシテ且甲板下士官ハ約二ヶ月交代ノ役員ナレバ、甲板士官ハ常ニ之ヲ指導教育シ細微ノ注意迄與フベシ。機關員出入頻繁ナル機械室、罐室ノ入口ハ非常ニ汚レ勝ナルモノナレバ必ズ「マツト」ヲ敷キ常ニ之ヲ清潔ニ保チヨク靴ノ裏ヲ掃除セシムベシ（各入口ニハ靴箱ヲ用意シ艦内靴「バート」靴ノ履換エヲ行フヲ可トス）。薄暗キトキハ電燈ノ假設等ヲ行フヲ可トス。又薄暗キ場所ハ得テ不整頓ニ陥リ易ク往々ニシテ良キ晝寢場所ト心得ルモノアリ。機關科ノ居住甲板拭掃除ハ水兵員ノモノト齊一ニ取扱フヲ得ザレ共其ノ始終ハ出來ル限り齊一ニシ副長ノ點檢終ル迄ハ必要ノモノハ上甲板ニアラシムベシ但シ長途航海中當直ヨリ上レル者ノ爲ニ休ミ「テール」ヲ數個認メルハ然ル可キ事トス

九 手洗場

手足ヲ洗フ場所ハ出來ル限り狭ク取ラシメ且跡始末ヲ嚴重ニナサシムベシ。動々モスレバ必要以上ニ甲板ヲ汚シ且石鹼水ヲ流セルママニ放置スル等不體裁ニ陥ルモノナリ

一〇 艦内ニ濫リニ物ヲ持込マザルコト

琵琶、「トランク」、土産品等多數アルトキハ各格納所ヲ指定スルコトヲ忘ル可カラズ

第四項 塗 粧

一 總 説

凡ソ塗粧ヲ行ハントセバ豫メ氣候及天候ヲ觀察シ其ノ施行當日豫定時間内ニ於テ豫定ノ區域ヲ終了セシムル如ク人員竝ニ所要物件ヲ準備計畫スルヲ要ス。特ニ内外舷及檣桁等ノ如キ外見ニ關スル部分ハ若干部宛日ヲ異ニシ又別罐ノ塗具ヲ以テ塗ルトキハ塗色ニ濃淡精粗ノ差ヲ生ジ外觀宜シカラザルノミナラズ塗料ハ損失大ナリ

塗粧ヲ行ハントスルトキハ能ク塗料ヲ混和シ濃淡ノ差ナカラシムベシ。又外舷塗粧等ニ於テ數罐ノ塗料ヲ要スルトキハ先ヅ之ヲ酒樽等適宜ノ一大容器ニ集メ能ク攪拌混和シ色合ヲ一致セシムルヲ要ス。又塗粧ヲ行フニ際シテハ之ヲ他ニ附着セシメザル様周到ナル注意ヲ要ス。若シ過チテ甲板ニ塗料ヲ滴下シタルトキハ直ニ乾燥セル布片ニテ拭ヒ去ルベシ。塗具ハ運用科ト圖リ使用量ヲ顧慮スルヲ要ス。何トナレバ塗具ハ艦船ニヨリテ各々一年ノ定額アリテ之ヲ年度ノ初期ニ於テ一度ニ多量使用セバ後日必要ニ際シテ是ヲ得ルノ道ナシ、故ニ成ル可ク之ガ消費ヲ節約シ塗ラザルベカラザル場所ハ經驗アルモノヲシテ之ニ當ラシムル如クシ濫用ヲ防ガザルベカラズ

二 塗粧前ノ注意

(一) 天 候

施行前日二、三日ハ降雨ナク其ノ最後ノ一日ハ特ニ天氣晴朗ナルコト

施行當日ハ天氣晴朗ニシテ風無ク塵埃ノ飛散スル憂ナキコト

塗粧後塗料ノ乾燥スル迄ハ充分天氣晴朗ノ見込アルコト

之ガ爲平常天氣豫報、地方ノ天氣豫察及作業等ヲ研究スルヲ要ス

(二) 氣 候

(イ) 塗粧ヲ行フニハ春季ノ終リ又ハ秋季ノ始メヲ以テ最良ノ季節トス。冬季不適ナル點ヲ舉グレバ

A 塗料ニ含有スル油分ハ寒氣ノ爲凝固スルヲ以テ塗粧スルニ當リ塗料ヲ充分ノバシ難ク隨ツテ塗面粗トナリ且其ノ消費量多シ

B 塗面ノ乾燥緩漫ナルガ故ニ其ノ未ダ乾燥セザルニ雨露ニ曝サレ或ハ之ニ他物觸ルル等ノ事アリ爲ニ塗料ヲ剥脱シ更ニ塗粧ヲ施スノ止ムナキニ至ルベシ

(ロ) 夏季ハ塗面ノ乾燥早キヲ以テ午前ニ塗リタル部分ト午後塗リタル部分トニ色合ニ差ヲ生ジ又塗面ノ

不良ヲ直サントシテ却テ塗色ニ差ヲ來スコトアルヲ以テ熟練ト注意ヲ要ス

(三) 艦内ノ塗粧ハ成ル可ク次ノ時機ヲ選ブベシ

三

塗粧一般ノ注意

(一)

塗粧ニ從事セシムベキ人員ハ多キニ過グルトキハ事業ノ妨トナリ又過小ナルトキハ事業數日ニ涉リテ塗面ノ不齊ヲ生ズル憂アリ。要ハ適當ナル人員ヲ以テ豫定時間内ニ終了スルニアリ。普通軍艦ニテ外舷塗粧ニハ一人一時間平均速度一坪乃至一坪半ナリ(但シ直接塗粧ニ從事セル人員ノミノ平均ニアラズ塗具運搬員足場調整其ノ他雜務ニ從事スル總人員ノ平均ナリ)

(四)

人員

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

休暇等ニテ多數ノ兵員上陸不在ナル時殊ニ夏季休暇ヲ適當トス。而シテ中下甲板内舷ヲ塗ル場合ニハ一區劃宛塗り通路ハ片舷宛塗り可トス
土曜日ハ通例艦内大掃除ヲナスヲ以テ午後ニ於テ繕塗及油拭等ノ手入ヲナスヲ便トス
石炭搭載入渠前ニハ避クベシ
航海前若クハ教練施行迄ニ塗面乾燥ノ見込ナキトキハ止ムベシ

塗粧面ノ濕氣ハ充分ニ除去スルヲ要ス。而シテ塗刷毛ヲ使用スルニハ塗面ニ直角ニ左方ヨリ右方ヘ又ハ下方ヨリ上方ニ移動セシムルヲ常トス。故ニ塗粧ヲ始ムル前其ノ始點ト終點トヲ豫定シ置キ然ル後着手スベシ。木材ニ新ニ塗粧スルニハ先ヅ木目順ニ塗り塗具ヲ之ニ吸收セシメ次イデ横ニ刷毛ヲ使用シ最後ニ木目ニ從ヒ平坦ニスベシ

- (二) 新規塗粧ハ其ノ物體ノ品質如何ヲ問ハズ地塗及上塗各二回以上ヲ施スヲ例トシ、内外舷ノ如キハ少ナクモ二回ノ地塗二回ノ上塗ヲナスヲ例トス。要スルニ何レノ場合ニ在リテモ塗料ハ必ズ能ク攪拌シテ用ユルコトニ注意シ先ヅ塗筆ヲ以テシ次ニ塗刷毛ヲ用ヒ之ヲ平坦ニスルヲ一般ノ方法トス
- (三) 既ニ塗粧シアルモノヲ塗換ヘントセバ其ノ材質ノ如何ヲ問ハズ必ズ先ヅ清水ヲ以テ塗面ノ汚レヲ能ク洗ヒ去ルベシ。若シ他種塗料ノ汚點アラバ之ヲ削除シ後塗料ヲ施スモノトス
- (四) 「コールタール」ノ附着シアルモノハ如何ニ塗料ヲ塗抹スルモ「コールタール」滲出シ其ノ塗面ヲ清麗ナラシムルコト能ハズ、此ノ場合ニハ汚點ヲ削除スルカ又ハ其ノ部分ニ「フレンチボリン」ヲ一回若クハ二回塗り其ノ滲出ヲ防ギタル後塗料ヲ施スベシ
- (五) 塗粧ヲ行フニ當リ普通ノ乾燥時ヲ待ツ餘裕ナキトキハ乾燥料ヲ過分ニ混和シテ塗抹スルコトアリ。然レ共是決シテ良法ニアラズ。何トナレバ斯ノ如キハ其ノ塗面光澤ニ乏シク且變色シ易キ憂アレバナリ
- (六) 内外舷、檣桁等雨露ニ曝サルル所ニ用ユベキ塗料ハ之ニ混和スベキ揮發油ノ量ヲ減ジテ亞麻仁油ヲ加フルヲ良トス。何トナレバ揮發油ハ塗面ニ濃淡ノ差ナカラシムルノ効アリト雖モ、之ヲ多量ニ用ユレバ塗面ノ光澤ヲ失ハシムルノ憂アレバナリ
- (七) 一面若クハ一物ニ二種以上ノ塗料ヲ施サントスルニハ先ヅ其ノ大部分ヲ占ムベキモノヲ塗り其ノ乾燥ヲ待テ後他種ノ塗料ヲ施スベキモノトス。例ヘバ内外舷ニ於テ白色若クハ鼠色塗具ヲ先ニシ而シテ各

- (九)(八) 色線或ハ識別線等ヲ後ニスルガ如シ。識別線ヲ正シク一線ニ塗ルニハ薄キ板又ハ「ボール」紙ノ如キモノヲ定規ニ使用セシムレバ作業容易ナリ。或ハ小綱ト白墨ニテ線ヲ引クモ可ナリ
- 美麗ヲ要スル點ノ塗粧ニハ等級兵ヲ用フベシ
- 塗粧面ハ前日清水ニテ叮嚀ニ拭クベシト雖モ急ヲ要スル爲清水ニテ拭ヒ乾カスヲ得ザルトキハ乾燥セ
- ル布片ニテ拭フベシ
- (二) 室内等ノ塗粧ニハ白ニ極メテ少量ノ紺青ヲ加フル時ハ美麗ニシテ日ヲ經ルモ黄色ヲ帶ブル事ヲ防グヲ得。白色上等塗具ハ「ワニス」ヲ少量混ゼバ乾キ易ク極メテ光澤ヲ發ス。少シク黄色ヲ帶ビ塗ル際ニ頗ル伸シ難シ
- (三) 活動部又ハ「スクリユー」等ヲ誤ツテ塗ルコトアリ注意スベシ。塗粧前ニ之ヲ取脱スヲ可トス。又他ノ金具又ハ木具ニ附着セザル様注意スベシ。若シ誤ツテ附着シタルトキハ布ヲ以テ即座ニ拭ハシムベシ。之ガ爲塗粧ヲ行フニ際シテ左手ハ必ず塗具ヲツケズ且「オークム」又ハ布片ヲ所持セシムベシ
- (三) 鐵部凹凸面ヲ塗ル前ニハ「バテ」「センメト」(特種ノモノ)ニテ目潰シヲナスベシ
- (四) 油拭ト雖モ刷毛ニテ「ナラス」ヲ可トス、特ニ内外舷及後部ノ外舷ニ於テ然リトス
- (五) 銹色ハ「ラジン」ヲ混ズレバ乾燥速カナリ
- 銹ノ流レタル部ハ石又ハ輕石ニテ除去スベシ

(六) 銹止ハ最初ハ極メテ薄キモノヲ鈹面ニ擦リコミテ塗ルベシ。第二回目以後ト雖モ厚カラザルヲ要ス。

光明丹ノ沈澱セルヲヨク攪キマワシテ塗ルヲ要ス(上塗ノ油ノミ塗ル弊アリ)

(七) 檣桁「リギン」ノ塗方ニハ最モ塗具ヲ落シ易キヲ以テ下ニ水ヲ流シ又ハ「カバー」ヲ敷キテ行フヲ要ス、特ニ風アル日ハ注意ヲ要ス

(八) 塗刷毛及塗筆ハ絶エズ裏ニ返シツツ使用スベシ

(九) 塗粧面ニ曹達水ハ決シテ附着セシムベカラズ。石鹼拭モ止ムヲ得ザル外行ハズ清水拭ニテ止ムベシ

(一〇) 「ゴムラツク」「ワニス」等ノ塗面ハ「フランネル」ノ乾ケル布片ヲ以テ磨クカ又ハ密蠟ニテ擦ルベシ。

汚レタル部分ハ酒精ニ浸セル布片ヲ以テ拭フベシ。若シ油ヲ用フルトキハ一時光澤アルモ塵埃附着シ雨ニ逢ヘバ油ハ木目ニ浸込ミテ黒色トナル

(一一) 使用後ニ殘レル塗具ハ之ヲ一罐ニ集メ置キ之ニ些少ノ油ヲ加ヘナルベク大氣ニ觸レザル様格納スベシ

(一二) 機關科ト連絡ヲ保チ當日ハ特ニ淡煙焚火ニ努メ又清水搭載、「アス」捨テ等ヲ行フベカラズ

四 塗粧後ノ注意

新タニ塗粧ヲ施シ其ノ未ダ乾燥セザル間ハ他物ノ觸接若クハ塵埃等ノ附着ヲ豫防スルコト肝要ナリ。之ヲナスニハ其ノ附近ニ小索ヲ張り之ニ紙片ヲ附シ以テ近寄ルベカラザルコトヲ示シ、甲板掃除ニハ豫メ水ヲ撒キ甲板洗方、洗濯等ヲ止ムルノ手段ヲ取ラザルベカラズ。塗筆及塗刷毛ハ各大中小ノ三種アリ、

五 塗粧ノ種類

之ヲ使用シタルトキ特ニ色塗具ヲ使用シタルトキハ能ク揮發油ヲ以テ洗淨シ塗具ヲ除去スベシ。若シ使用後數日ヲ經過シ塗料硬着シタル場合ニハ煮沸シタル曹達水ニテ能ク揉ミ洗ヒ然ル後熱湯（清水）ニテ再ビ洗滌シ「アルカリ性」分ヲ除去スベシ

(一) 鐵材ノ塗粧

新タニ塗粧ヲ行ハント欲セバ先ヅ銹落鎚及刮削器ヲ以テ銹ヲ落シ鋼線刷毛又ハ輕石ニテ其ノ面ヲ摩擦シ布片等ヲ用ヒ能ク銹ヲ拭ヒ去リ其ノ面ヲ清淨ニシ直ニ銹止塗具ヲ施シ、其ノ乾キタルヲ待チテ更ニ一、二回ノ銹止ヲ施シ其ノ上ニ要スル回數ノ塗料ヲ順次ニナルベク薄ク施スベシ。蓋シ鐵材ハ酸化シ易キヲ以テ一旦手入ヲナシタル後銹止塗具ヲ塗ラズシテ時間ヲ經過セバ其ノ面忽チ酸化シテ再ビ手入ヲ要スルニ至ルモノナルヲ以テ、一旦銹落シヲナシタルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ銹止塗具ヲ施スヲ怠ルベカラズ。石炭庫内底ノ如キ銹止塗具ヲ施シタルママ上塗ヲナサザル部分ハ之ヲ二回ニ止ムルヲ例トス。艦内ニテ銹止塗具ヲ製スルニハ其ノ原料ヲ換白或ハ混和器ニテ充分磨壓混和スベシ。斯ノ如クセザレバ塗具中ニ細粒殘留シ塗面粗トナルモノナリ

(二) 木材ノ塗粧

新タニ之ヲ行ハント欲セバ充分乾燥セシメタル後砂紙（布）ヲ以テ木目ニ順ツテ輕ク磨キ其ノ面ヲ平

滑ニナスベシ。板面ニ罅裂等間隙アラバ白「パテ」ヲ以テ平ニシ然ル後地塗ヲ一回施シ其ノ乾クヲ待チテ更ニ要スル回数ノ地塗ヲナスベシ。尙塗面ニ塗具汚滓或ハ其ノ他附着物アラバ一回毎ニ砂紙(布)ヲ以テ輕ク磨キ平坦ニシ次回ニ及ボスベシ。而シテ地塗全ク乾燥セバ其ノ上ニ要スル塗料ヲ施スモノトス。板面節等アリテ樹脂ノ生ズル憂アル所ニハ初メニ「フレンチポリン」一同若クハ二回ヲ塗リ然ル後地塗ニ着手スベシ。地塗具ノ色ハ通例鼠色ニシテ上塗具ノ色ニ從ヒ濃淡ヲ異ニス。例ヘバ白塗具ノ地塗ニハ薄鼠ヲ用ヒ黒塗具ニハ濃鼠ヲ用ユルガ如シ。木材ノ裂目ニ「パテ」ヲ填ムルニハ先ヅ其ノ罅隙ニ塗具ヲ施シ然ル後篋ニテ填充スルモノトス

(三) 眞鍮面及鍍鉛面ノ塗粧

精製シタル眞鍮面ハ塗ラザレドモ粗製ノ眞鍮面ハ普通其ノ側ノ塗粧面ト同色ニ塗ルヲ例トス。鍍鉛面ハ普通塗ラザルモ「スタンション」、「ペンチレーター」及其ノ他「バイブ」類モ次ノ要領ニヨリ特ニ塗ルコトアリ。即チ鍍鉛面ハ塗具ノ固着ヲ確實ニスル爲先ヅ其ノ面ヲ「アンムニヤ」、酢等ニテ叮嚀ニ拭ヒタル後光明丹ヲ以テ地塗ヲ一回ナシ其ノ上ヲ他ノ色ニ塗ルヲ良トス

(四) 諸機械ノ塗粧

(イ) 油孔、油溝及滑動部ニ塗具ヲ附着セザルコト

(ロ) 防水用「ゴム」ニ塗具ヲ附着セザルコト。是塗具ハ獨リ水防ヲ失フノミナラズ塗具ハ「ゴム」ニ附

(ハ) 着シテ其ノ衰壞ヲ速カナラシムルモノナリ。附着セシトキハ「テレメン」ニテ拭フコト
防水扉ノ「ゴム」ニ壓當スベキ部分等ハ決シテ塗ルベカラズ

第六節 洗濯

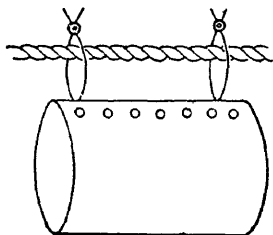
一 被服洗濯

- (一) 洗濯水ヲ取ル食卓番ハ主ニ下級兵ナレバ洗濯桶ノ取扱其ノ配列等充分ノ監督ヲ要ス
 洗濯物ヲ掛クル爲細索ヲ甲板ニ張ルハ洗濯用意後ニ於テナサシムベシ
 號令ニヨリ一齊ニ開始セシメ決シテ其レ以前ニナサシムベカラズ。甲板士官ハ艦内ヲ見廻リ用意ケ
 レバ之ヲ當直將校ニ報ズ(普通食事後三十分)
- (二) 洗濯索ノ「マーク」ハ綱ノ伸縮ノタメ變ズルヲ以テ洗濯索ヲ張リタルトキハ不精スルコトナク檢シ不
 揃ナレバ着ケ直サシメ乾カシ方ニ際シ上端ヲ一齊ナラシムル様殊ニ注意ヲ要ス。又「マーク」ヨリ上
 方ハ決シテ洗濯物ヲ付ケシムベカラズ
- (三) 汚物ハ全部洗濯セシムル様監督スベシ。下士官兵ハ洗濯ヲ喜ブト雖モ嚴寒ノ候等ニハ洗濯ヲ怠ル者ア
 ルヲ以テ特ニ注意ヲ要ス。又機關兵等ニハ自己ノ洗濯終リ次第洗濯物ヲ中下甲板ニ持込ムモノアリ
- (四) 洗濯中ハ甲板ヲ巡視シ後レ居ルモノアルトキハ之ヲ督勵シ必ズ一齊ニ終ル様指導スベシ
- (五) 内外舷、砲架等塗粧面ニ石鹼水ヲ掛ケザル様注意スベシ
- (六) 洗濯終ラバ「洗濯良シ」ト當直將校ニ報ズ
- (七)

- (八) 洗濯止メノ令ニテ一齊ニ洗濯ヲ止メシム之ガ爲ニ「洗濯ハ後五分間」等ト洗濯止メノ時機ヲ豫報スルヲ可トス
- (九) 「總員洗濯物乾方」ノ令アラバ總員ヲ迅速靜肅ニ洗濯索ノ下ニ至ラシムベシ
- (一〇) 洗濯物ヲ洗濯索ニ取付クル場合隙間ナキ様注意シ色物ハ一ヶ所ニ纏メ黑白相混ズルガ如キコトナカラシムベシ
- (一一) 洗濯索ハ當直將校ノ號令ニテ一齊ニ揚ゲザルベカラズ
- (一二) 石鹼屑ハ各分隊要具係ニ拾集セシメ置キ利用スベシ
- (一三) 洗濯中ハ兎角多辯ニ流レ易シ靜肅ナラシムベシ
- (一四) 「總員洗濯物收メ方」ノ令ニテ總員ヲシテ迅速靜肅ニ洗濯物ノ下ニ集合セシムベシ。而シテ令ナキ前ニ無斷ニテ取込ムハ絶對ニ禁ズ。是秩序ヲ亂シ紛失ヲ生ズル基ナリ
- (一五) 當直將校ノ令ニテ一齊ニ卸シ濫リニ洗濯索ヲ緩メシム可ラズ
- (一六) 乾燥セザル洗濯物アルトキハ別ニ適當ナル場所ヲ指定シテ乾カサシムベシ
- (一七) 洗濯桶ハ亂雜ニナリ易シ、所屬ヲ明瞭ニ記入セシメ取扱ヲ叮嚀ニ、漏洩スルモノアラバ直ニ修理セシムベシ
- (一八) 收メ方ニ際シ索ニ「ストップ」ヲ殘サシメザルコト

二 釣床及帆布洗濯

- (一) 釣床若クハ諸覆ヲ洗濯セントスルトキハ前日中若クハ當日朝迄ニ報告シ被服洗濯前豫メ之ヲ甲板上ニ敷カシメ其ノ上ニテ被服ヲ洗ヒ然ル後帆布類ノ洗濯ヲナシ海水ニテ流スヲ常トス。但シ小銃架、砲尾竝ニ照準器覆ノ如キハ最後ニ清水ニテ滌ガザル可ラズ
- (二) 釣床其ノ他帆布類ヲ洗フトキハ「スカツパー」ヲ可成「ソーフ」等ヲ以テ閉塞シ漫リニ石鹼水ヲ捨テシムベカラズ
- (三) 機關員特務員ノ如キ甲板洗用刷毛ナキモノハ運用科ヨリ借用セシムベシ
- (四) 釣床ヲ洗フニハ其ノ皺ヲ伸シ班紋ヲ生ゼシメザル様又周圍ノ縁ノ洗方ヲ充分ナラシムベシ釣床番號ノ上ハ強ク洗フベカラズ。海水ニテ流ス場合刷毛ヲ以テ充分石鹼ヲ除去セザレバ乾燥後黄色ヲ呈スベシ洗濯帆布ヲ乾カスニハ充分水ヲ切ラシムベシ
- (五)(六) 乾カスニハ普通圖ノ如ク釣床番號ノ見ユル方ヲ表ニ向ケテ二重ニ折り折り目ヲ下ニシ「スバニヤーン」ニテ洗濯索ニ釣吊スルヲ例トス
- (七)(八) 士官釣床洗濯用石鹼ハ士官ヨリ給スルヲ例トス
- 釣床洗濯ハ夏季ニ行フヲ最良トスルモ其ノ他ノ場合ニ於テハ特ニ天氣ノ良キ日ヲ選バザレバ乾カザルコトアリ、尙乾カシタル釣床ノ間ハ風ヲ遮ギラ



ザル様ニスベシ

三 當番洗濯

- (一) 當番洗濯ノ有資格者左ノ如シ
 衛兵、取次、當直掌帆長屬、各室當直從兵、當直信號兵、當直電信兵、掃除番、機動艇員並ニ航海中ノ諸當番、機關科當直員等ニシテ總員洗濯ノ際洗濯シ能ハザルモノ
- (二) 當番洗濯ハ午食後ヨリ始業時迄行ハシムルヲ通例トスルモ冬季等乾燥ノ惡シキ時ハ日課手入中ニ行ハシム
- (三) 當番洗濯物ヲ乾カス爲豫メ必要ナル洗濯索ヲ殘シ置クベシ
- (四) 當番洗濯ノ監督ハ普通衛兵伍長之ニ當ルモノトス
- (五) 何レノ洗濯ヲ間ハズ終了後ノ洗濯場所ノ洗方内舳拭方ニハ特ニ念ヲ入レザレバ甲板ノ乾燥後石鹼白ク殘リテ甚ダ不體裁ナルモノナリ
- (六) 當番洗濯者ノ洗濯用水ハ各分隊ニテ殘シ置クベキモノトス

第七節 清 水

- 一 毎日ノ使用量ヲ研究記憶シオクコト且清水罐ノ満載量及現在量ヲ知悉スルコトヲ要ス
- 二 清水ガ海上生活者ニトツテ無二ノ寶ナルコトハ蒸化蒸溜器ノ備付アル艦ニ於テモ變リナシ、故ニ決シテ濫用セシムベカラズ。軍港在泊中等潤澤ナル水ヲ得ラルルトキト雖モ濫費ノ惡習ヲ生ゼザラシムル様節約スベシ
- 三 清水ニハ飲料水、雜用水、罐水アリテ操舵員或ハ機關員其ノ出納ニ當ルト雖モ、飲料水、雜用水ノ出納ノ監督ハ甲板士官ノ重責ナリ
- 四 毎日使用スル雜用水ハ左ノ如ク其ノ水量ハ内規ノ規定ヲ確守スベシ
洗面水、消毒水、便所手洗水、掃除用水（手足洗モ含ム）、入浴水、尙食器消毒水モ取ル所アリ
- 五 洗濯水ハ洗濯日ニ取ル。洗濯桶ヲ各分隊ニ供用スル數ハ其ノ分隊總員分ノ洗濯水ヲ容レ得ルヲ標準トス
(十五人ニ付一組)
- 六 洗濯水ヲ取ル時配給ヲ受ケタ洗濯桶ノ水ヲ他ニ移シ再ビ取リニ來ル惡者往々アリ。又規定時間内ニ水取ニ來ラザルモノ、給水場ニテ先ヲ爭ヒテ秩序ヲ亂ス者アリ。十分監督セザレバ給水困難ナリ。規定時ニ水ヲ取リニ來ラザルモノ秩序ヲ亂ス者等ニハ水ヲ與ヘザル如クスルモ一法ナリ

七 必要ナル水ヲ渡サザルトキハ烹炊室、浴室ヨリ隠レテ取ル如キ惡習ヲ生ズ。烹炊室清水弁ニハ十分ノ鎖鑰ヲナスベシ

八 兵員ノ入浴ハ一般ニ潮湯ニシテ准士官以上ハ眞水ノ豊富ナル時ノミ眞水「バス」トス。尙機關科當直員用トシテ毎日「バス」ヲタテ規定ノ水ヲ給ス

九 短艇外舳拭用水及特ニ石鹼摺リスル内舳水ヲ始メトシテ汚レ作業者ノ體洗水、洗濯水等毎日規定以外ノ水ヲ給スルコト多シ。故ニ之ガ取締ニ關シテハ十分研究者慮シテ公平嚴格ナルヲ要ス。規定以外ノ水ヲ與ヘルトキハ自己ノ捺印セル證明ヲ與ヘテ清水掛ニ配給セシムベシ(清水請求票ヲ作製シ置ケバ便ナリ)

一〇 一般ニ武技體技ヲ熱心ニヤリシ者ニハ入湯ヲ許可サル(入湯券ヲ與フルコト)

一一 此ノ外烹炊室ノ糧食洗水及食器洗水ヲ要ス。航海中ハ出來ルダケ海水洗ヲナシ食器ハ消毒(清水熱湯)セバ節水シ得。但シ航海中ト雖モ附近陸上ニ於テ傳染病アルコトアリ注意ヲ要ス

一二 飲料水ハ左ニ用フ

料理用、飲料、准士官以上ノ含喇水

之ハ烹炊室、各食器室等ニ開口スルヲ以テ亂用セザル様監督ヲ要ス。往々食器室ニ水ヲ呑ミニ來ルモノアリ注意ヲ要ス

一三 釣床洗濯ハ釣床一枚ニ付一升二合ヲ要ス。帆布洗濯ハ一般ニ被服洗濯後行ヘバ便利ニシテ水ヲ節約シ

得。其ノ水量ハ多少帆布ニ依リ差異アレドモ前記ノ標準ニ依ル外實驗ノ結果ニ依リ研究スベシ

八四

一四 機關員ノ作業服洗濯及載炭後ノ作業服洗濯水ハ一般被服洗濯水ト略同量ヲ要スルモノナリ

一五 長キ航海ニ出ル場合水罐ニ満水スルハ勿論洗濯桶浴槽等ニ水ヲ取りオクコト緊要ナリ

一六 清水搭載時及之ヲ使用スルトキハ前後左右ノ釣合ヲ考慮ニ於テスベシ

一七 遠洋航海ノ際ハ平常ヨリ以上ニ節約スベキハ勿論ニシテ若シ「スコール」等アラバ排水管ヲ塞ギ或ハ

天幕諸覆ノ溜水ヲ取り身ヲ洗ヒ洗濯等ヲ行ハシムベシ

第八節 石炭搭載

一 諸準備

- (一) 前日中ニ副長ノ指示ヲ受ケ載炭員ヲ定メ人割ヲナス。人割ヲナスニ當リ建制分隊ハ混成分隊ヨリモ作業迅速確實ナルコトヲ念頭ニ置キテ成ルベク建制ヲ破ラザルヲ可トス。其ノ方法部署ニ從ヒ必要役員ヲ殘シテ水兵員總員ヲ參加セシムルモノトス
- 載炭ニ於テ不參加ノ役員ノ一例ヲ擧グレバ左ノ如シ
- 前任伍長一名、衛兵隊二直分、公私用使二名、傳令員二名、當直機動艇員、酒保委員附一名、各室從兵半數、謄寫版係半數、「ラムネ」係、新聞班、守燈番一名、厠番半數、掃除番二名、各科倉庫員各一名、掌砲長屬一名
- 積入口附近ノ物件ヲ炭粉ノ蒙ラザル所ニ移動スルコト
- 舷窓天窗ノ閉鎖ヲ完全ナラシメ通風筒ヲ收メ要スレバ公私室事務室箆筒等ハ古新聞ニテ叮嚀ニ目張りヲナシ上甲板以上ニアル要具庫、釣床格納所等ハ雜布ヲ以テ覆ノ周圍ヲ釘付スベシ
- 居住甲板入口ニハ「ソーフ」「マツト」ヲ置キ出來ル限り居住甲板ヲ汚サザル様手段ヲ講ジオク事
- 部署ニ從ヒ載炭用意ノ令ニテ載炭足場ヲ掛ケ遮塵幕ヲ張り繫船桁ヲ收メ要スレバ「ダビット」ヲ内方
- (二)(三) (四)(五)

ニ振向ケ短艇ヲ卸シ武器覆ヲ掛ケ旋廻スル等ノ諸作業ヲナシ石炭船ノ横付準備ヲナス（足場ハ機關科
受持ニテ水兵員ト協同シテ掛クベシ）

(六) 短艇ハ炭粉ヲ蒙ラザル適當ノ所ニ繫留スベシ（隣接艦ニ依頼スルカ或ハ軍港等ニ於テハ繫留シアラザ
ル浮標等）

(七) 載炭前足場板等ヲ點檢シ危險ヲ未然ニ防グベシ

(八) 足場板ノ數ハ舷側ノ高サニ應ジ適當ナルヲ可トス

(九) 取入場所ノ數ハ成ル可ク多キヲ利トス

(二) 各種炭ノ搭載速度ハ凡ソ次ノ如キ比例ナリ「バラ」和炭 1 角煉炭 2 豆煉炭 1

(三) 總員ヲ最後迄使用シ得ル如ク搭載方法ヲ計畫スルヲ可トス

(三) 石炭ノ種類、「ライター」船ノ大小、數量及取入場所ノ模様ニヨリ搭載スベキ石炭船ノ順序ヲ豫メ決定
シ置クヲ要ス

(三) 商船ヲ横付スル場合ハ防舷物ヲ用意シ要スレバ砲身ヲ引キ入レ置クヲ要ス

二 載 炭

(一) 石炭ヲ墜落セシムルコトハ唯ニ不經濟ナルノミナラズ屢々人員ヲ負傷セシムルコトアリ、又載炭用ノ
畚ニテ振り落シ大負傷セシムルコトアルヲ以テ最モ注意ヲ要ス

(二) 炭庫内ノ捌キハ搭載速度ニ關係スルコト大ナルヲ以テ機關部員ヲ督勵シテ石炭取入口ヨリ常ニ投入可

能ナラシムルヲ要ス

笛吹ノ運搬ハ特ニ平滑ナルヲ要ス

(三) 各倉庫甲板ヲ見廻リテ怠ルモノナキヤ炭粉ノ浸入箇所ナキヤ等注意スベシ

(四) 非番衛兵隊ヲ以テ居住甲板拭ヒ掃除ヲナシ洗面水ヲ取り入浴準備等ヲナス(入浴時「バス」當番分隊

ニ渡ス)

(五) 各分隊長指揮ノ下ニ作業シアレバ仕事ニハ干涉セザルコト

(六) 作業ハ圓滑ニ迅速ニ行フ如ク取計ヒ之ガ爲出來得レバ氷水(氷ハ機關科ニテ用意ス)、「ラムネ」、乾麵

麩等ヲ供給シ士氣ヲ旺盛ニスルヲ可トス

(七) 疲勞スルニ從ヒ生理上糖分ヲ必要トスルヲ以テ氷水ニ砂糖ヲ入レ(砂糖ハ主計科ヨリ出ス)又疲勞回

復錠等ヲ與フルヲ可トス

三 載炭後ノ作業

(一) 載炭員ハ顔手足ヲ洗ヒ服ノ汚レヲ出來ル丈拂ヒテ掃除ニ從事セシムベシ

(二) 外舷ハ外舷艇ヨリ「ポンプ」ニテ洗フト共ニ上甲板ヨリ「ホース」ヲ導キテ出來得ル範圍ヲ洗フモノ

トス

(三)

短艇「ブームス」等ノ炭粉ヲ上方及風上ヨリ靜ニ掃キ落シ遮塵幕及諸覆ニ附着セル炭粉ヲ洗ヒ甲板ヲ掃キ炭粉ハ悉ク炭庫ニ掃キ入レ幕及諸覆ヲ除去シ諸甲板及外舷ヲ洗ヒ内舷等ヲ拭ヒ舷窓及通風裝置ヲ開キ短艇ヲ復舊スベシ

(四)

通例露天甲板ハ載炭員ニテ洗ヒ終ツテ役員ヨリ順次ニ入浴セシムルモノナリ。若シ載炭後上陸アルトキハ入浴ハ上陸員及短艇員ヲ先ニスベシ

載炭ニ用ヒシ手袋、足袋等ハ海水ニテ洗ヒ一定ノ所ニ整然ト乾カサシムベシ

衛生酒ヲ必要ト認ムルトキハ副長、主計長ニ願ヒテ配給ス

作業服ハ成ル可ク早キ機會ニ洗濯セシムルコト(能フ限り入浴ヲ先ニシ洗濯ヲ後ニスルヲ可トス)

甲板士官ハ載炭成績ヲ調査ス

(五)(六)(七)(八)

第九節 艦ノ外容

一 軍艦ノ外容ヲ整齊ナラシムルコトハ直接當直將校ノ責任ニアリト雖モ、甲板士官ノ負フ所又大ナルヲ以テ常ニ外容ノ整齊ニ意ヲ用ヒ特ニ碇泊中ハ外舷掛ヲ督勵シテ能ク外舷ヲ見廻ルヲ要ス

二 船體諸屬具等ニ就キ注意スベキ事項凡ソ左ノ如シ

索具ハ常ニ緊張シ置ク可シ（雨天ノ時ハ弛メル）

短艇ハ前後高低或ハ傾斜ナキ様釣ルコト

「リーデロープ」「ハンドレール」等ヲ能ク限リ緊張ス可シ

覆ハ一樣ニ着脱シ度々洗濯スルコト

天幕ヲ張ルニハ弛ミナク「ストツブ」ノ端ヲ垂レシメザルコト

洗濯物ハ不體裁ニナリ易シ所定以外ニ乾スコトナク號令ニテ一齊ニ乾カシ一齊ニ取入レシムルコト

繫船桁ヲ上下前後ニ正シク位置セシムルコト

外舷索端ヲ垂サザルコト、纜索ノ取入レヲ忘レアルコトママアリ

諸旗章ハ充分張り詰メテ掲揚シ旗竿ニ搦ミ居ラザル様注意スルコト

舷窓ノ金物ハ遺漏ナク磨クベシ。外舷廻リノ際注意ヲ要ス

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)

(二)(三)(三) (四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)

外舷掛ヲシテ絶エズ外舷ヲ見廻ラシメ塵埃ヲ除去シ汚點ヲ洗ハシム

艦名、艦尾廊下、後甲板金物、舷梯支柱、救命浮標ハ特ニ美麗ニ磨クベシ

外舷掛ヲ督勵シテ吃水標ヲ明記シ艦首ノ錨鎖ノ爲擦レル部ハ速ニ塗ラシムベシ。又水船、灰船等ノ横付ニヨリ外舷塗具ノ剝ゲタル部ハ機ヲ失セズ繕塗ヲ行ハシムベシ

載炭後航海後ノ如キハ外舷眞水拭ヲ行フヲ可トス

灰捨筒以外ヨリ塵埃其ノ他一切棄テシメザルコト外舷ニ紙屑等懸カル因トナル

大砲ノ旋回俯仰ヲ齊一ナラシム

右舷々梯及其ノ附近ハ特ニ整然タル様注意ヲ要ス

時々「ダビット」ニ釣アル短艇ヨリ防舷物出テ居ルコトアリ

航海中通風筒ハ風上ニ向ケアルコト

風取リノ向キハナルベク齊一ニシ且出入頻繁ナルヲ以テ變形シ且塗具剝ゲ易キヲ以テ注意ヲ要ス

第十節 出入港及航海中ノ注意

一 出港前ノ準備竝ニ注意

- (一) 諸倉庫ヲ整頓シ庫内移動物ヲ固縛ス可シ。又大洋ノ航海ヲナストキ若クハ荒天ヲ豫期スルトキハ上甲板其ノ他ニアル移動物ノ固縛ヲ充分施スベシ
- (二) 防水ニ留意シ潜孔ノ閉鎖ヲ確實ニナシ之ヲ副長ニ報告シ潜孔開閉表示板ニヨリ之ヲ示ス
- (三) 外舷ヲ見廻リ索具垂レ居ラザルヤ、艙廊下格子及索梯等ハ收メアルヤ、砲口覆ハ掛ケアルヤ、舷外ノ物件ニ對シ必要ナル固縛ハ施シアルヤ等ヲ檢シ又張揚索、乾物等ニ注意シ艦ノ外容ヲ整フベシ
- (四) 繫船桁、水雷防禦網ノ圓材等激浪ノ爲破損スル虞ナキヤニ注意スベシ
- (五) 排水孔ノ作動ヲ檢シ上甲板ニ浸入セル海水流出ニ支障ナキヤヲ確ムベシ
- (六) 出入港ノ際ハナルベク廁ヲ流サザルヲ要ス
- (七) 出入港ノトキハ前甲板ニ群集シ或ハ砲門舷窓等ヨリ覗ク者往々アリ、嚴禁スベシ。機關兵等ニシテ上甲板作業ナキモノハ所定ノ位置ニ整列セシム
- (八) 長途ノ航海ニハ甲板洗用砂ヲ充分用意スベシ
- (九) 出入港時整列セル際異種服裝ノ者ハ列ノ後尾ニツク等整一ニ定メ置クヲ要ス

二 航海中ノ注意

(一) 外舷ニ作業スル者ニハ必ず命索ヲ附スベシ

(二) 航海中ハ必要ニ應ジ舷窓、昇降口ヲ閉鎖スル爲艦内ノ空氣ハ甚シク汚レ異様ノ臭氣ヲ發スルヲ以テ出來得ル限リ換氣ノ方法ヲ講ズベシ

(三) 荒天ノ際ハ下級兵員ニ艦酔ヒスルモノ尠カラズ。此ノ場合上甲板ニ出シテ新鮮ナル空氣ヲ吸ハシメ又ハ駆足セシムルヲ可トス。又吐物ニ依リ甲板ヲ汚サザル様機ヲ失セズ洗濯桶等ニ水ヲ入レ甲板各所ニ配布シ置クヲ要ス

(四) 碇泊中ニナシ難キ舷梯ノ手入ヲナスコト及砂ノ現在量ヲ檢スルコト

(五) 航海中ハ特ニ艦内巡視ヲ頻繁ニ行ヒ浸水ノ箇所ナキヤ、移動物ハ倒潰セザルヤ、諸倉庫内ニハ異狀ナキヤ等ヲ檢シ異狀アルトキハ機ヲ失セズ適當ナル處置ヲ採ルベシ

(六) 艦ノ動搖甚シク上甲板ノ歩行困難ナルトキハ上甲板ニ適宜命索ヲ張ルカ又ハ砂ヲ撒クヲ可トス

(七) 排水孔ハ平素其ノ活動ヲ檢シ置キ波浪上甲板ヲ浸ストキハ海水ノ流失ニ支障ナカラシムベシ

三 入港前後ノ注意

(一) 入港前艦内ノ塵埃ハ悉ク投棄セシムベシ

(二) 入港後直ニ外舷ヲ廻リ不體裁ノ箇所ナキヤ航海中遺失或ハ破損ノ箇所ナキヤ等ヲ檢シ狀況ヲ副長ニ報

(六)(五)(四)(三)

告シ直ニ必要ナル手入ヲ行フベシ

投錨或ハ繫留セバ直ニ外舷掛ヲシテ錨孔ヨリ水面迄ノ錨鎖ヲ塗ラシムベシ

入港前甲板ノ金物、舷窓ヲ手入セシメ舷梯及舷梯ノ手摺ノ砂摺リヲ行ハシム

移動物ノ固縛ヲ解キ必要ナル潜孔ヲ開放シ換氣ヲ行フベシ

諸倉庫、艦底等ヲ檢シ要スレバ整頓手入ヲ行ハシム

第十一節 入 渠

一 入渠前ノ準備

- (一) 入渠前主計科員、厠番、看護兵、衛生掛其ノ他必要ナル人員ヲ率キテ工廠ニ至リ工廠總務部ヨリ賄所、浴室、番兵塔、水道用把柄等ヲ借用（借用證ヲ要ス）シ左ノ準備ヲ行ハシム
- (イ) 厠掃除及消毒ヲ行ヒ厠ノ使用區分ヲナシ艦長用、士官室用、士官次室用、准士官用、下士官用、兵用等ノ貼紙ヲ附シ直ニ使用出來得ル様準備ノコト
- (ロ) 賄所、流シ場及浴室ノ掃除消毒ヲ行ヒ直ニ使用出來得ル様準備ス
- (ハ) 番兵塔ヲ船渠係員ヨリ受取り適當ノ場所ヘ設置スルコト
- (二) 入渠迄ニ艦内ノ烹炊室、流場、浴室、厠及其ノ他必要ナル場所ノ掃除ヲ行ヒ入渠ト同時ニ汚水、汚物ヲ出サザル様準備シ置クコト
- (三) 入渠前潜孔ノ閉鎖ヲ嚴密ニスルコト
- (四) 入渠前艦外張出物ヲ處理スルコト
- (五) 塵埃ハ棄テ置クコト
- (六) 入渠中ノ注意事項ヲ達シ置クコト（入渠數日前ヨリ注意事項ヲ揭示シ置クヲ可トス）

- (七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)
- 艦内大掃除特ニ露天甲板ヲ洗ヒオクコト
 要スレバ軍需部ヨリ燧房装置例ヘバ「ストープ」等借用シ灰火箸等ハ豫メ準備シ置クコト
 入渠一時間前ニ大便所ノ使用ヲ止ム小便ハ入渠スル迄許可シ差支ヘナシ
 短艇ヲ卸シ渠口ニ留メ交通用ニ供シ修理ヲ要スルモノハ陸岸ニ引揚グルコト
 船體ノ傾斜ヲ正ス
- (一三)
- 入渠諸作業ハ甲板士官關係大部ヲ占ム、サレバヨク作業ノ種類、入手方法、日割、人割等豫メ計畫シ置クヲ要ス
- (一)
- 渠中防火部署、渠中日課、入浴時間、洗濯時間等ヲ定メ副長ノ許可ヲ受クベシ。又作業員モ必要ナル役員ヲ除キタルモノノヲ定メオキ毎日之ヲ使用スルヲ可トス
- 二 入渠後行フベキ事項
- (一)
- 入渠中ノ防火部署ニ依リ入渠後直ニ扉上ニ移動「ポンプ」ヲ置キ蛇管ヲ艦内ニ導キ又夜間ハ艦内各所ニ清水ヲ入レタル洗濯桶ヲ備ヘ防火用トスベシ。而シテ其ノ洗濯桶ノ水ハ翌朝ノ拭掃除用水ニ使用スベシ
- (二)
- 陸上トノ交通頻繁ナルヲ以テ舷門附近ニ雑布、水桶、靴拭用刷毛、塵拂等ヲ備フベシ
- (三)
- 渠口附近ニ短艇繫留場ヲ作り常ニ附近ヲ清淨ナラシメ置クヲ要ス

三 入渠中ノ注意

- (四) 職工外來者等ノ出入頻繁ナルヲ以テ紛失物防止ニ努メ、又職工ノ裸火使用等アリ艦内ノ火氣取締リヲ嚴ニスル爲衛兵司令ト協議ノ上必要ニ應ジテ番兵ヲ増置スベシ
- (五) 入渠中使用セザル箇所、厠、烹炊室、流場、浴室、艦底排水溝、諸管装置、嘴關係、錨鎖庫、灰捨筒、水「タンク」等ノ修理、錆落シ、手入、塗替ヲ行ヒ出渠後直ニ使用シ得ル如ク爲スベシ
- (一) 軍艦例規入渠中ノ心得ヲ嚴守スベシ
- (二) 舷外ニ水ヲ流サザルコト渠内ニ物品塵埃ヲ棄テザルコトニ留意スルト共ニ、塵埃ハ陸上ノ塵捨場ニ搬出セシメ少量ト雖モ艦内ニ殘サザルコト
- (三) 非常ノ場合ノ外駈足ヲ禁ズ。但シ緩慢ヲ戒ムベシ
- (四) 重量物ノ移動ヲ避クベシ
- (五) 甲板洗方ヲ行ハザルヲ以テ甲板ヲ汚サザルコトニ注意スベシ(陸上厠、浴室、賄所ト棧橋トノ間ニ板ヲ敷クコトハ有効ナリ) 毎朝甲板ヲ「ソーフ」ニテ拭フヲ可トス
- (六) 用便洗濯等ノ爲艦外へ出ルモノヲシテ途中炊事場又ハ陸上建築物内ニ立寄ラシムベカラズ
- (七) 日没時ヨリ起床時迄艦外ニ出ル者ニハ上陸札ヲ舷門番兵ニ渡サシムベシ。又就寢後ト雖モ艦外ニ出ル者ニハ帽子上衣ヲ着用セシメ不體裁ノコトナカラシムベシ

(八) (九) (一〇) (一一) (一二)

洗濯ハ起床時ヨリ日没時迄ノ間ニ於ケル休憩時間中ニ陸上洗濯場ニ於テ便宜行ハシム。洗濯物ハ所定ノ場所ニ乾カサシメ亂雜ニ流レザル様注意スベシ

流當番、廁番、主計兵ハ艦内ニ準ジテ各點檢ヲ受クルモノトス

入浴ハ毎日許可スルヲ可トス

自由ニ水ヲ流シ得ザルヲ以テ不潔ナル水ニテ拭掃除ヲナス風アリ注意ヲ要ス

外舷作業員ハ必ず命索ヲ用フルコト

入渠中往々流行病發生スルコトアリ特ニ消毒衛生ニ意ヲ用フルヲ要ス

第十二節 物品搭載格納

物品搭載格納ニ關シテハ甲板士官ハ副長ノ命ヲ承ケテ之ヲ指揮シ長日月航海準備トシテ多量ノ糧食、酒保物品等ヲ搭載スル時等其ノ品種ニ應ズル倉庫ノ按配、格納所ノ決定等頗ル重大ナル任務ナリ。甲板士官ハ平素各倉庫ノ構造、容積、乾濕、溫度、通風、入口ノ大小等ヲ知悉シ置クベシ。又遠洋航海等ノ場合ニ於テハ固有倉庫ニテハ不足ヲ生ズル場合何レノ種類ヲ幾何積ムカハ概定シ副長ノ許可ヲ得テ搭載法所要ノ人員迄モ詳細ニ計畫スル必要アリ。倉庫ニ一旦物品ヲ格納セバ容易ニ手入ヲ實施シ得ザルヲ以テ、着任ノ日ヨリ物品搭載ノ日ニ至ル迄ニ十分ノ手入ヲ完了スベシ。錆止ハ二回乃至三回塗ルヲ要ス

一 物品保存上ノ顧慮

腐敗變質セシメザルコト、物品ノ種類ニ應ジ乾濕寒暖如何ヲ顧慮スルコト最モ肝要ナリ。搭載後絶エズ格納品ノ現狀ニ注意シ通風ヲ良クシ濕分ノ浸入ヲ防ギ、若シ倉庫内ニ惡臭アルヲ感知セバ直ニ之ガ調査ヲナシ原因ノ發見ニ努メ適當ノ處置ヲ施シ要スレバ上甲板ニ出シ日光ニ晒スベシ

二 艦ノ釣合傾斜ヲ顧慮

長途ノ航海ニハ炭庫ヘ水「タンク」等モ滿載狀態ナルヲ以テ炭水ノ移動ニ依リ艦ノ釣合傾斜ヲ修正スルノ餘地ナキヲ以テ積載ニ際シテハ左右ノ傾斜前後ノ吃水等ニ關シ多大ナル顧慮ヲ要ス。又貯藏品ヲ消耗

三 スルニモ釣合不良ニナラザル様注意ヲ要ス
艦ノ保安上ノ顧慮

操舵装置、注水装置用ノ諸鐸ノ周圍又ハ下甲板以下ノ防水扉、防水蓋ノ閉鎖ニ邪魔ニナル所ニ積ムハ保安上宜シカラズ。又火ヲ呼ビ易キモノハ他ト隔離シアルヲ要ス

四 乗員居住ノ顧慮

(イ) 居住面積ヲ減少セザルコト、如何ニ多量ノ物品ヲ搭載スル場合ト雖モ居住甲板ヲ使用スルハ最後ノ手段ト考フベシ

(ロ) 乗員ニ不快ノ感ヲ起サシメザルコト、例ヘバ居住甲板ニ惡臭ヲ發スル漬物、味噌等ヲ積マザルハ勿論

居住區劃内ニ排氣ヲ有スル倉庫内ニ惡臭ヲ發生シ易キ物品ヲ格納セザル等ノ注意ヲ肝要トス

五 物品保管上ノ顧慮

鎖錠ヲ要スルモノナリヤ否ヤヲ考フベシ。砂糖、罐詰類等ハ必ず鎖鑰アル場所ニ格納スベシ

六 使用出納上ノ顧慮

使用取出ノ頻繁ナルヤ否ヤ差當リ使用セザルモノナリヤ否ヤニ依リ格納場所ヲ決定スベシ。倉庫内ニハ通路ヲ設ケ検査出納ニ便ナラシム。倉庫入口ニハ格納品ノ名稱ヲ附シ置キ整然トシテ格納品ノ何モノナリヤ一目瞭然タラシムルヲ可トス。出納ニ當リ倉庫ニ出入スルニハ豫メ換氣ヲナスノ要アルトコロアリ。

七 其ノ他ノ注意

味噌、醬油、麥庫ニハ惡瓦斯發生ス

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ) 通路ニ邪魔セザル様庫外ニ積ミ込ムトキハ固縛ノ容易ナル場所ヲ選ブコト

乾麵麩ハ温度ニハ關係ナク濕氣ヲ忌ム

砂糖ハ濕氣ヲ忌ミ餘リ高温ナラズ鎖鑰アルヲ要ス

乾物ハ高温ハ差支ナキモ絶體ニ濕氣ヲ忌ミ惡臭ヲ發生シ時々日光ニ晒スヲ良トス

酒、「ビール」、「サイダー」等飲料及罐詰等ハ成ル可ク低温度ヲ可トス。又罐詰中味付ケノ特製品ハ

必ズ倉庫若クハ錠ヲ有スル所ニ格納スベシ。罐詰飲料水ハ横ニ成ル様格納スベシ

菓子ハ濕氣ヲ忌ム。高温度ニハ差支ナキモ「オコシ」ハ例外トス

煙草ハ高温度濕氣共ニ不可ナリ

(ヘ)(ト)(チ) 醬油、酢ハ鐵類ヲ腐蝕セシムルノ虞アリ、時々通風ヲ行ハザレバ炭酸瓦斯ヲ多量ニ發生ス。故ニ亞鉛

若クハ「セメント」甲板ニ格納スベシ。鹽及鹽氣ノモノモ亦然リ。殊ニ醬油ハ高温度ナルトキハ樽間ヨ

リ沸キ出ルコトアリ

(リ)(ヌ) 米麥ハ高温度及濕氣ヲ忌ム、特ニ通風ヲ良好ナラシメザル可ラズ

洗濯石鹼ハ高温度ニテ變質溶解ノ虞アリ、濕氣ヲ吸收シテドロ／＼ニナルコトアリ、注意ヲ要ス

(カ)(フ) (ヲ)(ル)

甲板上ニ置クモノノ下ニハ圓材ヲ敷キ流水ニ浸サシメザル様注意ヲ要ス

生糧品ハ雨露ニ曝露シ或ハ海水ニ浸潤スルトキハ速ニ變質スルヲ以テ、貯藏場所ニ注意シ氷庫ノ備アル艦船ニ於テハ之ヲ利用スルコト

爆薬物ハ必ず特別ノ装置ヲナシアル場所ニ格納シ、常ニ通風ニ注意シ温度上昇セザル様注意スベシ
揮發油ハ點火シ易キモノナレバ中甲板以上ニ特設サレタル庫内ニ格納シ、通風ヲ良クシ火氣ニ注意スルコト

第十三節 艦内經濟

一 貧弱ナル財政ヲ以テ我海軍ヲ最モ精銳ニ維持スルハ常ニ艦内經濟ヲ念頭ニ置キ極メテ微細ナルコトト雖モ等閑ニ附セザルノ注意ヲ要ス。而シテ艦内經濟ヲ計ルノ第一ハ船體船具其ノ他總テ物件ノ取扱ヲ叮嚀ニシ其ノ破損又ハ汚損スルヲ防ギ保存手入ヲ嚴密ニシ物品ノ有効期間ヲ長カラシムルニアリ。第二ニハ消耗品ノ節約、第三ニハ廢物利用ヲ計ル。而シテ甲板士官ハ自ら範ヲ垂レ一般乗員ニ對シ經濟觀念ノ普及ニ努メザル可カラズ

二 物件保存取扱ニ關シ注意スベキ事項

- (一) 破損ノ部ヲ發見セバ直ニ之ヲ修理シ損所ヲ大ナラシメザルコト
- (二) 帆布類、索具類ノ取扱ハ特ニ叮嚀ニシ綱具類ハ使用後ノ手入ヲ充分ニスルコト
- (三) 外舷ニ於テ使用スル要具又ハ短艇ニ積卸シスル物件ハ必ず索具ヲ附シ其ノ亡失ヲ防グコト
- (四) 短艇ノ取扱ヲ叮嚀ニシ橈ヲ折リ又ハ防舷物ヲ失フコトナカラシメ破片等モ必ず拾ハシムルコト
- (五) 箒ハ必ず中途ヲ括リテ使用シ技朶箒、雜布類ハ屢々乾カス等甲板要具ノ保存ニ注意スルコト
- (六) 石炭搭載、物品搭載等ノ際ハ其ノ取扱ヲ叮嚀ニシテ海中ニ落サザルコト
- (七) 消耗品ノ節約

(八)

(イ)(ロ)(ハ)

塗具、燈油、蠟燭、手入用ノ油木綿、「スバニヤーン」、石鹼等總テ消耗品ノ節約ニ努ムルコト
不用ノ電燈ヲ消スコト

清水ヲ節約スルコト

規定以外ニ水ヲ必要トスル者ニ對シテ甲板士官ハ捺印セル證明ヲ之ニ與ヘテ清水掛ニ要求セシムル
等清水使用取締リヲ嚴ニスベシ。又食器室、烹炊室ノ清水使用ニ注意スベシ。軍港要港等ノ如キ清
水潤澤ナル地ニ碇泊スル場合ト雖モ之ガ濫費ノ惡習ニ慣レザルヤウ注意スベシ

廢物ノ利用

(イ)

索端「スバニヤーン」ノ切レ古雜布等ハ決シテ棄ツルコトナク之ヲ集メ置キ「オークム」トナシ金
物磨キ等ニ利用スルコト又帆布ノ古切レハ砂摺用ニ供ス。英國海軍ニ於テハ之等ノモノヲ集メテ軍
艦一隻ノ建造費ヲ得タル實例アリ

(ロ)

不要ノ鐵器圓材等モ保存シ置カバ後ニ至リテ利用シ得ル機會アルベシ。故ニ艦内ノ整頓ヲ害シ又ハ
作業ヲ妨ゲザル限リ保存シ置クコト

不要ノ新聞紙、雜誌類其ノ他古布、反古類ハ之ヲ集メ置キ手入ニ利用スルコト

不要ノ樽箱類瓶類ハ艦内ニテ利用スベキモノハ利用シ其ノ他ハ成ルベク投棄セズシテ賣拂フコト

乾燥變質等ノ白塗具ハ石油、石鹼磨粉及蠟燭ヲ混ジテ良好ナル金物磨トナシ得

(ハ)(ニ)(ホ)

(九)

甲板要具點檢ノ際不良具ノ修理及引換ヲ命ズルニハ能ク需品分擔者ニ就キ其ノ定額現在額ヲ詳知スベシ

附 必要需品ノ請求

(イ)

運用科ヨリ帆布、石鹼、綱類、生木綿、蜂蠟、掃除要具及材料、磨粉荒砥石、諸塗具、火繩、填隙繩、蠟燭等

工作科ヨリ針、鋏、製圖紙

機關科ヨリ「セメント」、針金、「ソーダ」等

主計科ヨリ筆、鉛筆、銀磨粉、紙類等

委細ハ會計法規類集需品ノ部及各科ノ需品定額表ヲ一見セバ明ナリ

(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)

第十四節 艦内衛生

艦内ニ於ケル乗員ノ身體強健ニシテ元氣旺盛士氣熾ナラザレバ戰鬪力發揮ニ由ナシ。氣力モ士氣モ健康體ノ保全換言スレバ衛生状態良好ナルニ起因スルコト極メテ大ナルニ想到セバ艦内衛生ヲ寸刻モ忽ニスベカラズ。況ンヤ兵員ハ概シテ衛生思想ニ乏シク之ヲ放任シ置クハ不攝生ヲ敢テスルノ實情アルニ於テヲヤ。左ニ注意スベキ事項ヲ述ベン

一 換 氣

換氣ハ獨リ空氣ヲ新鮮ニスルノミナラズ氣溫ヲ低下スルニ有力ナルヲ以テ酷暑ノ候ノ如キハ機械的通風裝置ナキ區劃ニハ風通ヲ入ルル等出來得ル限リノ手段ヲ講ズベシ（夜間彈藥通路ノ換氣ハ揚彈筒蓋ヲ除キ天窗ヲ開キシ儘トナシ大昇降口覆裾ヲ一部卷クノミニテ大イニ効果アルモノナリ）。下橋モ亦大イニ通風ニ役立つモノナリ。兵員ハ少シク寒クナレバ窓ヲ閉メタガル者ナリ注意ヲ要ス。總員起床後必ズ舷窓天窗ヲ開カシムルヲ要ス

二 睡 眠

適當ナル休養ハ健康ノ保持ニ缺クベカラザルハ又言ヲ俟タザル所ニシテ休養ノ大ナルモノハ睡眠ナリ。酷暑中下甲板以下ニ釣床位置アルモノハ適當ニ設備シテ露天甲板ニ寢セル等寒暑ニ應ジテ常ニ安眠シ得

三 清 潔
ル様注意スベシ、就寝後ハ絶對ニ靜肅ナルベシ

艦内ヲ清潔ニ保ツノ要訣ハ各人汚サザルニ在リ、手入掃除ヲ充分ニナスニアリ。左ニ不潔ニ成リ易キ場合ヲ列記ス

- (イ) 石炭搭載ノ時
- (ロ) 作業教練ノ時
- (ハ) 酒保開ケノ時
- (ニ) 食事ノ時食卓ヤ配食棚附近
- (ホ) 入浴時浴室附近
- (ヘ) 罐室ノ入口
- (ト) 機關部ニテ炭庫内ノ作業ヲナス時
- (チ) 職工外來者上陸員ノ乗艦歸艦
- (リ) 糧食物品ノ出入

汚レタラバ直ニ時ヲ移サズ掃除スルコト肝要ナリ

四 乾 燥

艦内何レノ場合ヲ問ハズ乾燥ナラシムベキナルモ殊ニ洗面所、浴室、厠ハ最モ乾燥ナラシムル様注意ヲ要ス(食器、拭布、浴室、厠ノ「グレーチング」)

五 消 毒

舷門ニ消毒水ヲ設ケテ出入者ノ手靴等ヲ消毒セシムベシ
塵ハ出來得ル限リ早ク始末シ、厠内ニハ絶エズ消毒水ヲ撒キ、蠅蚊ノ驅除ヲ奨勵シ、艦内各所ニ昇汞水ヲ備ヘ消毒掛ヲシテ屢々液ノ交換ヲナサシメ、指ノ爪ヲ短クシ、海水使用禁止區域ニアリテハ絶對ニ使

用ヲ禁止スル等傳染病ニ關シテハ出來ル限リ手段ヲ講ゼザル可ラズ。時々艦内消毒ヲ施行スベシ（第五節艦内保存手入參照）。特ニ塵箱附近、厠、賄所附近、食器室等ヲ充分消毒スベシ

六 炎暑ノ候露天ニ假寢スルモノ、過度ノ勞役後其ノ害ヲ知リツツモ生水ヲ飲ミ過ス者等取締ルヲ要ス

七 花柳病豫防ニ關シテハ軍醫官ト協力シテ豫防藥ノ配布ヲ十分ニシ上陸時必ズ所持セシムベシ。豫防藥ヲ持チ乍ラ使用セズシテ罹病セル例アリ。此ノ方面ニ關スル衛生講話ヲ數回實施スル必要アリ

八 被服洗濯、日光消毒、寢具乾方等ヲ勵行シ入浴ハ出來ル限リ回数ヲ増スコト殊ニ烹炊員、厠番、掃除番從兵等ニハ毎夜入浴ノ機會ヲ與フルヲ可トス

濡レタル衣類ノ乾カシ方ニモ不體裁ナキ限り便宜ヲ與フベキモノナリ

九 居住甲板ハ電燈ノ不足セザル様常ニ注意セザル可カラズ。薄暗キ所ニテ讀書スルコトハ視力ニ大ナル害ヲ及ボスモノナリ

一〇 痰壺ハ甲板面ヨリ三尺位ノ高サニ設ケルヲ可トス。之ガ掃除ヲ叮嚀ニナサシメザル可ラズ

一一 寢冷ヲ防グコトニ大ナル注意ヲ拂フヲ要ス。從兵ノ如キハ兎角衣服箱ノ上ニ其ノママ寢込ム風アリ

一二 航海中氣候ノ激變ニ際シテモ薄着ヲスル癖アリ、中ニハ薄着ヲシテ誇ル者アリ十分教ヘザル可ラズ

一三 一旦病氣ニ罹ラバ速ニ受診セシムベシ。往々事業ヲ授ケテ「テーブル」ニテ苦シミアル者アリ。而モ

尙受診セズト言フ者アリ注意スベシ

- 一四 空瓶類ヲ居住甲板ニヤリ放サザル様オ互ニ注意ヲ要ス。之ガ爲大怪我ヲナセシ例尠ナカラズ
- 一五 機關員、倉庫番、特務員ノ如キハ上甲板ニ努メテ上ル様獎勵シ且其ノ機會ヲ與ヘ又運動深呼吸等ヲ獎勵シ積極的ニ身體ノ抵抗力増進ヲ計ルベシ
- 一六 塵箱ノ點檢塵船巡回シ來ル時ハ中下甲板掃除番ヲシテ塵埃ヲ捨テシムベシ。之ヲ怠リテ塵埃堆積シ夏季惡臭ヲ放ツコトアリ甲板士官ハ常ニ注意シ塵箱ヲ清潔ナラシムル様隨時點檢ヲ行フベシ

第十五節 役員ノ選定

役員ノ選定ハ分隊長行フベキモノナリ。分隊長ハ副長ノ命ヲ承ケ其ノ分隊ニ配當セラレタル役員ヲ選出スベキナリ。依ツテ副長附ハ配當ニ至大ノ考慮ヲ要スルノミナラズ各分隊長各分隊士ト熟議ノ上兵員ノ技倆性能ニ應ジ適材ヲ適所ニ用フル様心掛クベシ

一 役員ノ選擇及配當上ノ注意竝ニ艦内常務編成ノ一般

(イ) 左記四項ヲ考慮シテ役員配當一覽表ヲ作製スベシ

1 各分隊ニ課スベキ數ハ軍艦内規ニ定マリタル役員選出標準ニ依リ各分隊人員數ニ比例シテ按配ス。但シ當日兩舷直及純兩舷直人員ヲ各分隊受持諸作業ニ適應セシムル如ク考慮スルヲ要ス

2 右舷左舷ノ役員數ヲ平均スルヲ要ス尙各部ニ平均スルハ最良ナリ。是上陸中ノ不便ヲ感ゼシメザルガ爲ナリ

3 各分隊ニ各等級ヲ可成平均ニ課スルコト又各分隊ノ要職ニアル者ハ成可ク平均ニ選出スルコト、是分隊員ノ教育竝ニ成績ニ影響スル所大ナレバナリ

4 同一砲員、彈藥庫員、發射管員等ヨリ其ノ半數以上ヲ取ラザルコト、三等兵ノ乘艦當時ハ成可ク取ラザルヲ可トス

(ロ) 航海中兩舷直ノ作業ニ參加スベキ役員左ノ如シ

艦底掛、外舷掛、機動艇員

(ハ) 艦ニ依リ特別短艇員ヲ兩舷直ノ作業ニ服セシムル所アリ

(ニ) 航海中夜航直ニ參加セザル役員次ノ如シ

從兵、廁番、取次、守燈番、測距手、先任衛兵伍長、傳令其ノ他必要ニ應ジ掃除番、酒保委員附、甲

板下士官、電路員等ナリ

(ホ) 各分隊夜航直ニ參加スル部員ノ姓名ヲ各部毎ニ調べ、ズベリテ夜航直ヲ怠ル者ナキ様注意ヲ要ス。往々古キ下士官ニシテ此ノ如キ不心得者アリ。夜航直員數ハ航海當番、救助艇員、救助艇卸シ方ニ充分ナル員數ヲ要ス。尙砲術科、水雷科、掌木工科等ハ各科毎ニ夜航直ヲ定ム

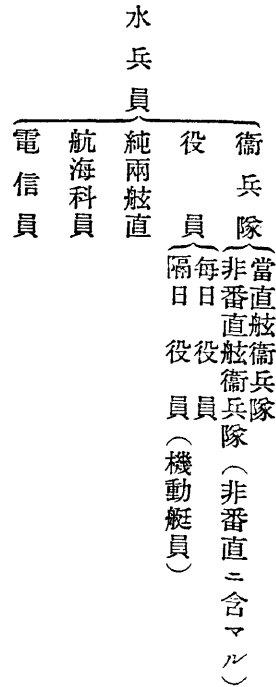
(ヘ) 尙詳細ハ毎日渡セシ役員表ニ依リ研究スベシ

二 諸役員ノ種類

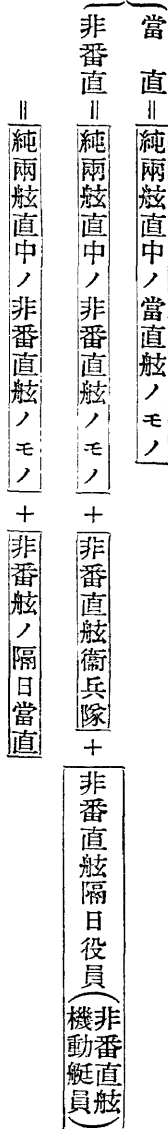
外舷掛、中下甲板掃除番、廁番、取次、從兵、守燈番、艦底掛、砲塔當番、發射管室當番、甲板要具掛、電話掛、後甲板掛、水雷艇汽艇員、「ミシン」掛、謄寫版掛、消毒掛、酒保委員附、塗具掛、傳令、新聞班

其ノ他種々アリ詳細ハ別ニ配布セシ參考表參照

艦内常務配置



兩舷直



※ 衛兵隊及隔日役員 (機動艇員) ヲ隔日當直ト略稱ス

甲板士官ハ常ニ兩舷直、當直、非番直、各役員等ノ員數、姓名ヲ詳知シ艦内作業ニ當リ當直將校ヲ補佐スベシ。水兵員整列ハ現當直員ヲ除キ整列ス

諸役員ノ服務心得ハ軍艦例規ノ定ムル所ニ據ル

三 役員交代上ノ注意

(イ) 交代期間ハ出來得ル限り内規通り勵行シ同一人ニ長ク同一役員ヲ命ズルコトナク又一役員ヨリ直ニ他

役員ニ轉ゼシムルコトヲ避クベシ。役員ハ時々兩舷直トシテ働カシメザレバ艦務ニ疎ナルノミナラズ進級等ニ際シ不幸ヲ見ルコトアリ。之ニ反シテ交代頻繁ナルトキハ遂ニ事業ニ習熟セズ却テ過失ヲナス弊ヲ生ズ

(ロ) 交代期間二ヶ月三ヶ月等ニ從ヒ毎月二分ノ一、三分ノ一宛交代セシメ同時ニ大量數交代セシムルガ如キコトアルベカラズ

(ハ) 交代ハ季節ニ應ジテ多少斟酌ヲ要ス。例ヘバ熱帶航行中ニハ從兵、厠番ノ如キハ多少短クシ寒季甚シキ時ハ外舷掛ノ交代ヲ短クスルガ如シ

(ニ) 酒保委員附ハ通例一ヶ月毎ニ半數宛交代セシメラルルヲ例トスレ共、遠洋航海等ニ際シテハ多量ノ積込ヲナス爲當時ノ主任者ヲ當直委員附トシテ倉庫ノ出納ヲ掌ラシムルヲ可トス。嗜好食委員モ同様ナリ

(ホ) 毎月下旬ニハ翌月ノ役員名簿ヲ作製シ副長ノ許可ヲ受クベシ。但シ交代期日ハ毎月一日ナレドモ航泊ノ關係、事務ノ狀況等ニ依リ多少變更サルルコトアリ

(ヘ) 諸役員ハ甲板士官ノ命ヲ受ケ服務ス。故ニ役員交代ニ際シテハ甲板士官ハ其ノ服務細則其ノ他ノ心得等ヲ細密ニ教示シ各自ニ確實ナル申繼ヲナサシムベシ。又居住甲板ニハ役員心得ヲ揭示シ其ノ職務ヲ

四 人選上ノ注意

明ニスベシ。尙不斷自ラ監督教示シ實踐範ヲ垂ルベシ

(イ)

「從兵」ハ性質溫順ニシテ正直才氣アリ口數少ク文筆アリ極メテ親切ニシテ短慮ナラズ忍耐力強キ者可トス。殊ニ艦長從兵、各室從兵長ニハ意ヲ用ヒザル可ラズ。從兵長ハ下士官又ハ古キ一等兵ニシテ經驗アリ、頭腦明晰ニシテ數學的才能ヲ有シ部下統御ニ長ズルモノナラザル可ラズ。性病患者盜癖アルモノハ絶對ニ不可ナリ。選擇ニ當リテハ大イニ精査セザル可ラズ。

(ロ)

「取次」ハ下級水兵ニシテ性質伶俐、舉動活潑、言語明晰良ク傳令ヲ確實ニナシ得ル者ヲ選ブベシ。取次ハ平素士官ノ使ヲナスモノナレバ艦内各部ノ位置名稱士官ノ名前ヲ知ル必要アリ。自然舉動活潑トナリ幾分其ノ教育上益スル所アルヲ以テ、乗艦後所定ノ教育終了後ハ一回宛ハ取次ヲナサシムルヲ可トス。然シ其ノ選出ニハ意ヲ用ヒザレバ迷惑ス

(ハ)

「中下甲板掃除番」ハ居住甲板ヲ清潔乾燥ニ保ツノ役ナレバ、技倆ナクトモ自ラ奮ツテ掃除整頓ヲナシ勞苦ヲ意トセザルモノヲ選定セザルベカラズ

(ニ)

「廁番」廁ハ艦内ニ於テ最モ不潔ニ陥リ易ク最モ清潔ヲ要スル場所ナレバ廁番ハ熱心忠實ニシテ潔癖アルモノヲ選ブベシ

優秀ナル廁番ハ必ず如何ナル役員トナルモ優秀ナル成績ヲ舉グルモノナリ

- (ホ) 「外舷掛」ハ熱心實直ナルハ勿論水泳及通船漕方ニ堪能ニ、塗具使用ニ馴レタルモノナルヲ要ス
- (ヘ) 「艦底掛」ハ最モ人目ニ觸レズシテ而モ最モ保安ニ關係アル艦底ノ保存手入、「マンホール」ノ水密等ヲ掌ルモノナレバ最モ實直ニシテ表裏ナク熱心強健ノ出來ル丈體軀小ナルモノヲ良シトス
- (ト) 「守燈番」ハ火氣發生シ易キ場所ニ於テ火氣ヲ使用スルモノナレバ殊ニ細心ニシテ注意周到ナル者ナラザルベカラズ
- (チ) 「酒保委員附」ハ下士官互選ニ依リ副長之ヲ命ズ。數學ノ才能アルモノヲ要ス
- (リ) 「謄寫版掛」ハ普通學ノ素養アリ書ヲ能クシ身體強健意志強固ナルモノナラザル可ラズ
- 之ヲ要スルニ最モ適材ヲ適所ニ置クコト肝要ナリ。然レドモ事實ハ至難ノコトニシテ或程度迄忍バザルベカラズ。但シ各部ノ長ノ人選ニハ最モ深甚ノ留意ヲ要ス

第十六節 釣床位置

釣床位置ノ決定ニハ略左ノ要領ニ従フベシ

(イ) 士官釣床ハ全然兵員ト別區劃ニ釣ルヲ可トス

(ロ) 砲員、彈藥庫員ハ出來ル丈戰鬪配置近クニ位置セシム

(ハ) 傳令員、信號員ハ昇降口附近ニアリテ夜中變事ニ際シテ迅速ニ傳令配置ニ就キ易カラシム

(ニ) 下士官室ニハ主トシテ各分隊各科先任下士官ヲ入ル

(ホ) 他ハ分隊毎ニ纏メテ分隊甲板ニ置クヲ便トス

第十七節 關係諸帳簿及書類

一 諸帳簿及種類（必要ノモノハ先任伍長室ニ保管スルモノアリ）

- | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|---------|---------|-------------|---------|-------------|--------|----------|----------------|-------|-------|
| 23 | 21 | 19 | 17 | 15 | 13 | 11 | 9 | 7 | 5 | 3 | 1 |
| 部署内規戰則及同貸與簿 | 捕鼠上陸簿 | 甲板士官命令簿 | 厠費出納簿 | 短艇記錄（各分隊保管） | 基本部教育記錄 | 作業豫定表及作業摘錄綴 | 載炭成績簿 | 艦底事業簿 | 假 舷 簿 | 役員名簿 | 艦船配員簿 |
| | | | | | | | | | | | |
| 24 | 22 | 20 | 18 | 16 | 14 | 12 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 艦體船具現狀一覽表及保存整備報告（豫備艦） | 撮 要 綴 | 流場當番交代簿 | 騰寫版掛事業簿 | 空瓶空箱代出納簿 | 罰 金 簿 | 訓 示 錄 | 積込品一覽表 | 甲板士官作業日誌 | 事業簿及各科各分隊事業請求簿 | 配置通達簿 | 總員名簿 |

二 諸 圖

- | | | | |
|----------------------------------|--------------|----|------------|
| 1 | 食卓位置圖 | 2 | 食器棚手箱棚位置圖 |
| 3 | 衣囊棚位置圖 | 4 | 合羽靴棚位置圖 |
| 5 | 「チエスト」位置圖 | 6 | 釣床「フック」位置圖 |
| 7 | 釣床格納所位置圖 | 8 | 艦底略圖 |
| 9 | 舷窓位置圖 | 10 | 諸倉庫位置及内容圖 |
| 三 左ニ掲ゲルモノハ運用長若クハ當該主管者ヨリ借用熟知シオクベシ | | | |
| 1 | 甲板平面圖 | 2 | 艦體斷面圖 |
| 3 | 艦内横斷面圖 | 4 | 船體側面圖 |
| 5 | 海水管排水管清水管配備圖 | 6 | 傳聲管裝備圖 |
| 7 | 彈藥庫略圖注排水裝置圖 | 8 | 電 路 圖 |
| 9 | 諸倉庫略圖 | 10 | 消防裝置圖 |
| 11 | 通風裝置圖 | | |

四 工作簿ハ掌木工、金工及電水工業ノ三種各工場ニ保管ス

修理作業必要ナルトキハ之ニ必要事項ヲ記入捺印シ關係諸官ノ捺印ヲ得ルモノトス

第十八節 雜 務

第一項 毎月處理スベキ事項

一 保存整理報告、毎月頭

從來第一艦隊艦艇船體船具保存整備規程（第一艦隊法令）ニ定メラレシモ最近廢止セラレ艦隊ニ於テハ實施セズ。豫備艦ニ於テハ各鎮守府例規ニ依リ副長ヲ補佐シ毎月頭ニ保存整理原簿ヲ集メ船體船具一覽表ニ記入ヲナシ保存整理報告ヲ作製シ副長ニ提出ス。艦長ハ毎月五日迄ニ所屬長官ニ提出サル

二 基本部教育記錄、毎月頭

毎月頭ニ前月中ノ基本部教育記錄ヲ作製シ各分隊士ニ廻ハシ各分隊各科ノ教育記錄作製ノ基ヲナス。毎月五日副長ハ教育記錄ヲ艦長ニ提出サル

三 勞働手當、毎月二十六日ニ請求ス

詳細ハ會計法規類集中卷給與ノ部ニ規定シアリ。甲板士官ノ關係スル事業ニシテ勞働手當ヲ請求スベキモノハ艦底作業ナリ

在役軍艦ノ例左ノ如シ

艦底作業

時間	等級	手當
八時間以上	一級	二十錢
八時間未滿	二級	十六錢
六時間未滿	三級	十一錢
四時間未滿	四級	八錢
二時間未滿	五級	四錢

右手當ノ豫算額ハ一定(下士官兵定員一人一日ニ付平均七厘)ナリ。而シテ此ノ豫算ヨリ尙機關科ニ對スル勞働手當ヲモ支給スルニ付豫算額以上ノ勞働手當ヲ要スル程作業アラバ茲ニ機關科ト豫算ノ分配ニ對シ協議ヲ要ス

一般ニ潜水手當ヲ豫算總額ヨリ引キ取り殘額ヲ四分六(又ハ七分三、某艦ハ七分三)ニ分チ甲板士官ノ方ガ四分又ハ三分ヲ取ル風アリ。尙遠洋航海等ニ當リテハ行動作業ノ都合上之ヲ九對一位トシ甲板士官ハ一分ノ配當トナル

右ノ分配ニ關シテハ副長ハ艦長ノ許可ヲ要ス

勞働手當請求書ハ毎月二十五日迄ノ分ヲ二十六日中ニ艦底係長ヨリ作り來ルヲ以テ之ヲ調べ艦長ノ捺印ヲ受ケ主計長ニ交付ス

第二項 每週處理スベキ事項

作業摘録……………土曜日ニ提出

土曜日ニ其ノ週中ノ作業ノ概要ヲ摘録シテ副長ニ提出、艦長ハ之ヲ司令部ニ提出ス

作業豫定表：……………金曜日ニ提出

金曜日ニ翌週ノ作業豫定ヲ作製シ（司令部及鎮守府ノ日令ニヨル豫定ヲ調べルコト）副長ニ提出、副長ハ之ヲ修正シ主計科ニ交付シ所要ノ部ニ配布ス

第三項 其ノ他處理スベキ書類及事項

一 艦長訓示録

艦長訓示ノアル度毎ニ其ノ概要ヲ記註シ艦長ノ點檢ヲ受ケテ艦長訓示録ニ記入シ教育記録ト同ジク月頭ニ提出（本艦ニテハ訓示録ヲ備ヘ艦副長ノ訓示ヲ記入シ居レリ）

二 艦船配員簿 常ニ整備シ置クコト

三 謄寫版事業簿ヲ毎日點檢シ仕事ノ緩急ニ應ジ重要ナル仕事ヨリ處理セシム。往々謄寫版係ヲ私用ニ用フルモノアリ注意ヲ要ス

四 部署内規ニ不備ノ點活字ノ間違等アルヲ發見セバ直ニ副長ニ申出デ訂正改良ヲ要ス

五 捕鼠捕虫上陸

鼠ハ一疋ニツキ一回油虫ハ三百匹ニツキ一回ノ特別上陸ヲ許可サル等ハ其ノ一例ナリ。特別上陸簿ニ必

要ナル事項ヲ記シ現品ト共ニ持參シ捺印ヲ受ケシムベシ。此ノ外時宜ニ依リ蠅上陸等許サルルコトアリ
 (蠅三百匹位ニテ一回)

六 罰金箱ノ開閉及罰金利用

副長ノ許可ヲ得テ毎土曜日午食後休憩時間中ニ開クモノトス。罰金ハ副長ノ許可ヲ得テ金物磨等ヲ買フ
 モノニシテ其ノ出納ヲ出納簿ニ記入シ置クベシ

七 拜觀者多キ場合ノ注意事項

出來得ル限りノ便宜ヲ與ヘ充分拜觀セシムル様取計フト共ニ艦ノ保安、秘密漏洩、物品ノ紛失ニ對シ充
 分ナル警戒ヲ要ス

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

案内者ヲ定ムルコト(非番衛兵ヲ便トス、某艦ニテハ案内々規ヲ定メ案内掛、舷門掛ヲ配員セリ)

舷門係或ハ臨時取次ヲ定ムルコト

混雜ヲ避クル爲案内順路ヲ定ムルコト

下甲板以下、砲塔、海圖室、無線電信室又ハ羅針艦橋等ハ案内セシムベカラズ(立入禁止區域ヲ明示

スルコト)

休憩所ヲ定メ適當ノ設備ヲナスコト

便所ヲ定メ婦人用ヲモ作り置クコト

(ホ)(ヘ)

(ト)(チ)(リ)

軍艦要目戦歴ヲ揭示スルコト

拜觀者極メテ多キトキハ案内者ヲ附セズ要所ニ番兵ヲ配シ順路説明ヲ揭示スルコト

外國等ニ於テ往々物品紛失ノ虞アリ。十分片付ケ銃架ニハ覆ヲ掛ケ尙私室、事務室内ニモ注意シ番兵ヲ増置スルヲ要ス

八 空瓶空箱ノ利用

酒保、各室、食器室等ニハ空瓶空箱ヲ生ズ。殊ニ遠洋航海等ノ場合ニハ多量ニ生ズルヲ以テ甲板士官ハ之等ヲ集メ一定場所ニ格納シ置キ賣却スルヲ可トス。往々賣上高莫大ニ上リ艦内公共ニ役立つコト大ナリ

九 軍歌ノ選擇

軍歌ハ每度出來ル丈異ル歌ヲ選ビ且時機場所ニ適セルモノヲ選擇スベシ。例ヘバ阿多田附近航海中ナラバ佐久間艇長ノ歌、海軍記念日ニハ日本海々戰ノ歌ヲ歌フガ如シ

一〇 諸設備

講話場設備、「アットホーム」、晚餐會、御寫真奉拜所ノ設置等艦内ニ於ケル雜事ハ皆甲板士官ト關係ナキモノハナシ。故ニ最モ注意ヲ周到ニシテ所謂拔目ナク立働キ指揮セザルベカラズ。細部ノ注意ヲ略ス

一一 惡瓦斯停滯所ノ處置法

ス 惡瓦斯停滯ノ虞アル倉庫、艦底等ニ入ルニハ先ヅ扉蓋ヲ開放シ充分ナル換氣ヲ行ヒ點火セル蠟燭ヲ入ル可シ。若シ消滅スルトキハ速ニ扉蓋ヲ開放シ人力、機力若クハ自然通風ニ依リテ換氣ヲ繼續スルモノトス

第十九節 部下統御

第一項 兵員ノ性行及心理狀態

一 等級ト氣質

(一) 新兵海兵團時代

教官ヲ神ノ如ク信ジ尊敬シ元氣充滿如何ナル作業ヲモ意トセズ早ク軍艦ノ「ペンデント」ヲ着ケン事ヲ望ム。ダラシナキ生活ヨリ嚴肅ナル生活ニ入りタレバ初ノ内ハ窮屈ヲ感ズレ共二、三月ニテ馴レルモノナリ。又時々望郷ノ念ニ打タレ父母ノ有難サヲ一層感ズルモノナリ。一週一回ノ外出及每晚ノ間食ヲ最モ樂シミトナス。空腹ヲ感ズルコトハ新兵中ヲ通シ最モ苦痛ナリ

(二) 乘艦當時ノ三等兵時代

海兵團ニテ習ヒシ事ハ覺エシガ如クニシテ實地應用ハ中々困難ナリ。只盲目的ニ働クノミニシテ忙キシコト限リナシ。上級者ノ目ノ光ルノミヲ怖ル

(三) 二等兵三等兵(古參ノ方)時代

下二三等兵ガ出來稍々樂ニナリ艦務ニ趣味ヲ持チ前途ノ希望生ズ。過度ノ勞苦モ面白シトシテ行ヒ向

(四)

上心競争心強クナルニ從ヒ自己ノ學力ノ不足ヲ嘆ク。然レ共素質不良ノ徒ハ酒ニ色ニズベラニ漸ク芽ヲ出サントス。勤務廳ノ希望前途ノ希望等此ノ時代ニ生ズ

一等兵時代

最モ愉快ナル時ニシテ難事モ仕遂ゲ得ルノ觀念強ク日本海軍ノ中堅ヲ以テ自負シ、二等兵以下ヲ指導スルハ吾人ノ任ナリト自惚レ、而モ責任比較的少ナキ時代ナルヲ以テ最モ氣樂ナル時ナリ。下士官ト兵トノ中間ニ立チテ融和ヲ圖リ、率先窮行シテ範ヲ示ス最モ働キ甲斐ノアル時代ナリ。故ニ上官ノ言動指導法ニ對シ多少批評ノ目ヲ向クルニ至ル。然レ共位置高マレバ我儘モ生ジ素質不良ノ徒ハ漸ク旗識ヲ鮮明ニス

(五)

下士官時代

任官當時ハ自身ノ立場ヲ辱シメザラン事ニ努ム。偶々ヤレ下士官ニナツタト一安心スルモノアレ共多クハ慎重ナル態度ヲ取ルヲ普通トス。是己ハ如何ニ術科及普通學ニ長ズレ共停年ニ於テ又實務ニ於テ數等優秀ナル古參者アルヲ自覺スレバナリ。此ノ美點ハ大イニ助長スルヲ要ス。下士官トナリ直ニ威張ツタリ安心シタリスル者ハ下士官タルノ資格ヲ一部缺クト見テ可ナリ。二等下士官一等下士官トナルニ從ヒ慎重ナル態度ハ變ジテ落着トナリ相當ノ思慮ト自信力ヲ生ズ。然レドモ勤務配置等ニ依リ多少性質ヲ轉換スルハ免レザルナリ。殊ニ一身上圖ラザル不幸ニ遭遇スルトキハ其ノ進退ニツキ良キ指

二 軍港ト氣質

導者ヲ頼ルコト切ナリ又恩義ハ終生忘レザル赴向アリ

(一) 横須賀

服装ニ餘リ頓着スル事ナク袴ノ尻ヤ上衣ノ肱ニ穴ノ穿クモ繕ハントセズ酒ヲ吞ミテ氣焰ヲ吐ク所謂俗ニ云フ豪傑肌ナリ。才能之シク動作餘リ敏捷ナラズ、平時ノ作業ニハ優秀ナラズ、又箸ニモ棒ニモ掛ラザルモノアリ。サレドイザ鎌倉トナレバ死ヲ恐レズ勇敢ナル働ヲナス。要スルニ才智ニ於テ劣レルモ勇氣ニ於テ勝リタルヲ特徴トス。又東京ニ近キタメ思想上政治上ノ問題ヲ氣ニ掛クルモノ多ク他ノ鎮守府ノ兵員ヲ田舎水兵ト侮ル風アリ

(二) 吳

才智ニ於テ大ニ優ル。戰時ニ於テモ亦宜ク働クモ殊ニ平時ニ於ケル彼等ノ作業振リハ實ニ花々シキ者アリ。サレド監督宜シキヲ得ザレバ要領良キニ騙サルルコトアリ。又頗ル小才ニ長ジ服装等ハ無頓着ニアラズ寧ロ「ハイカラ」ノ方ナリ。要スルニ統御ニ宜シキ將校ヲ得レバ目覺マシキ作業ヲナシ大イニ用ニ立ツ兵員ナリ。裏日本方面出身ノ者ハ特ニ熱心ト耐力ニ富ム。情緒濃カニシテ能ク恩ヲ忘レズ

(三) 佐世保

横須賀トハ其ノ俗ニ謂フ豪傑肌ノ方ハ似タレ共性質ハ之ヨリ從順純朴ナリ。又沈着ナレバ克ク作業上

三

ノ困難及不自由ニ堪ヘ軍人トシテ最モ良キ素質ヲ有ス。只命令ニ漏レタルコトハ行フベキコトニテモ行ハザルコトアリ。即チ良ク言ヘバ正直惡ク言ヘバ馬鹿正直ナリ、俗ニ云フ氣利カヌト云フベキカ兵員ノ性行及氣質ヲ知ル方法

六韜ニ天壬外貌ト衆情ト相應セザルモノ十五アリ。嚴ニシテ不肖ナルモノアリ、溫良ニシテ盜ミヲナスモノアリ、貌恭敬ニシテ心慢ナルモノアリ、外庶謹ニシテ内至精ナキモノアリ、精々ニシテ情ナキモノアリ、湛々トシテ誠ナキモノアリ、謀ヲ好シテ決セザルモノアリ、果敢ノ如クニシテ不能ナルモノアリ、倥々トシテ反ツテ忠實ナルモノアリ、詭敷ニシテ功效ナルモノアリ、外勇ニシテ内怯キモノアリ、肅々トシテ反ツテ人ヲ易ル者アリ、嗃々トシテ反ツテ靜懨ナルモノアリ、勢虚ニ形劣ニシテ外ニ出テ至ラザル所ナク遂ゲザル所ナキモノアリ。夫レ下ノ賤ム所ハ聖人ノ貴ブ所ナリ。凡ソ人知ル莫シ大明アルニ非ンバ其ノ際ヲ見ズ。此レ士ノ外貌中情ト相應セザルモノアリ。之ヲ知ルニ八段アリ

一ニ曰ク之ヲ問フニ言ヲ以テシ其ノ辨ヲ觀ル、二ニ曰ク之ヲ竊スルニ辨ヲ以テシ其ノ變ヲ觀ル、三ニ曰ク之ニ問牒ヲ與ヘ以テ其ノ誠ヲ觀ル、四ニ曰ク明白ニ顯問シテ以テ其ノ德ヲ觀ル、五ニ曰ク之ヲ使フニ財ヲ以テシ其ノ廉ヲ觀ル、六ニ曰ク之ヲ誠ムルニ色ヲ以テシ其ノ貞ヲ觀ル、七ニ曰ク之ニ告グルニ難ヲ以テシ其ノ勇ヲ觀ル、八ニ曰ク之ヲ醉ハシムルニ酒ヲ以テシ其ノ態ヲ觀ル。八徵備ハル時ハ則賢不尙別ル

第二項 指揮者ノ素養

一 君子重カラザレバ則チ威アラズ學ベバ則チ固ナラズ

忠信ヲ主トシ己ニ如カザル者ヲ友トスルナカレ過テ則改ムル憚ル事勿レ(論語)

二 左ノ缺點ハ往々見ルコトナリ

懶惰、無頓着、利己主義、質素ナラズ、容姿端正ナラズ

虎狼ノ威ヲ恣ニシ他ヲ脅威スルコト甘キ人ニシテ人ヲ使フニ「呉レ」ヲ濫用ス。腹立易ク小事故ニ感情ヲ興奮ス、仕事ニ對シ自信力ナシ。又ハ小心緻密ナラズシテ大膽ナル者アリ

三 古人ノ言ニ曰ク

(イ) 將ニ五材十過アリ、五材トハ勇智仁信忠ナリ。勇ナレバ則チ犯ス可ラズ、智ナレバ則チ亂ス可ラズ、

仁ナレバ則チ人ヲ愛ス、信ナレバ則チ欺カズ、忠ナレバ二心ナシ。十過トハ勇ニシテ死ヲ輕ンズルモノアリ、急ニシテ心速ナルモノアリ、貪ツテ利ヲ求ムル者アリ、廉潔ニシテ人ヲ愛セザルモノアリ、智ニシテ心緩キモノアリ、剛毅ニシテ自用フル者アリ、惰ニシテ人ヲ任ズルヲ喜ブ者アリ

(ロ) 身ノ貴キヲ以テ人ヲ賤ム勿レ、獨見ヲ以テ衆ニ違フ勿レ、辨説ヲ以テ必要トナス勿レ、士未ダ座セズンバ座スル勿レ、士未ダ食セズンバ食スル勿レ、寒暑ヲ必ズ同フセヨ。此ノ如クスレバ士衆必ズ死力ヲ盡サン

(ハ) 將來ハ衷付ヲ服セズ夏ハ扇ヲ操ニス、雨降レ共蓋ヲ張ラズ名付ケテ禮將ト言フ。將身ニ服セザレバ以

テ士卒ノ寒暑ヲ知ルナシ。隘寒泥塗ヲ行フ時ハ將必ズ下リテ歩ス名付ケテ力將ト言フ。將身ニカヲ服セズンバ以テ士卒ノ勞苦ヲ知ルナシ、軍皆次ヲ定メテ將ノ舍ニ就ク。炊ク者皆熱シテ將ノ食ニ就ク、軍人ヲ擧ゲザレバ將亦擧ゲズ名付ケテ止慾ノ將ト言フ。將身ニ止慾ヲ服セザレバ以テ士卒ノ餓飽ヲ知ルナシ、將士卒ト寒暑苦樂餓飽ヲ共ニス、故ニ三軍ノ衆鼓聲ヲ聞ケバ則チ喜ビ金聲ヲ聞ケバ即チ怒ル。城ヲ高クシ地ヲ深クシテ矢石繁ク下ルモ士卒先ニ登ランコトヲ爭フ、士死ヲ好ミテ傷付ク事ヲ樂シムニ非ラズ其ノ將ノ寒暑餓飽ヲ知ルコト審ニシテ勞苦ヲ見ルノ明ナルガ爲ナリ

四

軍圍未ダ達セズンバ將渴ヲ言ハズ、軍幕未ダ辨ゼズンバ將倦ヲ言ハズ、軍竈未ダ炊カズンバ將飢ヲ言ハズ。以上ハ唯一部分ニ過ギザルモ甲板士官トシテ服膺ス可キ所多シ。甲板士官ハ須ク軍務ニ必要ナル智識ヲ廣メ常識ヲ養ヒ、兵員ノ性格人情ヲ察シ、態度服裝ヲ嚴正ニシテ言語明確、命令課賦ハ適切ニシテ一令ノ下ニ兵員悅服事ニ從フ美風ヲ養成スベキナリ

第三項 統 御 術

一 命令ニハ絶對服從スベキモノナリ。命令ハ簡明適切ニシテ且受命者ノ識量ニ適應セザル可ラズ。而シテ命令ニハ目的ヲ達スル爲受命者ノ處斷ニ委セザル必要事項ヲ示ス。命令ニハ臆測ヲ加ヘ將來ヲ希望シ又ハ之ヲ命ジタル理由ヲ示シ或ハ未然ノ形勢ヲ揣摩シテ一々之ニ應ズル處置ヲ定ムルガ如キコトヲ避クベ

シ。命令ハ適當ノ時機ニ出スベシ

二 善ク人ヲ使ハント欲セバ己ヲ良ク使ヒタル人ノ先例ニ從フヨリ賢ナルハナシ

三 親ヲ作業ニ熱心ニ没頭セズンバ蓋シ兵員ヲシテ熱心ナラシメ得ンヤ

四 炎天強雨炭泥ノ中ニ在リテ部下ト苦ヲ共ニセザレバ何ゾ激勵シ得ンヤ

五 オ天氣ノ人タルベカラズ。氣ノ向キタル時ノミ良ク部下ヲ愛スベカラズ

六 部下ノ過誤ヲ犯セル時忿怒ニ任セ處斷セズ宜シク部下ヲシテ其ノ過ヲ覺リ爾後ノ改善ヲ期セシメザル可
ラス

七 部下ニ萬策ツキタル時就ク可キ人ナリト感ゼシメヨ

八 部下ト共ニ働キ指導セヨ。己ノ信ズル所ヲ斷行ス可シト雖モ而モ徹頭徹尾部下ヲ信用セヨ

九 部下ヲ信用セザル場合敗滅ノ運命ニ陥ル者ハ部下ニ非ズシテ自分ナルコトヲ銘記セヨ

千乗ノ國ヲ道みちムルニ事ヲ敬シテ信用ヲ節シテ人ヲ愛シ民ヲ使フニ時ヲ以テス（論語）敬事而信―事ヲナスニ天意道理ニカナウ様ニ慎重ス。信トハ言行一致ナリ。節用而愛人―如何デモ良イ仕事ハ節約シテ衆人ヲ愛用ス。使民以レ時―庶民ヲ使役スルニハ彼等ノ隙ノ時ニス（軍艦ニ於テハ無暗ニ休憩中ニ色々ノ仕事ヲ命ジタリセヌ事ニモナル可シ）

一〇 子曰之ヲ道クニ政ヲ以テシ之ヲ齊フルニ刑ヲ以テスレバ民免レテ恥ナシ。之ヲ導クニ徳ヲ以テシ之ヲ

齊フルニ禮ヲ以テスレバ恥アリテ且ツ格シ（論語）

一 軍紀ハ規律ト和合トニ依リナル。上下ノ間ニ情意和合セザレバ軍紀ハ形ノミトナル

有子曰禮和ヲ用フルハ貴トナス、小大ノ事之（禮ノミヲ指ス）ニ由ラズ行ハレザル所アリ（和ヲ用ヒズ禮ノミニ依ルトキハ成ラザルコトアリノ意）。和ヲ知リテ和スルモ禮ヲ以テ之ヲ節セザレバ亦行フ可ラザル也

二 將其ノ道ヲ能クスル者ハ吏其ノ將ヲ畏ル

三 其ノ兵ノ用ユルノ要アラバ禮ヲ崇ビ祿ヲ重クスルニアリ

四 將威ヲナス所ノ者ハ號令ナリ

五 怒ルベクシテ怒ラザレバ姦臣乃チ作ル、殺ス可クシテ殺サザレバ大賊發ス

六 軍ハ賞ヲ以テ表トナシ罰ヲ以テ裏トナス、賞罰明カナレバ則將ノ威行ハル

七 香餌ノ下ニ必ズ懸魚アリ、重賞ノ下必ズ勇夫アリ

八 愛而知其惡憎而知善（禮記）

九 卒ヲ見ル事愛子ノ如シ、故ニ之ト俱ニ死ス可シ（孫子）

二〇 善惡同則功臣倦（三畧）

二一 寬嚴ハ宜シキヲ得ネバナラヌガ初メ寬ニシテ後嚴ナルヨリ初メ嚴ニ後寬ナルヲ可トス

近時國民一般教育程度ノ向上ハ將校ト下士官兵トノ教育程度ヲ一日ト接近セシメ、時ニハ將校ニ對シテハ輕侮ノ念ヲ抱クモノ無キヲ保シ難キ今日、吾人ハ益々徳性ノ涵養ニ努メ特ニ金錢問題等ニ關シテハ極メテ淡泊ニ奢侈ヲ去リ質實剛健ノ氣風ヲ養ヒ次室時代ノ如キハ最モ元氣ニ率先活潑模範ヲ以テ最緊要事トナサン乎

第四項 艦内警察

一 甲板士官ト艦内警察

艦内警察トハ犯人探索ノ謂ナラズ。兵員ヲシテ規律ヲ遵守スベキ習慣ヲ作ラシメ誤ツモ犯行ヲナサシメザル如ク指導シ犯罪ヲ未然ニ防グヲ以テ第一目的トスベシ。故ニ甲板士官ハ左ノ心得ヲ要ス

兵員ノ性行ヲ知ルコト

賞罰ヲ明ニスルコト

(一) 犯罪ヲ生ゼシメザル如ク警戒シ貴重品ノ整頓格納ニ注意ス

二 賞罰ニ關スル教訓

(一) 一善ヲ廢スレバ則チ衆善衰フ、惡ヲ賞スレバ則チ衆惡歸ス

善ハ其ノ祐ヲ得惡ハ其ノ誅ヲ受クル時則國安クシテ衆善生ル

(二) 一人ヲ殺シテ三軍震フモノハ殺ス。一人ヲ賞シテ萬人悅ブモノハ之ヲ賞ス

三 賞罰ノ誤用

(三) 卒未ダ親附セザルニ之ヲ罰スレバ乃チ服セズ、服セザレバ即チ用ヒ難シ。卒己レニ親附シ罰行ハザレバ則用フベカラズ。故ニ罰ヲ用フル適當ノ時機ヲ要ス

(四) 甲板士官ハ八釜シク叱ルモノナリトハ是定評ナリ。然リ甲板士官ハ最モ多ク兵員ニ接スルモノナレバ其ノ一般ニ最モ良ク知り又最モ良ク指導シ得ルモノナリ。故ニ嚴然トシテ其ノ職ニ當リ苟クモ兵員ニ迎合セントスル如キ態度ハ毫末モアル可ラズ。賞罰ヲ行フ時訴ヘテ聞ク時賞スル時叱ル時須ク公平ナル可シ。彼ノ諸葛孔明ガ馬稷ヲ斬リ、楠公ガ愛姪和田新三郎ヲ刑シタルガ如ク一點ノ情弊ナキヲ要ス。犯行ハ毫モ假借ヲ許サズ直ニ罰スベシ。或人曰ク馬ノ利カザル時直ニ軸車ヲ入レズンバ無効ナリト

(一) 誤認ヲ以テ賞罰ヲ行フトキハ信用ヲ落シ威行ハレズ賞罰ヲ輕ンズ

(二) 馬鹿野郎又ハ頓馬等ノ侮辱罵言ヲ感情ニ任セテ發スレバ怒情長ク止マリ反感ヲ買ヒ惡結果ヲ來スコト多シ

(三) 行爲ノ輕重ニ依リ冷靜ニ考ヘテ罰スベシ。些細ノ事ヲ多勢ノ前ニテ侮辱スルガ如キ事ハ不可ナリ。殊ニ下士官ニ對シ兵ノ前ニテ罰ヲ加フルガ如キハ最モ不可ナリ。下士官トシテノ威信落ツレバナリ決シテ自己ノ爲ニ賞ヲ行フ可ラズ。又自己ノ感情ニ依リ行フ可ラズ

(五) 體罰ハ今日ノ時勢ニ於テハ効果少ナシ。サレバトテ言ツテ行ハザルモノヲ指導スル方如何、唯指導ス

ベキ士官ノ高雅優秀ナル人格ト徳トヲ以テスルニアルノミ。其ノ結果ヨリ出タル鐵拳ハイトウモノニ非ラズ。八代閣下ノ訓示ニ曰ク

「武人ハ常ニ 大元帥陛下ノ御前ニテ職ヲ執ル心掛ヲ持ツ可キモノナリ。大元帥陛下ノ御前ニテ誰カヨク部下ニ暴力ヲ用ヒンヤ」又「往々下士官兵ヲ遇スルニ暴力ヲ行ヒ自ラ刑罰ニ觸ルル者アリ。是血氣ニ速リテ軍紀風紀ノ精神ヲ忘レテ形式ニ走り、人ヲ服スルノ徳ナクシテ人ヲ責ムルニ酷ナルノ致ス所」ト些細ノ事柄ナリトモ等閑ニ附スルコトナク惡イコトハ能フ限リ追窮シテ之ヲ正ス可シ。彼等ノ中ニ多クハ人數ヲ頼ミテ罰ヲ遁避セントスルモノアリ虚言ヲ吐クモノアリ

(七) 努メテ寛宏ナル可シ。是前項ト矛盾スルガ如クシテ然ラズ。過ヲ恐縮シ居ル者ヲ責ムルハ不可ナリ。然レ共寛裕度ヲ過グレバ御人善トナリ威信行ハレザルニ至ル注意ス可シ。又尻馬ニ乗ル勿レ。他ノ人ニ過ヲ指摘注意セラレテ畏縮シ居ルモノヲ言葉尻ニ乗リテ叱ルハ無効ナルノミナラズ時ニ反撥心ヲ起サスコトアリ

四 艦内ニ於テ最モ多クアル不正行爲

(一) 郵便爲替、現金、物品ヲ窃取スル者其ノ原因左ノ如シ

- (イ) 珍ラシキモノ、金品ヲ欲シク窃ミタクナル遺傳的ノモノ
- (ロ) 酒色ニ溺ルル結果

(ハ) 自己及妻ノ虚榮心強キ結果等
 故ニ平素性行ヲ知リテ未發ニ豫防セザル可ラズ。各自注意シテ金錢物品ヲヤリ放タザル様心掛ザル可ラズ

(二) 上陸ノ歸リ番ニ泊リ來ル者

上陸員整列ノトキ整列セズ後ヨリ上陸札ヲ渡サズシテ當直將校、衛兵伍長ノ日ヲ窺ミテ外出シ翌朝歸リ來ル者アリ

(三) 上陸番ニ非ザルトキ上陸スル者

他人ノ札ヲ使用シ又ハ上陸札ノ上陸舷ノ部ヲ書換ヘテ先任伍長及當直將校ヲ誤魔化ス者、輕休業及第三種症ニシテ上陸札ヲ取上ゲラル可キニ之ヲカクシテ取上ゲラレズニ濟マシ上陸スル者

(四) 歸艦時刻ニ遅ルル者

(イ) 汽車汽船ノ遅延セル爲

(ロ) 酒ヲ吞ミ過ギ又ハ過勞ノ爲寢過ギタル爲

(ハ) 女ニ迷ヘル者

心掛ケ良キ者ハ目醒時計ヲ二個カケテ寢ル位ナリ

(五) 整列ニ出ザル者

整列ノ人數ヲ知リテ不足ノ時ニ調ブルコト

號令ノカカリタル作業ニ出デザル者

(六) 之ヲ防グニハ艦内ヲ良ク巡視シ諸倉庫ヲ開キ又ハ隅々ノ方ニ良ク兵員ノ惰眠ヲ貪ルモノ有レバ平素良ク注意スベシ殊ニ冬期ニ多シ

(七) 定時定所以外ニ喫煙、飲食スルコト

(イ) 多ク倉庫員ニ見ルトコロナリ。故ニ各倉庫ニ注意スルコト

(ロ) 便所内ニテナス者アリ

(八) 倉庫内ニテ喫煙シ爲ニ火災ヲ起シタル例アリ、最モ恐ル可キ事ナリ

(九) 官品ヲ使用スルモノ

官品ヲ窃取スル者

(二) 往々上陸時風呂敷包ノ中ニ入レ點檢ヲ誤魔化シ官品ヲ持出スモノアリ。特ニ遅レテ上陸スル者ノ包ノ中ヲ充分ニ點檢スル必要アリ

定時定所外ニテ洗濯シ又洗濯物、濡物ヲ乾カスモノ

各室從兵、給仕、倉庫員ニ多シ。其ノ他公德心ノ缺乏無精無頓着ノ爲軍艦ノ秩序、整頓、清潔ヲ亂スモノアリ。甲板士官ハ十分根氣ヨク之ヲ矯正セザル可ラズ

- (二) 各室糧食庫等ノ鎖鑰ヲ破リテ在庫品ヲ取ル者多シ。又酒保物品格納所ヲ破リシ例モアリ
- (三) 夜中ニ烹炊室ヨリ眞水ヲ取ル者アリ。故ニ嘴ニ充分鎖鑰スルヲ要ス
- (三) 各室、食器室、烹炊室ニ出入シテ所謂銀蠅ヲ働クモノ

第五項 其ノ他ノ諸注意

甲板士官ハ常ニ艦内ヲ巡視シテ兵員ノ舉動作業ヲ監督スルハ勿論一般氣風ヲ觀察スルト同時ニ善キヲ勸メ惡キヲ矯ス好風習ヲ馴致スル事ヲ努ム可シ。極メテ些細ナル事ト雖モ決シテ看過スルコトナク同種ノ事項モ再三注意ヲ喚起シ絶大ノ根氣ヲ以テ彼等ヲ督勵ス可シ

一度惡習ニ慣レシムルトキハ矯正極メテ困難ナルニ至ル可シ

一 軍艦旗ニ對シテ常ニ敬意ヲ表セシム可シ

二 諸作業ニ従事スル時諸部署ニ就キタル時ハ手空ハ正シク整列セシメ亂雜ナラザル如クセシムベシ
出入港ノ際前甲板ニ群集スルガ如キハ特ニ注意ス可シ

三 兵員ニハ往々規定ノ時間又ハ作業外猥リニ掃除服ヲ着用スル風習アルモノナリ注意ヲ要ス。掃除服着用ノ件ハ第一艦隊法令ニ明示シアリ

四 甲板士官ハ副長ト下士官兵トノ間ニ立チテ副長ノ命令ヲ實施セシムルト同時ニ、彼等ノ希望ニシテ正當

ナリト認ムルコトハ副長ニ申出デ彼等ノ便ヲ計リ彼等ノ内情ヲ知り定則ヲ侵サザル限リ艦内生活ヲ愉快ナラシメ本艦ノ乗員トナリシコトヲ幸福ニ感ゼシメ長ク止マランコトヲ希ハシムルニ到ル様心掛クベシ
下士官兵ニシテ終日精神爽快ニ立働ク様仕向ク可シ

是當直將校トシテ心掛クベキ事柄ナリト雖モ甲板士官モ大イニ此ノ心掛ヲ必要ナリトス。一例ヲ舉グレバ朝食ノ號音ヲ聞クニモ拘ラズ甲板洗方ニ掛ケ居リ、甲板洗方終リテ洗面ノ時間モナク直ニ食事ニ就クニ食事中ニ各分隊何名整列ノ號令ヲ聞クガ如キハ、兵員ニトリテ甚ダ不快ナルコトニシテ從ツテ其ノ日終日不愉快ニ終ルコトアル可シ

六 休憩中ハ充分休養セシメ止ムヲ得ザル場合ノ外使用セザルコト

七 下士官兵モ皆等シク陛下ノ赤子ニシテ只階級ノ差ノミニ依ツテ統屬スルモノニシテ國民ノ義務ヲ果シツツアルコトヲ忘ル可ラズ

八 下士官兵ニ作業ヲ命ズル際ニハ彼等ノ等級ニ應ジテ事業ヲ課ス可シ

下士官ニ命ズルニ三等兵ト同様ナルハ不可ナリ。但シ下士官ト雖モ案外信用ノ出來ザル者アリ

九 下士官兵ノ名ヲ呼ビテ作業ヲ命ズルハ甚ダ能ク働クモノナリ。故ニ能フ限り彼等ノ等級姓名ヲ知リテ記憶スルコトニ努ム可シ

一〇 如何ナル場合ニモ下士官兵ノ作業ヲ監督シ彼等ノ技能勤務振ヲ認知シ、進級會議又ハ補充交代等ノ場

合ニ意見ヲ提出スベシ。而シテ斯ル際ニハ決シテ愛憎ノ念ヲ挾ムコトナク公正ニ各人ノ考課ヲ陳述ス可シ。蓋シ甲板士官ハ兵員ノ内情ニ最モ精通スルヲ以テ特ニ重キヲ置カルレバナリ

一一 下士官兵ヲ使フニハ或程度迄信用ス可シ。一旦事業ヲ命ズレバ飽ク迄之ヲ遂行セシムルヲ要ス。怠ルコトアラバ其ノ人ヲ責ムベシ。時間ノ経過ヲ待タズシテ直ニ命ズルハ不可ナリ。是感情ヲ害シ軍紀ヲ紊ス基ナレバナリ

一二 事ヲ命ズルニハ輕重ヲ考ヘ重要ナル事ハ先任伍長、分隊先任下士官等ニ命ジ、分隊全體ニ關スル如キコトヲ一等兵等ニ命ズル如キコトハ宜シカラズ

一三 彼等ヲ叱責スルニハ等級及特技章等ヲ顧慮スルヲ要ス。下士官等ヲ多數兵員ノ眼前ニ罵言スルガ如キハ戒ム可シ

一四 職務以外ニ於テハ甲板士官（士官）ト下士官兵トノ粗隔ノ餘リニ甚シキハ宜シカラズ

一五 下士官兵ノ面會者ニ對シ能フ限り便利ヲ與フルコト

一六 役員ノ腕章ハ正確ニ付ケシムベシ（第一艦隊法令參照）

一七 當直釣床札ノ着脱ハ嚴重ニナサシム可シ。又航海中夜航直部員ニシテ假部ニ編入セルモノ等ニハ嚴重ニ札ヲツケシメ置クヲ要ス

一八 各室從兵長ハ食卓決算期ニハ非常ニ忙シクナルモノナレバ其ノ心得ヲ以テ使フ可シ（終）

一 作業豫定表

◎ 毎週金曜日中ニ庶務ニ移牒

備考								月	機密第		軍艦	號ノ	行動作業豫定表	月	日報告				
								日	一							機	業		
								曜	作									關	科
								在	動										
	土	金	木	水	火	月	日	所	行			般	機	業					
								在	動				關	科					

二 作業摘録

◎ 毎週土曜日中ニ庶務ニ移牒

備考	機密第							軍艦	號ノ	行動作業摘録	月	日	報告
	土	金	木	水	火	月	日						
										所行			
										在動			
										位置			
										一作			
										一般			
										機關			
										業科			
										記事			

三 専業總務表

一四二

副長印	各料各分隊	運用長印	砲術科	水雷科	航海科	運用科	工作科	甲板士官	月	日事業請求及人割	整列員							
											一分隊	二分隊	三分隊	四分隊				
請求人員	下士官																	
	兵																	
事業種類 其他ニル 事綴其ノ 關記事	人割																	
	事業員																	
一分隊	下士官																	
	兵																	
二分隊	下士官																	
	兵																	
三分隊	下士官																	
	兵																	
四分隊	下士官																	
	兵																	
備考																		
合計	下士官																	
	兵																	

四 轉 錄 証 表 紙

第 分 隊 作 業 請 求 票

整列人員數	下	士	官	
	兵			
事業 (員數)				
記 事				
各科へ出ヌベキ人員數				
甲板士官	下 士 官		兵	
運用科				
航海科				
水雷科				
砲術科				
工作科				
計				

備考 前日初夜巡檢前甲板掃除迄ニ請求スベシ

科 作 業 請 求 票

請 求 人 員 數		
下士官		
兵		
作業		
記 事		
各分隊ヨリ來ルベキ人員數		
	下 士 官	兵
一分隊		
二分隊		
三分隊		
四分隊		
計		

備考 前日初夜巡檢前甲板掃除迄ニ請求スベシ

HP『海軍砲術学校』公開史料

軍艦艦手人割表

分 隊	現員	毎日當直		特艇員		隔日當直				純兩舷直	當 直		兩 舷 直		夜航海直=参加スベキ人員	
		右	左	右	左	右	左	右	左		右	左	碇泊中	航海中		
I	下士官	9	3	3							3	2	1	3	3	5
	兵	46	12	11	1			8	11	3	2	1	11-14	13~16	21~24	
II	下士官	8	2	1				1		4	1	3	4-5	4~5	4~5	
	兵	41	9	10	4	3	3	4	6	2		2	9-11	16-18	22~24	
III	下士官	13	2	1	1	1	1		2	5	2	3	6-8	8~10	8~10	
	兵	95	17	21	13	4	3	3	17	12	5	3	20~25	43~48	50~55	
IV	下士官	9	2	2			1	1		3		3	5	5	6	
	兵	68	19	15	4	7	7	6	5	5	3	2	20~21	28~29	35~36	
合計	下士官	39	7	7	1		2	2	1	2	15	5	10	18~21	20~23	23~26
	兵	250	57	57	13	13	13	13	35	34	15	8	7	60~71	100-111	128~139

航海中兩舷直=参加スベキ役員、

外舷係 臨時取次、特別短艇員 汽動艇員

夜航海直=参加セザル役員

各室従兵、掃除番、廁番、取次、守灯番、酒保委員附、甲板下士官、ラム木係、

測巨手、倉庫員、先任衛兵伍長、衛兵隊、

碇泊中兩舷直=参加スベキ役員

測巨手、艦底係、ハ准役員トシ純兩舷直=算入ス、

七 塗料ノ種類

- (イ) 第一種塗料 水線上用
 (ロ) 第二種塗料 水線下用

品名	乾燥時間 時分	摘	要
ラジソン 一號 二號 三號	0.05 0.15 0.15	防鏽用 防熱用 防濕用	防鏽用 防熱用 防濕用
ジュリアン 一號 二號 三號	2.00 2.00 4.00	防鏽用 防熱用 防濕用	防鏽用 防熱用 防濕用
スライソール	0.15	水雷艇水線以下ニ用フ防熱料	
インナーナショナル 一號 二號	0.15 0.20	防鏽用 防熱用	
ゾエネヂアソン 一號 二號		同上	

塗料及要具一般標準(總塗)

- (イ) 普通塗具一庇ニテ塗り得ル面積三坪
 (ロ) 油拭ヒ 右同 六坪半(平滑面八坪)
 (ハ) 油拭ヒ一時間塗面積(一般下士官兵一人)内舷一・五坪、桁檣一坪強

- (ニ) 普通塗具一時間塗面積 (ハ) ト大差ナシ
 (ホ) 外舷塗粧面積略算法

$$\frac{\text{艦長(呎)} \times \text{外舷平均高(呎)} \times K}{36} = \text{坪}$$

K (戰艦、海防艦 = 3
 輕巡、驅逐艦 = 2.4)

- (ヘ) 内舷塗粧面積略算法

$$\frac{\text{艦長(呎)} \times \text{内舷平均高(呎)}}{36} = \text{坪}$$

乾燥劑使用最大標準限度

		夏	季	冬	季
白鼠塗具	$\frac{1}{50}$			$\frac{1}{30}$	
銹止塗具	$\frac{1}{100}$			$\frac{1}{50}$	
黄紺崩黄	$\frac{1}{20}$			$\frac{1}{20}$	

八 塗具配合表

鼠色塗具		白塗具 中具			(光澤消)白塗具 上具			白塗具 上具		塗料品名	原料配合量	乾燥時間	塗粧 ^{kg} ニテ ル面積 得	摘要																					
塗料溶解油煮亞麻仁油又ハ煮在油	松煙(油煙)	白亞鉛粉(酸化亞鉛)	揮發性油	又ハ 煮在油	塗料溶解油煮亞麻仁油	白亞鉛粉	「ターペンタイン」油	煮亞麻仁油	白洋漆(同)	白亞鉛粉(特許一號製品)	「ターペンタイン」油	又ハ 煮在油	塗料溶解油煮亞麻仁油	白亞鉛粉(酸化亞鉛)	二八―三九	一・五以下	五八―六八	八以上	二九―三四	六一―六九	七―〇	三―〇	一―〇	一〇―〇	八以下	二七―三三	六〇―六六	一―〇	一三―〇	3.0	3.5	3.5 (坪)	諸種ノ用途ニ供ス	室内、内蔵其ノ他白色ヲ要スル場所ニ廣ク用フ	艦長公室、長官公室其ノ他美麗ノ光澤ヲ要スル場所ノ塗粧ニ用フ。而シテ光澤ヲ充分ナラシムルタメ之ニ洋漆又ハ極少量ノ紺青ヲ加フルコトアリ

「六 テ」			鍍色塗具			鍍色塗具			鼠色塗具				
油及洋漆	白亜鉛粉	胡椒粉	揮發性油	塗料溶解油煮亞麻仁油又ハ煮荏油	胡椒粉重晶石粉	酸化鐵粉(鍍色酸化鐵)	揮發性油	塗料溶解油煮亞麻仁油又ハ煮荏油	胡椒粉重晶石粉	酸化鐵粉(鍍色酸化鐵)	揮發性油	塗料溶解油煮亞麻仁油又ハ煮荏油	
一三以下	一二以下	八〇以下	一〇以下	四二―五二	三三―三三二	一五以下	八以下	三三―四二	二九―三九	二〇以上	八以下	三四―四五	
									一〇〇				
								3.5				6.0	
				鍍色塗具ヲ拭ヒ其ノ光澤ヲ生ゼシムルニアリ但シ之ヲ塗ルニハ布ニ浸シテ用フルモノトス				諸種ノ用途ニ供ス 溝、路昇降口、樞縁等甲板ニ接シ 剝ゲ易キ部ニ用フ					鼠色塗具ノ塗面ヲ拭ヒ以テ其ノ光澤ヲ生ゼシムルニアリ但シ之ヲ塗ルニハ布ニ浸シテ用フルモノトス

九 載炭成績記錄樣式

分隊	種別	人員		載炭成績			於昭和		成績	記	日
		下士官	兵	炭種及搭載量	所要時間	一人一時間平均搭載量	年	月			
1											
2											
3											
4											
平均											
1. 所要時間 2. 負傷											

(刷印館文・東京)

